

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

オーストラリア政府

外務貿易省 (DFAT)

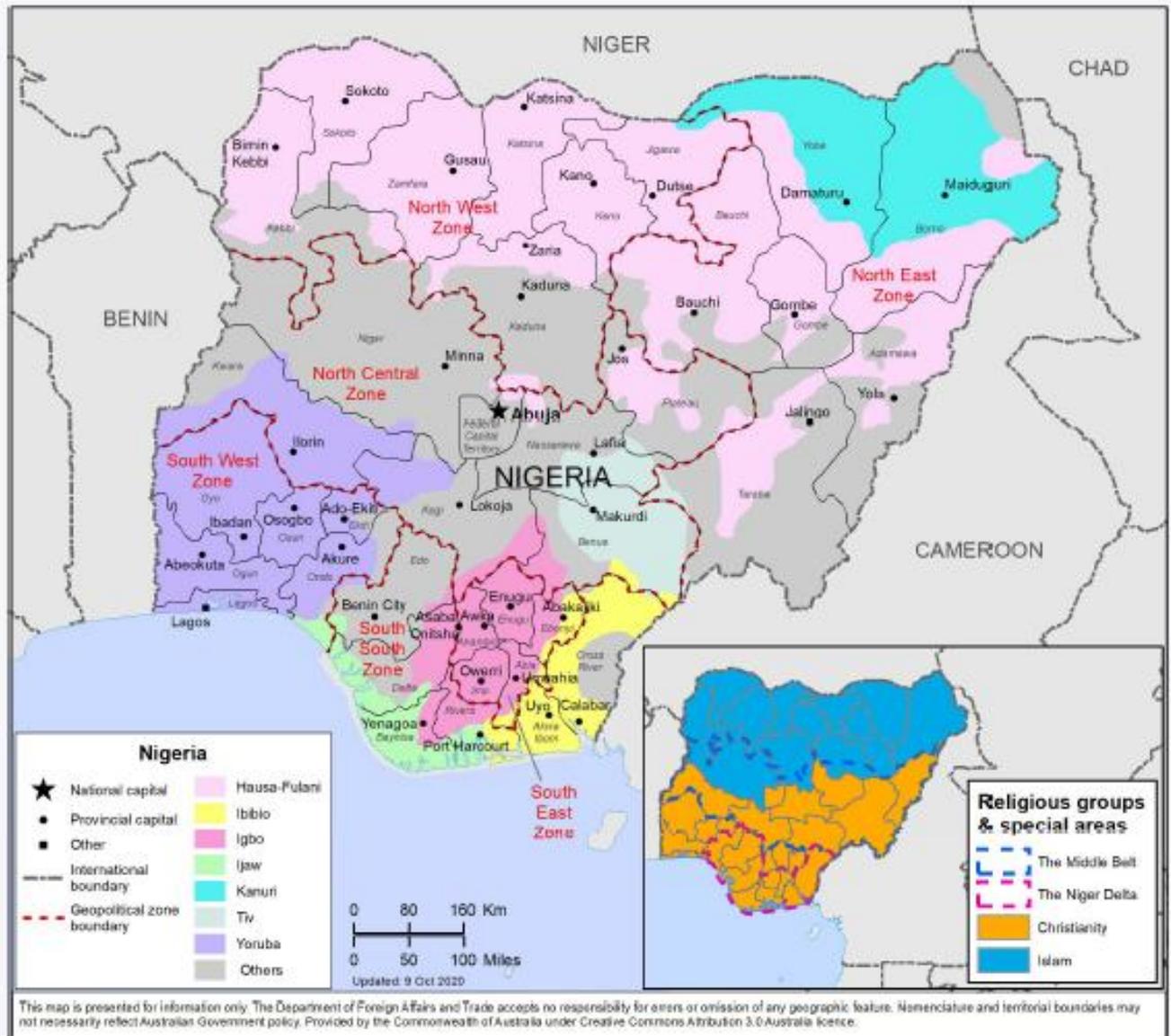
DFAT 国別情報報告書

ナイジェリア

2020年12月3日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
 また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

地図



当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次

頭字語一覧.....	4
用語集.....	7
1. 目的及び範囲.....	8
2. 背景情報.....	9
近年の歴史.....	9
人口統計.....	10
経済概観.....	11
政治制度.....	17
人権の枠組み.....	19
治安情勢.....	20
3. 難民条約に基づく申請.....	26
人種/国籍.....	26
宗教.....	27
（実際の又は帰属された）政治的意見.....	32
利害関係集団.....	36
4. 補完的形態の保護を求める申請.....	55
恣意的な生命の剥奪.....	55
死刑.....	57
拷問.....	58
残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰.....	59
5. その他の検討事項.....	62
国家の保護.....	62
国内移住.....	68
帰還者の取扱い.....	69
文書.....	70
偽造の横行.....	73

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

頭字語一覧

ACJA : (ナイジェリア) 2015年刑事司法管理法 (*Administration of Criminal Justice Act (2015)*)
APC : (ナイジェリアの政党) 全進歩会議 (*All Progressives Congress*)
BOI : (ナイジェリア) 調査委員会 (*Board of Inquiry*)
CAC : (ナイジェリア) 企業問題委員会 (*Corporate Affairs Commission*)
CAT : 拷問及び他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰を禁止する条約
(*Convention Against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*)
CEDAW : 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (*Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women*)
CJTF : (ナイジェリア) 民間人合同特別部隊 (*Civilian Joint Task Force*)
CPED : 強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約 (*International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance*)
CPI : 腐敗認識指数 (*Corruption Perception Index*)
CPJ : ジャーナリスト保護委員会 (*Committee to Protect Journalists*)
CRC : 児童の権利に関する条約 (*Convention on the Rights of the Child*)
CRPD : 障害者の権利に関する条約 (*Convention on the Rights of Persons with Disabilities*)
DFAT : (豪州) 外務貿易省 (*Department of Foreign Affairs and Trade*)
DSS : (ナイジェリア) 国家サービス局 (*Department of State Services*)
ECOWAS : 西アフリカ諸国経済共同体 (*Economic Community of West African States*)
EFCC : (ナイジェリア) 経済金融犯罪委員会 (*Economic and Financial Crimes Commission*)
e-ID : (ナイジェリア) 電子国民身分証明書 (*National Electronic Identification Card*)
FCT : (ナイジェリア) 連邦首都地区 (*Federal Capital Territory*)
FGM/C : 女性性器切除/女子割礼 (*Female genital mutilation/ cutting*)
GBV : 性差に基づく暴力 (*Gender-based violence*)
GDP : 国内総生産 (*Gross Domestic Product*)
GNI : 国民総所得 (*Gross National Income*)
HRW : (国際的な人権 NGO) ヒューマン・ライツ・ウォッチ (*Human Rights Watch*)
ICCPR : 市民的及び政治的権利に関する国際規約 (*International Covenant on Civil and Political Rights*)
ICCPR-OP2 : 死刑の廃止を目的とした ICCPR の第 2 選択議定書 (*Second Optional Protocol to ICCPR, aiming at the abolition of the death penalty*)
ICERD : あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (*International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination*)
ICESCR : 経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約 (*International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights*)
ICMW : 全ての移住者及びその家族の権利の保護に関する国際条約 (*International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families*)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ICPC : (ナイジェリア) 独立汚職慣行撲滅委員会 (Independent Corrupt Practices Commission)
ICRC : 赤十字国際委員会 (International Committee of the Red Cross)
ICT : 情報通信技術 (Information and communications technology)
IDPs : 国内避難民 (Internally displaced persons)
IED : 即席爆発装置 (Improvised explosive device)
IMN : (イスラム教シーア派集団) ナイジェリア・イスラム運動 (Islamic Movement in Nigeria)
INEC : (ナイジェリア) 独立国家選挙委員会 (Independent National Electoral Commission)
IOM : 国際移住機関 (International Organization for Migration)
IPOB : (ビアフラ独立を主張する政治団体) ビアフラ先住民族 (Indigenous People of Biafra)
IPV : 身近なパートナーによる身体的暴力 (Intimate partner violence)
ISWAP : イスラム国西アフリカ州 (Islamic State of West African Province)
LEM : (ナイジェリア) 労働・雇用省 (Labour and Employment Ministry)
LGBTI : レズビアン (女性同性愛者 : L)、ゲイ (男性同性愛者 : G)、バイセクシュアル (両性愛者 : B)、トランスジェンダー (身体的な性別と自認する性別が一致していない人 : T) 又はインターセックス (男女の身体的特徴を併せ持つ人々 : I) (Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender and/or Intersex)
MANI : ナイジェリア精神医療イニシアティブ (Mentally Aware Nigeria Initiative)
MASSOB : ビアフラ主権国家の実現のための運動 (Movement for the Actualisation of the Sovereign State of Biafra)
MEND : ニジェール・デルタ解放運動 (Movement for the Emancipation of the Niger Delta)
NAF : ナイジェリア軍 (Nigerian Armed Forces)
NAPTIP : (ナイジェリア) 国家人身売買禁止機関 (National Agency for the Prohibition of Traffic in Persons)
NBC : (ナイジェリア) 国家放送委員会 (National Broadcasting Commission)
NBS : (ナイジェリア) 国家統計局 (National Bureau of Statistics)
NCAT : (ナイジェリア) 国家拷問禁止委員会 (National Committee Against Torture)
NCC : ナイジェリア通信委員会 (Nigerian Communications Commission)
NDA : (ナイジェリアの反政府武装勢力) ニジェール・デルタ・アベンジャー (Niger Delta Avengers)
NGO : 非政府機関 (Non-government organisation)
NHC : (ナイジェリア) 国家ハッジ委員会 (National *Hajj* Commission)
NHRC : (ナイジェリア) 国家人権委員会 (National Human Rights Commission)
NID : (ナイジェリア) 国民識別データベース (National Identity Database)
NIMC : (ナイジェリア) 国民識別管理委員会 (National Identity Management Commission)
NIN : 国民識別番号 (National Identification Number)
NIS : ナイジェリア移民局 (Nigerian Immigration Service)
NPF : ナイジェリア警察部隊 (Nigerian Police Force)
OHCHR : 国連人権高等弁務官事務所 (Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights)
OP-CAT : CAT の選択議定書 (Optional Protocol to CAT)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

OP-CRC-AC : 児童の武装紛争への関与に関する CAT の選択議定書 (Optional Protocol to CRC on the involvement of children in armed conflict)

OP-CRC-SC : 児童の人身売買、児童売春及び児童ポルノに関する CAT の選択議定書 (Optional Protocol to CRC on the sale of children, child prostitution and child pornography)

PAP : (ナイジェリア) 大統領恩赦プログラム (Presidential Amnesty Programme)

PDP : (ナイジェリアの政党) 人民民主党 (People's Democratic Party)

PSC : (ナイジェリア) 警察業務監視委員会 (Police Service Commission)

SARS : (ナイジェリア) 強盗防止特別班 (Special Anti-Robbery Squad)

SSMPA : (ナイジェリア) 2014 年同性間結婚 (禁止) 法 (*Same Sex Marriage (Prohibition) Act (2014)*)

UK : 英国 (United Kingdom)

UN : 国際連合 (国連) (United Nations)

UNAIDS : 国連エイズ合同計画 (Joint United Nations Programme on HIV/AIDS)

UNCAC : 腐敗の防止に関する国連条約 (United Nations Convention Against Corruption)

UNDP : 国連開発計画 (United Nations Development Programme)

UNFPA : 国連人口基金 (United Nations Population Fund)

UNHCR : 国連難民高等弁務官事務所 (United Nations High Commissioner for Refugees)

UNICEF : 国連児童基金 (ユニセフ) (United Nations Children's Fund)

UPR : (国連) 普遍的・定期的審査 (Universal Periodic Review)

US : 米国 (United States)

USD : 米ドル (United States dollars)

VAPP : 2015 年対人暴力 (禁止) 法 (*Violence Against Persons (Prohibition) Act (2015)*)

WHO : 世界保健機関 (World Health Organization)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

用語集

ハッド (*Hudud*) : イスラム法に基づく不変の刑罰

パルダ (*Purdah*) : 女性及び思春期の女子を血縁関係がない男性から隔離する文化的慣行

シャリーア (*Sharia*) : イスラム法

本報告書で使用する用語

高いリスク : DFATは事案が強いパターンを形成して発生していることを認識している。

中程度のリスク : DFATは行動パターンの存在を示唆できるほど十分な件数の事案が発生していることを認識している。

低いリスク : DFATは事案が発生していることを認識しているが、パターンを形成していると結論を出せるほど十分な証拠を有していない。

公的差別

1. 社会の他のセクションの人々であれば利用できる国家の保護又はサービスの利用を特定の集団が利用するのを妨げるためにその特定集団に適用される法律上又は規則上の措置（例として、個人登録文書又は身分証明書を取得する際の困難さ、文書を承認してもらう際の困難さ、恣意的な逮捕及び勾留を挙げることができるかもしれないが、これらに限定されない）
2. 国家職員が特定の集団に向けて取る行動であって、社会の他のセクションの人々であれば利用できる国家の保護又はサービスの利用を妨げるような行為（特定の集団に対し、法的又は行政的措置を実施しないなど）

社会的差別

1. 社会の他のセクションの人々であれば通常利用できるような財又はサービスを特定の集団が利用するのを妨げる社会の構成員（家族、雇用主又はサービス提供者など）の行動（例として、不動産の賃貸の拒否、財又はサービスの販売の拒否及び雇用差別を挙げることができるかもしれないが、これらに限定されない）
2. 社会の構成員（家族、知人、雇用主、同僚又はサービス提供者など）による村八分又は排斥

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

1. 目的及び範囲

1.1 この国別情報報告書は、外務貿易省（DFAT）が保護地位を決定することのみを目的として作成したものである。本報告書は作成時点における DFAT の最善の判断と評価を提供しており、ナイジェリアに関するオーストラリア政府の方針とは別個のものである。

1.2 本報告書は、包括的な国の概要ではなく一般的なものを提供している。本報告書は、保護ビザの個別申請を全く考慮することなく、現在の取扱い事案を審査するオーストラリアの意思決定者向けに作成されている。意思決定者のための政策ガイダンスは、本報告書に含まれていない。

1.3 1958年移民法（*Migration Act*）第499条に基づき2019年6月24日に発出された閣僚級指針（*Ministerial Direction*）第84号は、以下のとおり述べている。

外務貿易省が保護地位の決定のみを目的とするという点を明確にして国別情報評価書を作成し、意思決定者がその評価書を利用できる場合、意思決定者は決定を下す際、関連するときには当該評価書を考慮に入れなければならない。しかし、意思決定者は、当該国に関する他の関連情報を検討することを妨げられているわけではない。

1.4 本報告書は、ナイジェリアに関する DFAT の現場の知識と同国内の様々な情報源との議論に基づいて作成されている。また、本報告書は、諸々の政府及び非政府報告書から得られる関連情報も考慮に入れている。こうした報告書の中には、米国内務省（US Department of State）、英国内務省（UK Home Office）、世界銀行及び国際通貨基金（IMF）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）、国連開発計画（UNDP）、国連人口基金（UNFPA）、国際移住機関（IOM）等の国連関連機関、ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）、アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）、フリーダム・ハウス（Freedom House）等主要な人権団体、ナイジェリアの非政府組織（NGOs）、及び定評のある報道機関が作成した諸報告書が含まれる（が、これに限定されない）。DFAT が報告書又は主張の特定の出所に言及していない場合、これは情報源を保護するためのものである可能性がある。

1.5 本報告書は、2018年3月9日に公表されたナイジェリアに関する DFAT の前回報告書に取って代わるものである。本報告書は、2020年12月に公表された DFAT の「西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）に関するテーマ別報告書」と併せて読むべきである。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2. 背景情報

近年の歴史

2.1 現代のナイジェリアの国境と領土は、19世紀半ばに始まった英国による植民地支配の時代に確立された。1914年、英国は北部ナイジェリア保護領と南部ナイジェリア保護領を正式に統合して「ナイジェリア植民地及び保護領 (Colony and Protectorate of Nigeria)」と改称して単一の領土とし、250を超える民族集団で構成される人口を一つにまとめた。この結果、国内の北部と南部の間で宗教が深く分断され、経済面や教育面の開発状況にも著しい格差が生じた。第二次世界大戦後にアフリカ全土にわたって起きた非植民地化の波に沿って、ナイジェリアは1960年10月1日、議会政治と州に広範な自治権を与えることを定めた憲法に基づき、独立を果たした。

2.2 独立国家としてのナイジェリアは、民族間及び宗教間の対立関係が経済格差により増幅するなど当初から難題に直面した。一連のクーデター及び反クーデターの動きの中で最初のものは1966年に発生し、ナイジェリアは20世紀の残りの期間の大半を軍事政権下で過ごした。1967年5月、南東区域がビアフラ共和国 (Republic of Biafra) として独立を宣言したことが火付け役となって、その後内戦が3年間続いたが、1970年1月にビアフラ共和国が敗戦したことで内戦が終焉した。この紛争により最大で300万人が死亡した。その大半は餓死である。現在でも、複数の組織がビアフラの分離独立を唱道し続けている ([ビアフラ分離独立派](#)を参照)。

2.3 軍部指導者が政治活動を抑圧した。最も著名な指導者は1993年11月に権力を掌握したサニ・アバチャ将軍 (General Sani Abacha) である。1995年に著名な作家兼政治活動家が処刑された事件を広く非難した後、欧州連合は制裁を科し、ナイジェリアは英連邦加盟資格の停止処分を受けた。アバチャが1998年に死亡した後、1999年に行われた議会及び大統領選挙で、オルセグン・オバサンジョ (Olusegun Obasanjo) 元将軍が勝利し、政権の座に就いたことで、軍事政権は正式な終焉を迎えることになった。ナイジェリアは1999年に新憲法を導入した。新憲法は、連邦政権制度と宗教法、慣習法及び民法の混成適用について概説している。

2.4 文民が運営した2003年の大統領選挙ではオバサンジョ大統領が再選を果たし、2期目を務めることになった。それ以来、新たな軍事クーデターは一切起きていない。その後の選挙は4年間隔で行われ、全て文民により運営された。歴史的に見れば、野党候補者が勝利した大統領選挙もあった。これらの選挙は完全には程遠く、政治的暴力を伴うことが多かったものの、国際監視団は選挙結果がおおむね国民の意思を反映してきたという見方で一致している。ナイジェリアにおける最新の大統領選挙は2019年2月に行われたが、ムハンマド・ブハリ (Muhammadu Buhari) 元将軍が再選を果たし、2期目を務めることになった。

2.5 文民統治に戻ったものの、ナイジェリアは複数の側面で難題に直面し続けている。民族・宗教的な緊張関係が継続していることに起因して、一般には局所的な要因が引き金となり、国内全域にわたって

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

死者を伴う暴力事件が時折発生してきた。例えば、2000年に北部の数州がシャリーア（イスラム法）を採用したことで緊張関係が高まった結果、キリスト教徒とイスラム教徒の間で衝突が起き、数百人が死亡する事態を招いた。この問題は引き続き摩擦のポイントとなっている（宗教を参照）。ニジェール・デルタ地域において過激派が石油産業を標的として活動している状況は経済に、また、より一般的には国家の安全保障に影響を及ぼしてきている。北東部ではボコ・ハラム（Boko Haram）イスラム集団が永続的な暴力活動を展開しており、これまで数万人が殺害され、数百万人が国内避難を強いられてきた。ナイジェリアの石油重視経済は依然として外部要因の影響を受けやすく、また、膨大な数のナイジェリア人は貧困ライン以下の生活をしている（経済概観を参照）。国家及び非国家機関による深刻な人権侵害が引き続き発生しており、こうした行為は処罰されない場合が多い。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行（パンデミック）が及ぼす長期的影響は依然として不明である。

人口統計

2.6 ナイジェリアは、アフリカで人口が最も多い国である。総人口は推定で2億600万人であり、毎年2.6パーセントの割合で増加している。ナイジェリアの国民は若く、年齢の中央値は18.6歳である。人口の62パーセントは24歳以下であり、41.7パーセントは14歳以下である。

2.7 大規模な人口集団が国内全域にわたって散在している。人口密度が最も高い地域は南部と南西部にある。ナイジェリア最大の居住地は、南西部に位置する旧首都のラゴス（Lagos）（1,440万人）で、北部のカノ（Kano）市（400万人）、南部のイバダン（Ibadan）市（360万人）、中央区域の首都アブジャ（Abuja）（330万人）、南部のポート・ハーコート（Port Harcourt）市（300万人）とベニン（Benin）市（170万人）がこれに続く。ナイジェリアの都市化率は推定で年率4.23パーセントであり、現在の都市部人口の総人口に占める割合は、およそ52パーセントである。

2.8 ナイジェリアは、250を超える民族集団で構成されている（人種/国籍も参照）。主に北部に拠点を置くハウサ（Hausa）族は最大の民族集団であり、総人口の30パーセントを占める。南西部に住むヨルバ（Yoruba）族（15.5パーセント）、南東部に住むイボ族（Igbo）（15.2パーセント）及び北部に住むフルニ族（Fulani）（6パーセント）がこれに続く。公用語は英語であるが、憲法の様々な条項は公式の場（議会に関係する業務を含む）において他の国語も使用することを規定している。

2.9 ナイジェリア人は、主にイスラム教とキリスト教を実践しており、人口の51.6パーセントがイスラム教徒（大半がスンニ派）、46.9パーセントがキリスト教徒であることが確認されている。人口は北部のイスラム教徒と南部のキリスト教徒に大別されるが、各教徒のコミュニティが全国に存在している（宗教も参照）。

2.10 ナイジェリアには、紛争に関連した国内避難民（IDP）が多数存在している。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によると、2019年8月現在、主にボコ・ハラムの反政府活動の結果としてチャド湖流域（Lake Chad Basin）地帯におよそ200万人が国内避難している（治安情勢を参照）。国際移住機関（IOM）によると、18歳未満の男子がIDP人口の56パーセントを占めており、その23パーセントは

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6 歳未満である。

経済概観

2.11 ナイジェリアはサハラ砂漠以南のアフリカで（南アフリカと接戦しながら）最大の経済を有しており、2019 年における経済価値は 4,465 億米ドルと推定されている。ナイジェリア経済は原油が中心となっており、国内総生産（GDP）のおよそ 10 パーセントを占めている。これは歳入の 70 パーセント、総輸出額の 83 パーセント以上に相当する。ナイジェリアは世界第 8 位の石油輸出国であり、その石油埋蔵量は、およそ 350 億バレルと推定されている。国の経済が石油に依存しているという状況は、原油価格と生産量の変動に極めて影響を受けやすく、安い原油価格が経済成長に悪影響を及ぼして公共投資を制限することを意味する。また、ナイジェリアは、液化天然ガスの主要輸出国にもなっており、その輸出額は総輸出額の 15.5 パーセントを占めている。

2.12 サービス部門、特に金融、電気通信及び小売セクターは GDP の 52 パーセントを占め、人口の 50 パーセントを若干超えた人々を雇用している。サービス部門の発展は、開発が遅れているナイジェリアのインフラ、特に道路、電気及び水道に関連する設備によって妨げられている。自給農業が中心である農業部門は、GDP のおよそ 21.2 パーセントに貢献しており、労働力のおよそ 36 パーセントを雇用している。産業部門は GDP の残りの 25 パーセントを構成しており、ナイジェリア人のおよそ 11 パーセントを雇用している。国内最大の産業は、石油産業、観光、農業及び鉱業である。石油産業は現在、原油泥棒に悩まされており、この盗難によって、実に 109 億米ドル（151 億豪ドル）もの潜在歳入が失われていると考えられている。著しい石油損失は、石油流出によっても記録されている。

2.13 ナイジェリアの社会及び人間開発指標はサハラ砂漠以南アフリカ諸国の平均より低い。UNDP は 2019 年人間開発指標（Human Development Index）でナイジェリアを 189 か国中 158 位に順位付けした。2018 年には、およそ 8,700 万人のナイジェリア人が極貧生活をしてきた（1 日当たり 1.90 米ドル未満で生活すると定義されている）と推定されており、この人数は世界最多である。富と経済開発は一様に分布されておらず、南部の諸州と比べて北部の諸州における貧困の事案が遥かに多く、また、南西部は貧困事案が最も少なくなっている。

2.14 一部の経済指標（公的債務レベルなど）は相対的に健全なように見えるが、ナイジェリアは依然として、大きな割合を占める若年者人口向けに雇用機会を確保する上で（次項を参照）、また、蔓延する貧困を緩和する上で重大な課題に直面している。DFAT は、経済的理由が国外移住の重要なプッシュ要因になっていると評価している。

雇用

2.15 COVID-19 が発生する前、国家統計局（NBS）は、ナイジェリアの公式失業率が 23.1 パーセント、不完全雇用率が 16 パーセント、また、若年者失業率が 30 パーセントと報告した。COVID-19 のパンデミックがナイジェリアを襲って以来、失業率は悪化した。政府は 2020 年 12 月までに 3,940 万件の雇用

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

が喪失すると予測していると伝えられている。COVID-19 発生前の環境においては、分析家は概してナイジェリアの高い失業率を、失業者の増加、合致する就業の機会がない学校卒業生数の増加、公的・民間両部門の多くの機関における雇用の凍結、製造及び石油産業における雇用喪失の継続といった要因に求めていた。公式統計によると、COVID 19 発生前の失業率は、南部のアクワ・イボム (Akwa Ibom) 州、リバーズ (Rivers) 州、バイエルサ (Bayelsa) 州及びアビア (Abia) 州で最も高く、南西部のオスン (Osun) 州、オヨ (Oyo) 州及びオンド (Ondo) 州で最も低かった。北部では、ボルノ (Borno) 州で失業率が最も高く、カツィナ (Katsina) 州で最も低かった。

汚職

2.16 ナイジェリアは、*腐敗の防止に関する国連条約 (UNCAC)* と *アフリカ連合腐敗防止対策条約 (African Union Convention on Preventing and Combating Corruption)* の締約国である。憲法第 15 条第(5)項は、国家に全ての腐敗慣行と職権濫用を廃止するよう義務付ける一方、他の条項は資産開示の要件と行政部門、議会及び立法府の各メンバーを対象に贈答品の授受を規定する規則を明記している。刑法 (Criminal Code) は汚職と職権の濫用を犯罪としており、2000 年 *汚職慣行及び他の関連犯罪法 (Corrupt Practices and Other Related Offences Act)* は能動的及び受動的賄賂に加え、汚職未遂、詐欺、強要及び資金洗浄を犯罪としている。刑罰は個人及び企業の双方に適用され、罰金刑及び又は 7 年以下の懲役刑が科される。贈答品又は便宜を図ってもらうための支払金の授受は違法である。他の反汚職法として、現金の支払及び受領を規制する 2011 年 *資金洗浄(禁止)法 (Money Laundering (Prohibition) Act)* がある。

2.17 腐敗防止のための枠組みが確立されているにもかかわらず、国際監視団の報告によると、執行状況は依然として弱く、社会のあらゆる分野にわたって腐敗は広く行き渡っている。公的資金の流用は一般的であり、公的機関内には引き立てと縁故主義のシステムが存在している。企業、民間人とも、水道や電気といった政府サービスを受けるために賄賂や見返り金を支払うことを見込んでいる。賄賂は税関や港当局の間でも普通に行われており、密輸品が日常的に海港や国境内に入ってくる。給与が十分に支払われていない判事や裁判所事務官は賄賂に晒されやすく、ナイジェリア人のほぼ半数は司法制度が腐敗していると認識している (司法部門を参照)。企業の半数以上は警察に依存せず自らの安全を確保するための支払を行う。警察は国内で最も腐敗した機関であると広くみなされている (ナイジェリア警察部隊 (NPF)を参照)。報告慣行、安全措置及び品質管理は、天然資源部門で特に脆弱であり、石油販売は高い汚職リスクを伴う。トランスペアレンシー・インターナショナル (Transparency International) は、その 2019 年腐敗認識指数 (Corruption Perceptions Index) でナイジェリアを 180 か国中同順位 146 位にランク付けしている (180 位が最も腐敗している)。

2.18 独立汚職慣行撲滅委員会 (ICPC) は、大半の形態の汚職を起訴する広範な権限を有しており、経済金融犯罪委員会 (EFCC) は金融経済犯罪を調査し、起訴する権限を付与されている。国際監視団の報告によると、両機関とも、不十分な資金、能力不足及び政治的支援の欠如を理由に汚職を抑制する上で概して無力であることがわかっている。ICPC は 2019 年 8 月に強制捜索を行い、強要の罪で連邦道路安全担当職員 37 人と民間従業員 5 人を逮捕するに至った。2019 年 9 月現在、EFCC は年間を通じて 834 件

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の有罪判決を確保した。また、EFCC は 2019 年に多数の野党政治家を逮捕し、起訴したため、党派的な動機があったのではないかという疑惑を招いた。ICPC と EFCC の腐敗防止の取組は概して低・中級レベルの政府職員に焦点を当ててきたものの、2015 年に大統領選挙が行われた後、両機関とも様々な現役及び元高級官僚に対して捜査を開始し、訴訟を提起した。これらの裁判事件の多くは、係属中のままである。

2.19 2019 年 4 月、最高裁判所 (Supreme Court) のウォルター・オンノゲン長官 (Chief Justice Walter Onnoghen) は 外国銀行の 5 口座に預けていた金額を開示しなかったとして資産の虚偽申告の罪で有罪判決を受けた。同氏は 10 年間公職に就くことを禁じられ、その 5 口座に保有する預金を放棄するよう命じられた。ブハリ大統領は、大統領選挙が行われる数週間前の 2019 年 1 月に資産を開示しなかった罪でオンノゲンを停職にしていた。ブハリ大統領は、オンノゲンの停職に関して、法律で義務付けられている上院議員の 3 分の 2 の支持又は国家司法評議会 (National Judicial Council) からの支持を得てはいなかった。オンノゲンの停職の時期とプロセスにより、多くの野党候補者、弁護士及び市民社会指導者は司法部門の独立性に関与しているとしてブハリ大統領を非難するようになった。

保健

2.20 憲法第 17 条第(3)項(d)号は、全ての人々のために十分な医療・保健制度を確立することを国家に義務付けている。医療は公的、民間部門の両方で提供されている。民間部門は医療サービスのおよそ 60 パーセントを提供しているが、医療施設自体はわずか 30 パーセントを所有しているにすぎない。政府は 2019 年におよそ 32 億米ドルを医療に投入したのに対し、民間医療部門では 100 億米ドル以上の金額が費やされている。こうした状況は、ユニバーサル・ヘルス・ケア制度 (普遍主義的医療制度) の構築を目指すことでコンセンサスが得られているにもかかわらず、ナイジェリアでは医療制度に必要な資金を調達する上で自己負担による医療費支払に大きく依存していることを示唆している。

2.21 ナイジェリアの医療制度は、国民のニーズに応える上で重大な課題に直面している。結核や HIV/エイズといった感染症の蔓延度は高止まりしている。世界保健機関 (WHO) によると、ナイジェリアの医療統計は、極めて好ましからざる結果を示しており、また、州と州の間で、また、都市部と農村部の間で、さらに、教育と社会的地位の状況に応じて、著しい格差が存在している。2018 年現在、ナイジェリア人の男性の平均余命は 53 歳で、女性の平均余命は 55 である。産婦死亡率は、生児出生 10 万人当たり 576 人と高く、総出産率は 5.5 人 (人口補充出生率は 2 人) となっている。乳幼児 (5 歳未満) 死亡率は生児出生 1,000 人当たり 19.9 人 (オーストラリアでは 3.1 人) である。

2.22 近年、ナイジェリアでは複数の大きな病気が大流行し、国内の医療制度に深刻な課題を投げかけてきた。まず、2016~17 年には髄膜炎が勃発した。25 の州から疑われる症例が 14,518 件報告され、1,166 人の死者を出した。北部のザムファラ (Zamfara) 州、ソコト (Sokoto) 州、ヨベ (Yobe) 州、カツィナ州、カノ (Kano) 州、ケビ (Kebbi) 州及びナイジャ (Niger) 州が最も大きな被害に遭った。次に、2020 年初め、26 の州 (及び FCT) でラッサ熱の症例が 472 件報告され、70 人の死者を出した。そしてコロナである。2020 年 11 月 23 日現在、ナイジェリアでは COVID-19 の症例が 65,305 件確認され、死者は

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

1,163 人となっている。

2.23 国連エイズ合同計画（UNAIDS）の報告によると、2018 年においては 190 万人（利用可能な最新統計）が HIV を抱えて生活している。HIV は 15~49 歳の成人の間で広まっており、増加率は 1.5 パーセントである。HIV を抱えて生活する成人の 55 パーセントは女性である。また、HIV を抱えて生活する人々の 67 パーセントは自身の状況を認識しており、53 パーセントは治療中であり、42 パーセントは ウィルス量を抑制してきた（UNAIDS の目標は、2020 年までに全ての区分で 90 パーセントにすることである）。国際的な人権監視団体の報告によると、HIV を抱えて生活する人々が社会的烙印を押される割合は高く、公衆は HIV が不道徳な行動の結果であり、同性愛行為に対する罰だと考えている。当局と NGOs はこの烙印の数を減らし、公衆に対する教育運動を通じて認識を変えさせようとしてきたが、HIV/エイズを抱えた人々は今もなお職を失う又は医療サービスを拒否される危険に晒されている。

精神衛生（メンタルヘルス）

2.24 精神衛生は歴史的に見てナイジェリアの医療・開発政策課題を検討する際に無視されてきた。WHO の推定によると、ナイジェリア人の 4 人に 1 人が精神疾患を抱えているが、精神的に病んでいるナイジェリア人の中で、必要な介護を利用できるのはわずか 10 パーセント未満にすぎない。WHO によると、治療を受けられない状況は資金不足、烙印及び精神疾患に関する乏しい知識によって拍車を掛けられている。精神疾患は悪霊又は超自然的な力によって引き起こされているという強い社会的信念が存在する。精神障害に苦しめられているナイジェリア人の多くは、精神衛生の専門家ではなく、伝統的な又は信仰に基づく治療師の治療を求めている。

2.25 植民地時代の 1958 年地域精神錯乱法（Regional Lunacy Law）を廃止し、同法に取って代わる新法を制定する試みが長期間にわたって行われているにもかかわらず、同法は依然として有効である。同法の批評家は、同法が時代遅れで現実の状況と一致しておらず、また、精神衛生の問題を全て「狂気」と認識しており、さらに、その条項は精神疾患や心理社会的適応障害を抱える人々の基本的人権を侵害していると論じている。精神衛生の擁護者は同法をナイジェリア精神衛生法案（Nigerian Mental Health Bill）と入れ替えようとしてきた。同法案は、精神疾患を抱えた人々の権利を保護し、治療と介護の平等な利用を確保し、烙印と差別を阻止し、ナイジェリアにおける精神科診療に関して基準を設定するものである。同法案は当初 2003 年に国民議会に上程されたが 2009 年に取り下げられ、2013 年に再上程された。現在、同法案は協議段階にとどまっている。

2.26 精神衛生サービスの提供に関する国家政策は、当初 1991 年に策定され、2013 年に最後の更新を行っている。ナイジェリアには連邦の神経精神病院が 8 か所（合計でおよそ 4,000 病床）あるほか、3 つの州立病院もポート・ハーコート、オンド及びアナンブラ（Anambra）にある。WHO の直近（2006 年）の推定によると、ナイジェリアの体制は、10 万人当たり精神衛生患者用ベッドおよそ 0.4 台、精神科看護士 4 人、精神科医 0.09 人、心理学者・ソーシャル・ワーカー 0.02 人となっている。これらの比率が著しく改善されてきた可能性は低く、ナイジェリアで訓練を受けた専門家の多くは西側諸国、特に英国とカナダに移住している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.27 複数の NGOs は、全国に精神衛生サービスを提供しようと活動している。ナイジェリア精神医療イニシアティブ (MANI) は、精神衛生に関する意識を向上させること及びサービス利用者と精神衛生専門家を繋ぐことに重点を置くナイジェリア最大の NGO である。2015 年に設立されて以来、MANI は全国自殺ホットラインを設置し、(対面による又はソーシャル・メディアを通じた) カウンセリング・サービスを提供するとともに、ナイジェリアでは犯罪となる自殺を試みたことで逮捕又は起訴された人々に対する法的支援を差し伸べてきた。また、赤十字国際委員会 (ICRC) とナイジェリア赤十字 (Nigerian Red Cross) は、ナイジェリア北東部、特にボルノ州の マイドゥグリ (Maiduguri) 周辺で活発に行動している。両機関とも、精神衛生の問題に関する意識を向上させるために家庭や批判所を訪問するとともに、暴力や国内非難の被害者に対して 3 か月間にわたりカウンセリング集会を開いた。他の NGOs も北東部で活発に行動し、ボコ・ハラムの反政府活動の被害者に精神医療の支援を行った。

2.28 精神衛生の問題に苦しむナイジェリア人は虐待を受けやすい可能性がある。ヒューマン・ライツ・ウォッチの 2018~19 年調査報告書によると、実際に精神疾患がある又はそのように認識されている人々 (児童を含む) の多くは、通常は親戚によって、本人の同意なく施設に収容されていた。警察が実際に精神疾患を抱える又はそのように認識されている人々を逮捕し、政府が運営するリハビリテーション・センターに送り込んだ事案もあった。そのような施設に一旦送り込まれた後、多くの人々は重い物体に縛り付けられるか他の被収容者と結ばれ、場合によっては、数ヶ月又は数年そのままの状態に置かれた。HRW の報告によると、こうした人々は過密で非衛生的な状況に閉じ込められることが多かった。その多くは、身体的及び感情的に虐待され、治療を受けることを強制された。ナイジェリア政府は、調査を実施した後、カドゥナ (Kaduna) 州とカノ州にある 2 つのイスラム系リハビリテーション・センターを閉鎖した。

2.29 ナイジェリアは、限定的ながら市民に正式な精神衛生サービスを提供する能力があると DFAT は評価している。コミュニティと家族の構造及び宗教機関がこのギャップを埋める助けとなる場合がある。他の事案においては、社会的及び宗教的姿勢が精神衛生にかかる課題を著しく悪化させる可能性がある。DFAT は、精神衛生に関係する庇護申請を評価する際には個々の状況を審査する必要があると考えている。

薬物乱用及び治療

2.30 NBS と「薬物乱用に関する研究・情報センター (Center for Research and Information on Substance Abuse)」が 2018 年に実施した調査により、成人人口のほぼ 15 パーセント (2016 年の世界平均は、成人人口の 5.6 パーセント) は精神活性薬物を「相当なレベル」で使用していることがわかった。タバコとアルコールの消費を除外した同調査により、最も高いレベルの薬物使用は 25~39 歳の人々で記録されており、大麻が最も広く用いられている薬物であることが明らかになった。また、薬物使用障害を抱えた人々の治療及び介護ニーズへの対応という観点から見て、ナイジェリアの医療制度には大きなギャップが存在することも同調査で判明した。薬物乱用者を治療する設備が十分に整っている病院はほんの 2、3 の公立診療所のみであり、民間診療所は概して一般市民にとってあまりに

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

も高額であった。

教育

2.31 憲法第 18 条は政府に対し、あらゆるレベルで平等かつ十分な教育機会を確保すること、科学技術を推進すること、非識字を撲滅し、可能な場合は無償で普遍的な初等義務教育、無償の中等教育、無償の大学教育及び無償の成人識字プログラムを提供することを義務付けている。ナイジェリアの成人（15 歳以上）識字率は男性が 71.3 パーセント、女性が 52.7 パーセントであり、若者（15~24 歳）の識字率は男性が 81.5 パーセント、女性が 68.2 パーセントとなっている。

2.32 教育は、連邦政府、州政府及び地方自治体により管理されている。連邦教育省（Federal Ministry of Education）は、全体政策の策定と品質管理の確保に責任を負うが、主に高等教育に関与している。中等教育は概して州政府（中等）及び地方自治体（初等）の責任である。教育制度は基礎教育（6 年間の小学校教育及び 3 年間の中学校教育で構成される 9 年間の義務教育）、ポスト基礎教育（3 年間の高等学校教育）及び高等教育を包含する。中学校レベルでの授業は、国語—最も一般的な言語はハウサ語、イボ（Ibo）語又はヨルバ語—で行えるが、小学校の後半 3 年間以降は英語が共通の授業言語である。公立学校と同様に、多数の私立学校があるが、私立学校は一般に都市部にあり、かつ、高額である。

2.33 国際監視団の報告によると、ナイジェリアが力強い人口増加を示していることで、基礎教育制度に相当な圧力がかかっている。数千にも及ぶ公立学校が近年新たに建設されているにもかかわらず、基礎教育制度は依然として資金が不足しており、施設は劣悪であることが多く、また、教師の研修は不十分で、その参加率は国際基準から見ても低い。基礎教育は無償かつ必須であるものの、ユニセフの報告によると、5~14 歳の児童のおよそ 1,050 万人は通学しておらず、6~11 歳の児童のわずか 61 パーセントのみが、定期的に小学校に通っているにすぎない。

2.34 ナイジェリア北部における基礎教育の通学率は他の地域よりも低く、正味の通学率は 53 パーセントである。ナイジェリア北部における教育の剥奪は、経済的障壁、紛争の影響、社会文化的通念、特に女兒に関して正規学校への通学を挫く慣行など様々な要因によって引き起こされている。ユニセフによると、北東部及び北西部の諸州における女兒の小学校正味通学率は 47 パーセントを若干上回った水準であり、換言すれば、女兒の半数以上が通学していないということである。

2.35 北東部及び北西部の諸州においては、イスラム教徒の児童の 29 パーセントと 35 パーセントがそれぞれ「アルマジリ（*Almajiri*）」学校でクルアーンの教育を受けている。この教育は宗教授業に集中し、識字能力や数学知識など基礎技能を含めていない。政府は、このような学校に通う児童を非就学児童とみなしている。活動家は政府にロビー活動を行い、アルマジリ制度は児童に基礎教育を提供しないと訴えて、同制度を改革又は終了させるよう働きかけていると伝えられている。政府の社会福祉プログラムが少ないため、行動、精神衛生又は薬物使用にかかる問題を抱える児童の両親の多くは、治療を提供すると主張するアルマジリに頼ると伝えられている。しかしながら、児童は治療又は教育を受けずに、手作業の仕事をする又は後で教師に手渡すことになる施しを得るために物乞いすることを強制させられる。ア

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ルマジリはこれらの児童に十分な避難所又は食物を提供しないことが多く、児童の多くは事実上ホームレスとなった。2019年9月、警察はカドゥナにあるアルマジリを強制捜索し、およそ400人の男性と男児を救出した。その多くは鎖に繋がれていた。また、数人は殴打されて傷口が開いていた。

2.36 ナイジェリアの高等教育制度は、大学と専門学校（技術系専門学校、単科専門学校及び単科大学）で構成される。公立大学は全て、入学の可否を決定する際に一元化された政府の入学試験を実施するよう義務付けられているが、多くの大学は追加の試験と審査を行っている。現在、連邦大学43校、州立大学48校及び私立大学79校が学位を授与する正式認可を得ている。これらの大学の多くは比較的新しい。人口増加の圧力に対応して、公認大学の数は1980年から2017年にかけて10倍に増えた。大学の籍に対する需要は依然として供給を遙かに上回っており、志願者数は一般に利用できる大学の受入学生数を超過し、その割合は2対1となっている。こうした状況により、高等教育部門は、とりわけ入学段階で、特に汚職に晒されやすくなっている。大学の卒業生は、国家若者サービス制度（National Youth Service Scheme）に1年間参加することを義務付けられる。この国家サービス制度は、民間の性格を帯びている。

2.37 資金的な制約に起因して、ナイジェリアの公立大学の大半は、劣化が進む状態にある。新たな大学を建設することで受入能力を高める努力は一般に学生の絶対数を増やす上でプラスに働いてきたが、一方で教育の質に関する問題も生み出してきた。ナイジェリアの大学施設と講義ホールは甚だしい過密状態にあり、学生数と教師数の比率は飛躍的に上昇してきた。教授数の不足は慢性的である。実験施設、図書館、寄宿舎及びその他の大学施設は腐朽の状態にあると形容されることが多い。財源の増加やより良い雇用条件を求めるストライキは、ほぼ毎日の出来事になっている。

政治制度

2.38 ナイジェリアは、36の州と連邦首都地区（FCT）で構成される連邦共和国（大統領制）である。36州は、6つの地政学的区域、すなわち、北西区域（North West）、北東区域（North East）、北部中央区域（North Central）、南西区域（South West）、南東区域（South East）及び南南区域（South South）に分類される。憲法第1編及び第2編は、連邦、州及び774の地方自治体地域の間での権限の分担を規定している。

2.39 任期4年として直接選出される大統領は国家元首、政府の長及び軍の最高司令官である。大統領は連邦行政評議会（Federal Executive Council）の委員を任命する。憲法に基づき、同評議会には36の各州から少なくとも1人を委員として含めるよう義務付けられる。近年は、北部と南部の間で大統領候補者を交互に出すことで非公式な理解が得られている。現在の大統領は、全進歩会議（APC）のムハンマド・ブハリである。同大統領は当初2015年に勝利して大統領職に就いた後、2019年2月に再選され、2期目を務めることになった北部出身者である（ブハリは以前、軍事クーデター後の1983~1985年に軍事政権下での国家元首を務めた。近年の歴史を参照）。

2.40 連邦立法権は、下院（House of Representatives）と上院（Senate）の2院を有する国民議会（National Assembly）に付与されている。下院には、議員枠が1名の選挙区で任期を4年として選出さ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

れる 360 名の議員がいる。上院には、36 の各州（議員枠が 3 名）で選出される 3 名の議員と議員枠が 1 名の FCT 選挙区で選出される 1 名で構成される 109 名の議員がいる。両院とも任期を 4 年として選出される。

2.41 全進歩会議（APC）と人民民主党（PDP）という 2 大政党がナイジェリアの政治を支配している。2020 年 7 月現在、下院では、APC が 204 議席、PDP が 118 議席、他の政党が 15 議席をそれぞれ有しており、23 議席が空席である（補充選挙を待っているか、又は裁判所命令により空席となっている）。上院では、APC が 65 議席、PDP が 43 議席、少数派政党が 1 議席をそれぞれ有している。政治家は、2 政党間を鞍替えすることが多い。2015~2019 年の立法議会開催中には APC 議員が PDP に鞍替えするという波が押し寄せ、最終的に APC が多数派の地位を奪われるという事態になった。

2.42 憲法に基づき、36 州は相互に対等の地位にあるが、連邦政府には従属する。各州は 1 院制の議会と選挙で選出される知事を有する。各州の立法府は、各州の人口に応じて 24~40 人の議員を有する。立法府、知事とも任期は 4 年である。

2.43 独立国家選挙委員会（INEC）は、選挙過程を規制し、選挙の不正行為を防止する責任を負う独立した選挙管理機関である。2019 年、INEC は大統領選挙と国民議会選挙（2019 年 2 月に同時に行われた）、州の立法府選挙、36 の全州と FCT で行われる地方自治体選挙及び 30 州での知事選挙を実施した。2019 年 2 月の大統領選挙では 73 人の候補者が競い、国民議会選挙では 91 の政党が競った。これは、1999 年に民主主義へ移行して以来、最大の政党と候補者数であった。

2.44 大統領選挙は、2 人の候補者—ブハリと PDP のアティク・アブバカル（Atiku Abubakar）の一騎打ちとなった。ブハリが 36 州のうち 19 州（合算で総投票数の 56 パーセントを占める）で勝利する一方、アティクは 17 州と FCT（合算で総投票数の 41 パーセントを占める）で勝利した。ブハリは北部と西部で票を独占し、アティクは南部と東部で票を独占した。投票率は、2015 年の大統領選挙における 44 パーセントから下落し、35.6 パーセントであった。

2.45 大半の国際監視団は、2019 年 2 月の大統領選挙の結果は物流上の課題、局所的な暴力（治安情勢を参照）、一部の不正行為があったものの、信用できるという見方で一致した。国民議会が大統領選挙に間に合うように選挙改革法案を可決しようとした試みは失敗に帰した（可決されていれば、放送局に課す平等な放送時間の義務を強化することができ、有権者を登録させることで有権者が選挙結果をより利用しやすくなり、また、連邦の選挙規則を地方自治体の選挙に拡大適用できるようになっていた）。大統領選挙は、選挙当日の朝に投票を 1 週間遅らせると発表されたことによって完全性を損なわれた。また、国際選挙監視団は、選挙職員と有権者を対象とする買票と威嚇の事案について報告している。2019 年 10 月、最高裁判所は選挙結果に対するアティクの異議申立てに対して INEC 審判所が棄却するという判決を下したことを支持した。

2.46 2019 年 2 月の大統領選挙と国民議会選挙を争う候補者と政党の数が膨大であったため、有権者

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

から、投票用紙が長過ぎて、特に多くの政党が類似のロゴ又は頭字語を用いていることから、好みの候補者・政党の記載場所を見つけるのに困難を感じたという苦情が唱えられた。INEC は、2020 年 2 月に 74 の少数派政党の登録を抹消することでこれらの苦情に対応した。INEC は、この決定を発表した際、登録を抹消された政党は国家に影響を及ぼすほどの能力を有しておらず、したがって、選挙法の条件を満たしていないと論じた。DFAT は、INEC の決定に関して影響を受けた政党の一部が裁判所に異議を申し立てたと理解している。

2.47 有権者は、29 の州で知事と州議会議員を選出するため、2019 年 3 月初旬に投票所に戻ってきた。また、同月下旬には紛争中である 5 州の知事の争いと 40 の地方自治体議席の争いを決着させるための補充選挙が行われた。さらに、2019 年後半には、州選挙が行われた。

人権の枠組み

2.48 ナイジェリアは、大半の主要な国際人権条約及び規約の締約国である。この中には、以下に掲げるものが含まれる。

- 市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）
- あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（ICERD）
- 経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約（ICESCR）
- 児童の権利に関する条約（CRC）
- 児童の武装紛争への関与に関する CAT の選択議定書（OP-CRC-AC）
- 児童の人身売買、児童売春及び児童ポルノに関する CAT の選択議定書（OP-CRC-SC）
- 拷問及び他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰を禁止する条約（CAT）及びその選択議定書（OP-CAT）
- 強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約（CPED）
- 全ての移住者及びその家族の権利の保護に関する国際条約（ICMW）
- 障害者の権利に関する条約（CRPD）

ナイジェリアは、死刑の廃止を目的とした ICCPR（市民的及び政治的権利に関する国際規約）の第 2 選択議定書（ICCPR-OP2）の締約国ではない。

2.49 憲法の様々な条項は、基本的な人権（生命、信教の自由、表現の自由及び移動の自由に関する権利を含む）を保障しており、また、人種、宗教、性別、民族又は政治的所属に基づく差別を禁じている。

2.50 ナイジェリアは、2018 年 11 月に国連人権理事会の場で普遍的・定期的審査（UPR）の第 3 サイクルを受けた。290 の勧告が出された中で、政府は 240 を支持し、50 に留意した。その国家報告書には、ナイジェリアが第 2 次「人権の促進及び保護に関する国家行動計画（2017~2022 年）（National Action Plan for the Promotion and Protection of Human Rights）」及び「人権及び事業に関する国家行動計画（National Action Plan on Human Rights and Business）」をとりまとめつつあると記載されている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国内の人権機関

2.51 人権侵害状況を調査、監視するため、そのような侵害行為に関して政府に勧告を行うため、また、被害者のために救済措置を求めるため、1995年**国家人権委員会法**(*National Human Rights Commission Act*)に基づき1999年に**国家人権委員会**(NHRC)が設置された。2010年に同法が改正され、NHRCは運営面及び資金面で独立性を与えられるとともに、調査及び執行権限を強化できるようになった。高等裁判所(High Court)はNHRCの決定事項を執行する。現在、NHRCの照会、召喚、指令、勧告又は裁定に従うことを拒否すれば、刑罰を科される犯罪になる。

2.52 政府は、2013年にUPRの第2サイクルを受けた後でNHRCの予算を増やし、NHRCの予算は現在、およそ800万米ドルとなっている。NHRCは、36州の全てに事務所を置いており、2018年には新たに13の州事務所を開設した。最新の年次報告書(2016年)によると、NHRCは1,099,919件の苦情を受理した。このうち、489,219件については決着がついている。これは2015年に受理した苦情が433,865件であったことを踏まえると、苦情が著しく増加していることを示している。NHRCはこうした状況が起きている理由として、国内全域にわたって現地におけるNHRCの存在感が増したこと、人権に対する意識が向上したこと、また、2016年にナイジェリア南部で発生した石油流出事故に関する公衆の問い合わせへの対応が増加したことといった要因を挙げている。石油流出に絡んだ環境上の苦情を除き、最も一般的な苦情は土地の権利、信教の自由と差別、児童へのアクセスの拒否及び児童の成長発達権に関係するものであった。

2.53 国内人権機関世界連合(Global Alliance for National Human Rights Institutions)は2016年11月、人権の保護及び促進に関する国連パリ原則(UN Paris Principles)を全面的に遵守している機関としてナイジェリアのNHRCを認定した。

治安情勢

2.54 地域によってばらつきがあるものの、ナイジェリア全域の治安情勢は不安定かつ極めて流動的である。高い犯罪率(違法なギャング活動を含む)、長年にわたって国内の様々な地域で起きている反政府活動や分離独立派の運動、一段と強まるコミュニティ間の紛争(土地利用にかかる争いが引き金となっているが、複数の民族宗教的動機に基づく紛争もますます増加している)、農村部における山賊行為など、ナイジェリアは治安面で複数の課題に直面している。ナイジェリアを悩ます様々な治安上の課題に対応して、ブハリ大統領は2019年12月に新たな国家治安戦略(National Security Strategy)を発表した。

犯罪及び政治的動機に基づく暴力

2.55 ナイジェリアの犯罪率は、凶悪犯罪、軽犯罪とも高い。犯罪は夜間に増加し、暴行、強盗、家宅侵入、カージャックを含む。暴行や強盗は、公共輸送機関内やタクシー内で普通に起き、スリなどの軽犯罪は群衆の中で一般的に行われる。ナイジェリアは、インターネットをベースとした詐欺の中心地として確立された評判があり、こうした詐欺は組織犯罪集団によって運営されている場合が多い。

2.56 過激派集団は様々な標的に対して定期的にテロ攻撃を行ってきた。標的の中には、政府及び治安施

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

設、石油施設及びインフラ、国際機関及び金融機関の本部、バス停車帯などの輸送施設が含まれる。こうした攻撃は全国で見られるが、近年はボコ・ハラムの反政府活動に関連して北東部の諸州で最も一般的に行われてきた。例えば、2019年6月、ボコ・ハラムの戦闘員がボルノ州マイドゥグリの南東部にあるコンドゥガ（Konduga）の市場で爆弾を爆発させた事件が起き、30人が死亡、40人が負傷した。

2.57 拉致と誘拐は国内全域にわたって深刻な懸念事項となってきた。2019年第1四半期だけで685件の誘拐事件が記録された。誘拐はボコ・ハラムが反政府活動中にとってきた戦術である（次項を参照）が、国内の他の地域で起きているコミュニティ間紛争で様々な集団によって、また、身代金を要求する犯罪者によってますます多く用いられるようになってきている。ニジェール・デルタ（Niger Delta）や南東部での海上誘拐は一般的であり、戦闘員は自活するため、海賊行為やこれに類する犯罪に目を向けるようになってきている。例えば、2019年7月、海賊はバイエルサ沖で貨物船に乗り込み、トルコ人の船員10人をスピードボートで連れ去り、身代金目的で監禁した。著名で富裕な人物（又はその家族）が誘拐の標的になることが多い。2019年5月、武装した襲撃者がブハリ大統領の甥を誘拐し、2か月間以上にわたって監禁したが、その後警察は救出作戦を成功させた。

2.58 部族、宗教、政治及びコミュニティに関係する長期の紛争は深刻な暴力や市民暴動を招くことが多かった。外国関係に関する評議会（Council on Foreign Relations）によると、ナイジェリアは2019年に政治的、経済的又は社会的苦情に関連して7,972人の死亡を記録した。死者の多く（2,758人）は北東部のボルノ州で出た、同じく北部のザムファラ州（1,274人）とカドゥナ州（487人）がこれに続いている。これらの死者の半数以上はボコ・ハラムの反政府活動に関係していたものの、死者は国内のあらゆる地域でも出た。人権監視団体によると、治安部隊は市民暴動に不釣り合いなレベルの武力を用いて対応し、死者を出すことが多かった（超法規的な殺害を参照）。

ボコ・ハラムの反政府活動

2.59 ボコ・ハラム（ハウサ語であり、英語に訳せばおおよそ「西洋式教育は罪深い」という意味になる）は、ナイジェリア北部で政府を転覆させ、イスラム国を樹立するために2009年以来戦ってきたイスラム教徒過激派である。ボコ・ハラムは2016年に2つの集団に分派した。1つは、いわゆるイスラム国組織（ダーイッシュ[Da'esh]）に忠誠を誓う集団で自らをイスラム国西アフリカ州（Islamic State West Africa Province : ISWAP）と呼んでいる。もう一つの集団は「Jama'atu Ahlis Sunna Lidda'await Wal-Jihad」（「宣教及び『ジハード』を手にしたスンニ派イスラム教徒としてふさわしき者たち」（JAS）の意）として知られている。大半のナイジェリア人は依然として両集団をまとめてボコ・ハラムと呼んでいる。本報告書も同様に呼んでいる。

2.60 ボコ・ハラムは西洋社会と関係がある政治的又は社会的活動に参加すること（選挙での投票、シャツ若しくはズボンの着用、飲酒又は世俗教育を受けることを含む）を禁じる厳格なバージョンのイスラム教を推進している。当初は北東部のマイドゥグりに本部を置き、今もなお概してボルノ州に中心を置いているが、ボコ・ハラムの反政府活動はナイジェリアの北部及び中央部一帯のほか、近隣諸国にまで広がっている。また、ボコ・ハラムはアブジャの警察や国連本部に対しても攻撃を行ってきた。ボコ・ハラ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ムの反政府活動は、数千人に及ぶ死者と負傷者、広範にわたる破壊、およそ 270 万人の国内避難、およそ 25 万人の近隣諸国への国外避難を招いてきた。

ボコ・ハラムの反政府活動は、政府に関係するグループ（警察、軍及び政治家など）を含む様々な集団を標的としてきた。標的とされたのは、世俗教育又は選挙など「西洋」の概念を支持すると見られている個人、外国人救援活動従事者、他のイスラ教徒の伝統を説く聖職者及びキリスト教徒牧師などである。キリスト教徒はボコ・ハラムによって日和見的に標的とされている。しかしながら、イスラム教徒も攻撃の被害者であり、その数はキリスト教徒よりも多い。これは主に、被害に遭っている北部の諸州ではイスラム教徒が人口のより大きな割合を占めているからである。

2.61 その反政府活動の中には、国家治安部隊との通常戦争、敵と認識した相手を標的とした殺害、教会、バス列、バー及び兵舎の爆破、村落や町への集団攻撃による略奪、殺害及び大量誘拐（児童が被害者の場合を含む）などが含まれていた。2014 年、ボコ・ハラムは、ボルノ州チボック（Chibok）から 276 人の女子生徒（大半がキリスト教徒）を拉致した。伝えられているところによると、ボコ・ハラムは彼女たちを強制的にイスラム教へ改宗させ、戦闘員の「妻」にした。今もなお、チボックのおよそ 100 人の女子が行方不明となっている。2018 年 2 月、反乱集団はヨベ州ダプチ（Dapchi）から新たに 110 人の女子生徒を誘拐した。その後、政府と交渉してから 2 週間後に 104 人の女子を釈放した。報じられているところによれば、残りの女子のうち 5 人は囚われの身となっている間に死亡し、1 人はそのキリスト教の信仰を否定することを拒否したため引き続き人質にとられていると言われている。

2.62 また、ボコ・ハラムは若い男子や女子に対し、ボコ・ハラムの陣営に仕えさせ、攻撃や急襲を行わせ、即席爆破装置（IEDs）を仕掛けさせ、スパイとして活動させ、しばしば薬物の影響を受けた状態で IED を身に付けさせ自爆テロを実行させるために、金銭を支払い、強制的に徴用し、又はその他の方法で強要した。例えば、2019 年 6 月にボルノ州コンドゥガで行った攻撃で、ボコ・ハラム反乱集団は、女児 2 人と男児 1 人の身体に取り付けた爆発物を遠隔操作で爆発させ、30 人を殺害した。

2.63 継続的にボコ・ハラムの反政府活動を抑止しようとする治安当局の試みは、今日まで十分に成功しているとは言えない。政府は当初、2013 年 5 月にボコ・ハラムが最強の力を誇っている北部 3 州（ボルノ、ヨベ、アダマワ）に緊急事態を宣言したが、同年、国際刑事裁判所（International Criminal Court）の検察局（Office of the Prosecutor）はナイジェリア北東部の戦闘を非国際的な武装紛争であると宣言した。2015 年 3 月までに、ナイジェリア、カメルーン、チャド及びニジェールの軍隊で構成された地域連合がボコ・ハラムの支配下にあった全ての町を奪還することに成功したことを受けて、ブハリ大統領は 2015 年にボコ・ハラムが「厳密に解釈して敗北した」と宣言するに至った。しかしながら、近年、反乱勢力は再編成に成功し、北東部の諸州で治安上の深刻な脅威を示し続けている。国際監視機関の報告によると、2019 年にボコ・ハラムの活動が再開された。ボコ・ハラムは 2018 年にナイジェリアの 872 人の死者に関与したのに対し、2019 年には 1,136 人の死者に関与している。

2.64 近年のボコ・ハラムの反政府活動としては、以下が挙げられる（が、これに限定されない）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- － 2019年1月、ボコ・ハラムの戦闘員がボルノ州ラン（Rann）の町で少なくとも60人を殺害した。
- － 2019年7月、ボコ・ハラムの戦闘員と疑われる者たちが、ボルノ州で葬儀に参列していた人々を少なくとも65人殺害した。一方、同月、ボルノ州ダマサック（Damasak）近くで、ダーイッシュと手を組むボコ・ハラムの集団が救援活動従事者6人を誘拐した後、そのうちの5人を処刑した。
- － 2020年9月28日、ISWAPの戦闘員が北東部のグビオ（Gubio）の町にあるナイジェリアの軍事基地を制圧し、兵士を殺害、物資を奪取した。

2.65 2020年11月28日、ボルノ州コショベ（Koshobe）の村落に対する集中攻撃により、少なくとも農民43人が死亡した。国連はこの事件を「罪のない市民を襲った本年度最も暴力的かつ直接的な攻撃である」と形容した。複数の報告書の主張によると、この攻撃でおよそ30人が斬首されたのを含め、最大で110人が殺害された。女性10人を含む多数の人々は依然として行方不明であり、誘拐されたと推定されている。この襲撃は州都マイドゥグリに比較的近い地域で起きており、ISWAPが実行したと強く信じられている。

2.66 ボコ・ハラムの反乱活動は、数千人から成る部隊が北東部の諸州に配備されたにもかかわらず再開されている。政府は反乱勢力と戦うため、部隊の配備地点ごとにおよそ8,000万米ドル（1億1080万豪ドル）を配分したと伝えられている。国際監視団体は、不十分な軍装備品と治療に起因して（また、軍部内での汚職が高いレベルで行われている状況が引き金となって）兵士間の士気が低くなっているという報告がなされていることを踏まえると、ボコ・ハラムを打倒する取組の有効性が低下するおそれがあると述べ、軍事作戦において規律が欠けている状況について懸念を表明してきた。また、人権団体は、政府の治安部隊が反ボコ・ハラムの戦いを続ける中で深刻な人権侵害（超法規的な殺害、拷問、恣意的な逮捕及びその他の虐待）を犯してきていることについて繰り返し懸念を提起してきた（関連の項を参照）。

2.67 ボコ・ハラムはナイジェリア北東部の治安に深刻な脅威を継続的に及ぼしており、ボコ・ハラムが短期的に制圧される見込みは僅かしかないとしてDFATは評価している。

ミドル・ベルト（Middle Belt）地帯におけるコミュニティ間暴力

2.68 ミドル・ベルト地帯（プラトー（Plateau）州、アダマワ（Adamawa）州、ナサラワ（Nassarawa）州及びタラバ（Taraba）州）で繰り返される農民と遊牧民の間の紛争は2018年1月以降かなり激化してきている。この紛争でボコ・ハラムの反乱活動による犠牲者よりも多くの市民の生命が失われているほか、数万人が国内避難を余儀なくされ、また、民族、地域及び宗教の対立が激しくなっている。基本的には土地利用にかかる論争であったこの紛争は現在、宗教及び民族の側面を帯びるようになってきた（**宗教**も参照）。国際危機グループ（International Crisis Group）はこの紛争をナイジェリアの治安に関する最も深刻な課題であると形容した。

2.69 この紛争は、2018年に激化して以来、圧倒的にフラニ族が多い遊牧民と大半がイスラム教徒である農民との間で一連の衝突が継続した後、村落に対する報復攻撃が続いている。この衝突で数百人が死亡又は負傷したほか、紛争に関連して多数の誘拐事案が発生している。衝突と報復攻撃は、2019年を通

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

じて継続しているが、最も注目すべきは、カドゥナ州カジュル（Kajuru）で起きたフラニ族とアダラ（Adara）族のコミュニティ間の衝突で 130 人以上が殺害された事件であった。

2.70 政府は、この暴力を阻止するため、警察と軍の部隊を新たに配備するとともに、2018 年 2 月の「キャット・レース演習（Exercise Cat Race）」と現在も進行中の「旋回ストローク作戦（Operation Whirl Stroke）」という 2 つの軍事作戦を展開してきた。紛争の持続的解決を模索するこれらの取組は、コミュニティ間の協議を含んでおり、純粋に軍事的な性格を帯びているわけではなかった。しかしながら、国際人権団体は、州及び連邦当局による協調性のない不十分な対応によって、当局に対する不信が深まり、また、当局に対して偏見を持ち、暴力事件で共謀しているのではないかという認識が高まった可能性があるとして報告してきた。

2.71 ミドル・ベルト地帯におけるコミュニティ間暴力は、同地域内の戦闘員及び居住者の双方にとって治安に対する継続的な脅威となっており、この状況はさらに悪化する危険に晒されていると DFAT は評価している。

北西部諸州における山賊行為

2.72 近年、北東部のカドゥナ州、カツィナ州及びザムファラ州において山賊行為が増加していることに起因して、数百人が死亡、負傷しており、16 万人以上が国内避難する事態になっている。2020 年 5 月にソコト州でおよそ 70 人が殺害されたことに対応して、ブハリ大統領は北西部及び北部中央部の諸州における山賊集団と戦うため、「アコード作戦（Operation Accord）」というコードネームの治安作戦を展開することを発表した。この作戦が成功を収めているかどうかを言うには時期尚早である。

ニジェール・デルタにおける民兵集団の活動

2.73 ニジェール・デルタ地帯の居住者は、石油産業により引き起こされた環境損害を被る一方、その石油が豊富な地域における資源から経済面及び開発面の便益を得ていないと長期にわたって苦情を漏らしてきた。政府はインフラ開発と同地帯への資源の提供を調整するため、2000 年にニジェール・デルタ開発委員会（Niger Delta Development Commission）を設置したものの、これらの苦情は根強く残り、土地と資源を奪い合う民兵集団と秩序を回復するために派遣された治安部隊の間で繰り返し暴力事件が起きている。

2.74 暴力のピーク期は 2006 年から 2009 年までであり、この時期、民兵集団（最も注目すべき集団はニジェール・デルタ解放運動（MEND））は定期的に石油事業施設を攻撃するとともに、破壊工作、窃盗、器物損壊及び誘拐に従事した。政府は 2009 年に大統領恩赦プログラム（PAP）を開始し、武器を捨てて降伏した戦闘員に無条件の恩赦と補償金を与えた。しかしながら、新たに選任されたブハリ政権が PAP の規模を縮小し、戦闘員への支払を遅延させた後の 2016 年、暴力は再び勃発した。

2.75 その後、当局はこの問題に治安重視のアプローチを取り、軍が同地域で「ワニのスマイル作戦（Operation Crocodile Smile）」という名称の治安演習を（2016 年以降）毎年実施している。DFAT は、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2017年1月以来、ニジェール・デルタ地帯で民兵集団による石油産業への実体のある攻撃は行われていないと理解している。しかしながら、MEND やニジェール・デルタ・アベンジャー (NDA) と呼ばれる新集団など複数の民兵集団が同地帯で活動を続けている。DFAT は、これらの集団に関して具体的な情報を一切有していない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3. 難民条約に基づく申請

人種/国籍

3.1 ナイジェリアは、ICERD の締約国であり（人権の枠組みを参照）、憲法第 15 条第(2)項には、出自と民族に基づく差別を禁じることが盛り込まれている。第 15 条第(3)項(d)号は、民族、言語及び他の部門的な障壁を超える結社の形成を促進している。第 14 条第(3)項は、政府に「連邦的性格」を有するよう義務付けている。これは、内閣その他のハイレベルな地位は 36 州のそれぞれと地政学的な 6 区域のそれぞれを代表する人物に配分しなければならないことを意味する。法律は政府による民族差別を禁じているものの、大半の民族集団は、歳入の割当て若しくは政治の代表又はその両方に関して周縁化が起きていると主張している。

3.2 人口統計の項で述べたとおり、ナイジェリアは約 400 の異なる言語を話す数百の異なる民族で構成される極めて多様な国である。主要な 3 集団—ハウサ族、イボ族及びヨルバ族—は合わせて総人口のおよそ半数を構成する。あらゆる民族背景を持つナイジェリア人が国内全域にわたって、特に大都市に居住しているが、多くの民族集団は地理的に集中している（地図を参照）。

3.3 憲法第 41 条第(1)項は、ナイジェリア全域を自由に移動する権利及び国内の任意の地域に居住する権利を市民に保障している。しかしながら、州及び連邦政府は、居住地域に土着していない民族を頻繁に差別していると伝えられている。差別は、個人を時折、当該個人が属する民族集団の出身地域ではあるが、当該個人はもはや繋がりが無い地域へ強制的に戻すなどの方法で行われた。このような強制は脅迫、雇用差別又は当該個人の居宅の破壊という形態を取る場合がある。居住地域にとどまることを選択する人々は、奨学金の支給を拒否され、行政、警察及び郡での雇用から排除されるなど更なる差別を経験することもあり得る。例えば、プラトー州において、土着でないハウサ族とフラニ族は、土地所有権、職、教育利用、奨学金及び政府への代表送り込みにおいて地方自治体から深刻な差別を受けたと報告している。また、国際監視団体の報告によると、全ての民族集団の構成員は、特に民間部門の雇用パターンや都市部居住区の分離（民族により居場所を別々に分ける）において、自らの集団を優遇するという形態で民族的差別を実践している。

3.4 一部の民族集団の間には、局所的に起こる暴力事案に至ることもある緊張関係の長い歴史がある。民族集団間の緊張関係に対処する政府の取組は、時には共同特別部隊という形態で、警察、軍及び他の治安機関を組み込んで、極度に集中した治安行動を取るとするのが一般的である。

3.5 国内の北部から中央部にかけて「ミドル・ベルト」地帯においては、土地紛争、減少する資源を巡る争い及び入植者と先住民の間の緊張関係が遊牧民と農民の間の衝突の原因となってきた。しかしながら、多くの国際機関の評価によると、これらの事案において、どの民族文化又は宗教に属しているかという問題は中心を占めるものではなく、どちらかと言えば付随的なものである。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.6 居住する地理的地域で土着ではない又は少数派に属する民族集団の構成員は民族性にに基づき公的及び社会的差別を受ける中程度のリスクがあると DFAT は評価している。この差別には、雇用又は住居に対するアクセスの拒絶が含まれる可能性があるが、大半の場合、民族性のみを理由に当該個人を標的にした暴力が含まれる可能性は低い。

イボ族

3.7 イボ族は総人口の 15 パーセントを構成し、ナイジェリアでは 3 番目に大きな民族集団である。イボ族はナイジェリア南東部を起源としており、アビア州、アナンブラ州、エボニ (Ebonyi) 州、エヌグ (Enugu) 州及びイモ (Imo) 州に多数居住している。イボ族は多数のイボ語方言を話している。イボ族は主にキリスト教徒である。

3.8 ナイジェリアではイボ族を対象とする法律条項は一切なく、イボ族は他の全てのナイジェリア人と同様に、国内を自由に移動することができる。イボ族の人々の多くはナイジェリアの他の地域 (北部諸州を含む) へ移住している。他の非土着コミュニティと同様に、これらの地域に居住するイボ族は地元民から差別を受けることもあった。例えば、2017 年 6 月、北部のカドゥナ州の北部の市に住む活動家たちは、同州に居住するイボ族の追放を求めた。DFAT は、イボ族がその民族性のために特に暴力又は排除の標的になった他の重要な事案を承知していない。

3.9 近年の歴史で述べたように、1967 年、イボ族が圧倒的多数を占める分離独立派がナイジェリア東部にビアフラ共和国として知られる独立国の樹立を宣言しようと試みた。この事件が 1967~70 年のナイジェリア内戦 (ビアフラ戦争としても知られる) の触媒となった。この内戦は分離独立派が敗北する結果となった。イボ族の高位の人物たちは、その後、ブハリ政権を含む歴代の政権がイボ族を政治、軍及び行政の上級職から排除してきたと主張している。複数の政治団体は引き続き独立したビアフラ国を唱道しており、治安当局と衝突することもある (ビアフラ分離独立派を参照)。

3.10 DFAT は、ナイジェリア全域を通じてイボ族がその民族性にに基づき特に差別の標的になっているということはないと評価している。他の非土着コミュニティと同様に、その伝統的な故郷の外に居住しているイボ族は、局所的に起こる差別に直面する可能性がある。

宗教

3.11 憲法第 10 条は連邦又は州政府が国教としていずれかの宗教を採用することを禁じており、第 23 条は定義された国家倫理として宗教的寛容を含めている。第 15 条第(2)項及び第 42 条第(1)項は宗教に基づく差別を禁じており、第 38 条第(1)項は信教の自由を保障している。信教の自由には、宗教又は信仰を変える自由、及び礼拝、教授、実践及び儀式を通じて (1 人で又はコミュニティで、また、公の場で又は内々で) その宗教を表明し、広める自由が含まれる。第 15 条第(3)項(c)号及び(d)号は、国家の統合を促進するため、異教徒間の結婚を奨励し、宗教的 (又はその他の部門的) 障壁を超える結社を推進することは国家の義務であると規定しており、第 222 条は宗教に基づきその構成員を制限する又は宗教的意味合いを有する名称を持つ政党を禁じている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.12 ナイジェリアには信仰する宗教に関する正式な指標はない。大半の分析家によると、大ざっぱに言って国民はイスラム教徒とキリスト教徒の間で均等に分けられるが、人口のおよそ 2 パーセントは他の宗教集団に属するか、如何なる宗教集団にも属さない人々である。多くの個人は土着のアニミズム（精霊信仰）とイスラム教又はキリスト教を混合して信仰している。「北のイスラム教徒」と「南のキリスト教徒」の間の伝統的な分断は残っているが、北部にもキリスト教徒のコミュニティがあり、南部にもイスラム教徒のコミュニティがある。様々な民族性を持つイスラム教徒とキリスト教徒の混合がミドル・ベルト地帯を構成しており、大都市は依然として様々な民族性と宗教が流動的に混合している。民族性は必ずしも宗教的アイデンティティの決定因子となるわけではなく、多くの民族集団にはイスラム教徒とキリスト教徒の両方が含まれている。

3.13 ナイジェリア人イスラム教徒の圧倒的多数がスンニ派であり、シーア派の人口割合に関する推定値は 5 パーセント未満から 17 パーセントに至るまで幅がある。シーア派の存在は北西部のカドゥナ州、カツィナ州、ソコト州、ザムファラ州及びカノ州にかなり集中している。アフマディー・イスラム教徒（Ahmadi Muslims）は、ラゴスとアブジャを含む複数の都市で小規模な存在を維持している。ナイジェリア人キリスト教徒のおよそ 4 分の 3 はプロテスタントであり、英国国教会、バプティスト及び長老派教会の教会が最大の人口を維持していると伝えられている。他の様々な宗派（福音主義派、ペンテコステ派、再洗礼派、メソジスト、セブンスデー・アドベンティスト派、新使徒派、モルモン教及びエホバの証人など）も極めて活発に行動している。ナイジェリア人キリスト教徒のおよそ 4 分の 1 はローマ・カトリックである。福音主義派は北部中央区域、南東区域、南南区域及び南西区域で急速に伸びている。

3.14 連邦政府、州政府とも公立学校において必須の宗教授業を規制する権限を有する。憲法第 38 条第 (2) 項は、学校が生徒に対して宗教授業を受けるよう義務付ける又は本人が信仰する宗教以外のいずれかの宗教的祭式若しくは儀式に参加若しくは出席するよう義務付けることを禁じている。国家職員及び多くの宗教指導者が指摘してきたことによると、生徒は本人が信仰する宗教の教師に対し、当該宗教以外の宗教で行われる授業に代わる授業を提供するよう要求する権利を有する。憲法第 38 条第 (3) 項は、如何なる宗教コミュニティも、当該コミュニティが全面的に維持しているいずれかの場所で当該コミュニティに属する生徒に宗教授業を提供することを妨げられないと謳っている。

3.15 バウチ（Bauchi）州、ボルノ州、カツィナ州及びヨベ州は州レベルのキリスト教徒及びイスラム教徒宗教問題省又は局（負託内容と権限は州により異なる）を維持しているが、他の多くの州知事は、宗教問題に関して異宗教間特別顧問を任命している。カノ州とザムファラ州は州が認可したヒズバ委員会（Hisbah Boards）を有している。同委員会はイスラムの宗教問題と説教を規制し、イマーム（指導者）に免許を与え、両州におけるイスラム教徒間の紛争を解決しようと努めている。また、複数の州は、公認された宗教集団向けの説教師、礼拝所及び宗教学校に免許取得を義務付ける法律を有している。例えば、カツィナ州はイスラム学校、説教師及びモスクを規制する権限（許可証を発行し、活動を停止させ、違反者に対して懲役刑又は罰金刑を科すことを含む）を有する委員会を有している。カツィナ州の法律は、無免許で活動した罪に対し、1~5 年の懲役刑及び/又は 50 万ナイラ（1,830 豪ドル）以下の罰金刑が科され

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ると定めている。

3.16 宗教的説教を規制する法律を可決しようとしたカドゥナ州の試みは2019年6月、同法が表現、結社及び信教の自由に関する憲法上の保障に反しているという理由で同法を無効にした同州の最高裁判所によって妨げられた。同法は可決されていれば、説教師は全員、宗教指導者、政府職員及び治安機関で構成される州レベルの機関から免許を受けなければならなくなる。イスラム教徒とキリスト教徒の宗教指導者は、言論の自由を侵害するとして提案されている同法を批判していた。

3.17 近年の歴史で述べたように、1999年からイスラム教徒が圧倒的多数を占める北部の12州でシャリーア刑法（Penal Codes）及び刑事訴訟法（Criminal Procedure Codes）が再導入された（英国の植民地支配下では廃止されていた）。これらの州はザムファラ州、カノ州、ソコト州、カツィナ州、バウチ州、ボルノ州、ジガワ（Jigawa）州、ケビ州、ヨベ州、カドゥナ州、ナイジャ州及びゴンベ（Gombe）州である。一部の事案において、シャリーアの再導入は、キリスト教徒コミュニティとイスラム教徒コミュニティの間（及びスンニ派とシーア派の間）の現在の緊張関係を増幅させる効果を有した。また、この再導入が死者を出す事態を招いた局所的な抗議活動につながるケースもあった。DFATは、シャリーア裁判所の存在と活動に関してナイジェリア北部で起きた大規模な抗議活動あるいはコミュニティ間暴力に関する最近の事例を承知していない。

3.18 政府は時折、その権限を問題にしてきた宗教団体の活動を厳しく取り締まった。最も注目すべき近年の事例は、シーア派のナイジェリア・イスラム運動（IMN）と政府との衝突である。この衝突は、当局が同集団をテロ組織としてその活動を禁止した後の2019年8月に激化した。他の宗教指導者（当時のアブジャのカトリック大司教を含む）が全ての信仰者のための信教の自由に対する脅威だとしてこの禁止措置を批判したものの、政府はIMNの活動禁止措置は平和的で法律を遵守するシーア派教徒がその宗教を実践するのを妨げることを意図していないと強調した。DFATは、IMNに所属していないシーア派教徒が宗教的実践を行うのを当局が禁じた又はその他の方法でIMNに所属していないシーア派教徒を差別した事例を承知していない。IMNに関する禁止措置は同集団の宗教的アイデンティティではなくその政治的活動に関係していたとDFATは評価している。

3.19 国際監視団体の報告によると、一部の州政府と地方自治体はその領土内で事実上の公式宗教を「承認する」ことで、他の集団の宗教活動に制限を課していた。キリスト教徒及びイスラム教徒集団のメンバーは、一部の州政府及び地方自治体の法律が、本人たちを差別してきた事案（表現及び集会の自由に対する権利が制限された事案、政府内で職を得ようとした際に受けた差別を含む）を報告している。キリスト教徒の活動家は、シャリーアを導入している複数の州で宗教的少数派コミュニティの児童は差別を受けている（特定の教育課程を受けることを拒否された事案、最終結果が開示されない事案、自らが信仰する宗教とは異なる宗教を学習することを強制される事案、学校/大学入学又は奨学金支給を拒否される事案を含む）と主張してきた。このような報告は信頼できるが、大半の事案の場合、宗教に基づく理由による積極的差別ではなく、むしろ「土着の」及び/又は多数派を占める住民を支持する「前向きな差別」の政策運営を州政府や地方自治体が行っている結果である可能性が高いとDFATは評価している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.20 イスラム教徒としての動機を主張しているにもかかわらず、ボコ・ハラムは北東部において反政府活動を行っている間、キリスト教徒とイスラム教徒両方の宗教コミュニティを定期的に襲撃してきた。IED を身体に取り付けた自爆テロ攻撃は、教徒とモスクの両方を標的としてきた。「外国関係に関する評議会」によると、ボコ・ハラムは 2010 年以降、59 の教会と 22 のモスクを破壊してきた。2019 年 7 月、ボコ・ハラムは、イスラム教徒が圧倒的多数を占めるコミュニティで葬儀から戻る人々を待ち伏せして襲い、65 人を殺害した。一方、2019 年 12 月には ISWAP の傘下にある集団がダーイッシュの指導者アル・バグダディ (al-Baghdadi) の死に報復するため、キリスト教徒 10 人とイスラム教徒 1 人を処刑するビデオを公表した。

3.21 **治安情勢**で述べたように、ミドル・ベルト地帯で継続的に起きている遊牧民（イスラム教徒フラニ族が圧倒的多数を占める）と農民（イスラム教徒とキリスト教徒）の間の紛争により、多数の死者、負傷者及び国内避難民が出ている。複数のキリスト教徒 NGOs は、宗教的アイデンティティがこの紛争の主要な要因であると述べ、暴力は主にキリスト教徒のコミュニティ、宗教指導者及び教会を標的にしていると論じた。2019 年、フラニ族とされる襲撃者が牧師その他のキリスト教聖職者とその家族を襲い、殺害し、身代金目的で誘拐した事案についてメディアや宗教団体から多数の報告が行われた。2019 年 8 月、カトリック教会の司祭 200 人が社会不安とキリスト教徒に対するフラニ族の攻撃として特徴付けた事件に抗議するため、エヌグ州エヌグ市の街路を行進した。当局はこれらの事案が犯罪行為であり、宗教的に動機付けられたものではないと述べている。また、イスラム教徒の数がキリスト教徒よりも少ないにもかかわらず、イスラム教徒の聖職者を巻き込んだ襲撃又は誘拐事件やイスラム教徒が殺害又は追放された事案も発生した。

3.22 宗教的アイデンティティを要因として軽視するものではないが、国内外の分析家の多くは、この紛争が多次元的なものであると論じてきた。分析家は暴力事件を引き起こす要因として、宗教に加え民族性、政治、説明責任及び司法へのアクセスの欠如、減少する土地資源を巡る争いの高まり、人口増加、土壌劣化、及び犯罪や他の形態の暴力に起因する国内避難を挙げている。複数の専門家は、サヘル (Sahel) 地域及びチャド湖流域における武装紛争（特にボコ・ハラムの反政府活動）により、放牧経路が変わり、放牧集団が新たなコミュニティと接触するようになり、この放牧集団は地元の放牧集団と農業集団の間のそれまでの取り決めに知らないために時として紛争につながることもあった、と指摘してきた。また、国連は、人口学的及び生態学的な圧力が近年のミドル・ベルト地帯における移牧（家畜の移動）を招いていると述べてきた。

3.23 2019 年 12 月、米国国務省はナイジェリアを信教の自由に対する重大な違反に従事している又はそれを容認している政府として、特別監視国リスト (Special Watch List) に加えた。この措置はナイジェリア国家当局が反政府活動に係る暴力から宗教コミュニティを保護していないと認識されているために講じられたものと DFAT は理解している。

無神論者/棄教者

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.24 憲法は信教の自由を保障しているものの、ナイジェリアの平行裁判所制度（普通裁判所及びシャリーア裁判所）はともに公衆の宗教に対する侮辱又は棄教を禁止する法律を有している。全国に適用される普通裁判所制度の下で、宗教の侮辱は刑法第 204 条に基づき禁止されており、公衆の意図的な宗教に対する侮辱には 2 年以下の懲役刑が科される。北部 12 州内のイスラム教徒に適用されるシャリーア刑法は、棄教（イスラム教徒によるイスラム教の放棄又は棄教）をハット犯罪（神の権利に背くと考えられている犯罪）リストに含めており、死刑又は国外追放の刑を科される。

3.25 近年、カノ州当局が宗教に対する侮辱と認識された行為に対して措置を講じた事案が複数発生している。

－ 2015~16 年、男性 9 人（スーフイー派の聖職者を含む）と女性 1 人がその宗教団体を率いるセネガル人指導者は「預言者よりも偉大である」と語ったと伝えられた後、カノ市のシャリーア裁判所はこの 10 人に対し預言者ムハンマドを侮辱した罪による絞首刑を宣告した。この死刑判決は、控訴により最終的に覆された。

－ 2020 年 5 月、ナイジェリア人道主義者協会（Humanist Association of Nigeria）のムバラク・バラ（Mubarak Bala）会長は、イスラム主義と宗教に批判的だと認識されるコメントをフェイスブックに投稿した後、カドゥナ州の自宅で逮捕されて、カノ市に連行された。そこでバラは、宗教犯罪・サイバー犯罪法に違反した嫌疑で起訴された。バラの現在の所在と状況は不明である。広く認識されているイスラム教徒指導者の子息であるバラは、イスラム教を棄教した後、これまで家族により強制的に精神病施設に入院させられていたことがある。

－ 2020 年 8 月、カノ州の裁判所はある流行歌手に対し、ワッツアップ（WhatsApp）を通じて預言者ムハンマドを超える存在にまで高めるほどスーフイー派のイマームを称賛したとされる歌を配信した罪で死刑を宣告した。

3.26 法的制裁に加え、カノ州で認識された宗教に対する犯罪は、「群衆の正義」をもたらすことが多かった。群衆の正義は一般に処罰されることもなく行われる。上述した 2015~16 年の事案では、統制の取れない群衆がシャリーア裁判所を焼き払い、全ての裁判所記録を破棄した。この暴力行為に参加した者が関わる起訴は一切行われなかった。同様に、2020 年にカノ州で発生した事案では、抗議参加者が流行歌手の逮捕を要求しつつ、彼の家族の居宅を全焼させた。

3.27 国内情報源の報告によると、南部の諸州に居住し、いずれの宗教にも従わないことを明言する又は宗教に反すると認識されるナイジェリア人は、国家当局から法的制裁を受けるリスクに直面する可能性が低い。しかしながら、こうしたナイジェリア人は、北部に住むこうしたナイジェリア人と同じレベルで家族から排斥される又は職場を解雇される可能性が高い。

3.28 DFAT は、無神論者であることを公言する又は宗教に反すると認識される発言をする個人は社会的差別（家族からの排斥又は解雇を含む可能性がある）を受けるリスクが高いと評価している。カノ州に住むそのような個人は、暴力及び/又は法的制裁を受けるリスクが高い。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

(実際の又は帰属された) 政治的意見

3.29 憲法第 39 条第(1)項は、表現の自由（干渉されることなく意見を持ち、アイデアや情報を受取り、伝える自由を含む）を保障している。第 40 条は、自由に集会を開き、また、他者と交際する権利、及びいずれかの政党、労働組合若しくはその他の結社を形成する又はそれらに属する権利を保障している。これらの憲法上の自由は法律で支持されている。

3.30 ナイジェリアは、1999 年に軍事政権から移行して以来、6 度の定期的な民主的選挙を行ってきた。政治的暴力（治安情勢を参照）や選挙の不正行為（政治制度を参照）により損なわれたにもかかわらず、国際監視団体は直近の 3 度の選挙（2011 年、2015 年及び 2019 年）をおおむね信頼できるものとみなしてきた。2015 年の大統領選挙は、ナイジェリアの歴史において初めて与党から野党へ民主的に政権が移行されたことを示した。

3.31 2018 年 5 月に憲法が改正され、政治家への立候補資格を得る最低年齢が 40 歳から 35 歳に引き下げられるとともに、独立した候補者が連邦及び州選挙で競うことが初めて認められた。しかしながら、2019 年 2 月の選挙が行われる前に選挙改革法が可決されなかったということは、選挙で争う全ての候補者が政党の後援を得る必要があるということを意味した。分析家の報告によると、この要件は、政党が候補推薦書を競売にかけ最高値入札者に落とさせたため、候補者として政治に参加する能力が財力を有する人々に限定されてしまうという事態を招いた。

3.32 国際監視団体の報告によると、ナイジェリア人は一般に、政党への参加を通じて、また、選挙で投票するなど、政治のプロセスに参加する権利を有する。しかしながら、市民の政治的選択能力は、票の買収及び威嚇、国内外の有力な経済権益の影響、国内の特定の地域における軍又は違法な武装集団の支配などによって損なわれ、弱められたままである。また、制約的な社会的通念により、全面的に政治のプロセスに参加する女性の能力は制限されている（女性を参照）。

3.33 連邦及び州当局は、一般に表現及び集会の自由に対する権利を尊重しているものの、（その政治的、民族的又は宗教的性格に起因して）市民暴動に繋がる可能性があるとして判断を下した集会を禁止し、標的にしてきた。人権団体は、当局に批判的である又は物議を醸している集団と関係する抗議活動を禁止し、抗議参加者を追い散らしているとして連邦及び州政府を批判してきた。治安機関は抗議参加者を追い散らす際に過剰な武力を使用し、死者を出す事態を招くこともあった（超法規的な殺害を参照）。

3.34 2019 年 8 月、元大統領候補者で政治活動家、「サハラ・レポーターズ (Sahara Reporters)」の創設者でもあるオモイエレ・ソウォレ (Omoyele Sowore) は、「#RevolutionNow (今こそ改革を)」のタグラインを付けて全国的な抗議行動を呼びかけた後で逮捕された。ソウォレは、保釈要件を満たしてからはほぼ 1 か月が経過した 2019 年 12 月 5 日に保釈されたが翌日、州治安当局により再び身柄を拘束された。その後、法務長官 (Attorney General) がソウォレの条件付き釈放を命じたことで、2019 年 12 月 24 日にソウォレは勾留を解かれ、釈放された。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.35 #RevolutionNow の抗議行動は 2019 年下期にラゴス (Lagos) 州、オスン州、オンド州及びクロスリバー (Cross River) 州で行われたが、国際監視団体の報告によると、数百人を超える参加者があった抗議活動はなく、また、多くの場合、治安部隊の隊員数が参加者数を上回った。ラゴス州及びオスン州での抗議行動が暴力的になった際、警察は催涙ガスを使用して抗議参加者を追い散らしたほか、ラゴス州、オスン州及びクロスリバー州では抗議参加者を逮捕した。DFAT が知る限り、その後「#RevolutionNow」の抗議活動はない。

ナイジェリア・イスラム運動 (IMN)

3.36 ナイジェリア・イスラム運動 (IMN) は、ナイジェリアにイラン型のイスラム国を樹立することを唱道するシーア派の政治組織である。1979 年のイラン革命を受けてナイジェリア北部のカドゥナ州で創設された IMN は依然としてイラン革命に強い影響を受けている。IMN の集会の場で、IMN の支持者は、第 1 にイランの指導者であった故アヤトラ・ホメイニ (Ayatollah Khomeini) 師、次いで、国内の指導者シェイク・イブラヒム・エル・ザクザキ (Sheikh Ibrahim el-Zakzaky) に忠誠を誓っていると伝えられている。IMN は、ナイジェリア政府の権限を認めておらず、シェイク・ザクザキを国内における権限の唯一の正当な源であるとみなしている。

3.37 IMN の規模の推定値はかなりばらつきがあるが、ナイジェリアにおけるシーア派イスラム教徒の総人口の相当部分を構成している。IMN は通常、集会に大群衆を引き寄せており、その人数が数万人になることもある。IMN は南部を含む大半の州に、よく組織化された支部と管理構造を有している。北部の一部の州では自らの学校と病院を運営しており、多くの場合、当該州が対応できない空白部分を埋めている。IMN の構成員には、十分な教育を受けた専門家が多く含まれており、その中の一部は、軍、警察及び情報機関内で役職に就いていると伝えられている。

3.38 IMN と政府当局の間の緊張関係の高まりは 2015 年 12 月にピークに達した。このとき、カドゥナ州ザリア (Zaria) で行われた宗教儀式の場で IMN と軍が衝突し、IMN 構成員 348 人と兵士 1 人死亡する事態となった。国際監視団体の報告によると、この事件で殺害された IMN の構成員は共同墓地に埋葬され、衝突事件の後に逮捕された IMN の構成員およそ 100 人は依然として勾留されている。しかしながら、2018 年 7 月、カドゥナ州の裁判所は、80 人以上の IMN 構成員故殺の教唆・幫助罪にかかる起訴を棄却した。2016 年 1 月にカドゥナ州が設置した司法調査委員会 (Judicial Commission of Inquiry) は軍が IMN 構成員に対して深刻な人権侵害を犯したという判断を下したものの、加害者に責任を負わせるための動きが続かなかった (超法規的な殺害を参照)。

3.39 治安当局は、2015 年 12 月の事件の後、シェイク・ザクザキとその妻を逮捕し、勾留した。2016 年に連邦裁判所がこの 2 人の勾留を起訴することなく継続することは違法かつ違憲であると判示したにもかかわらず、このような措置が取られた。2018 年 4 月、カドゥナ州政府は、ザリアでの兵士の死亡に起因する複数の重罪でシェイク・ザクザキを起訴した。依然として結審していない起訴の訴因には、違法集会、犯罪共謀及び故殺が含まれ、有罪を宣告されれば死刑を科される可能性がある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.40 IMF 構成員は、シェイク・ザクザキとその妻の健康が勾留されている間に悪化したという訴えに力を得て、定期的に 2 人の継続勾留に抗議してきた。これらの抗議活動の多くは、IMN 構成員と治安部隊の間の暴力的な衝突をもたらした。人権団体は、治安部隊による武力の過剰行使が多くの死者を出す結果を招いているが、一部の事案においては、抗議活動後に勾留された IMN 構成員を当局が身体的に虐待した後で死者が出ていると訴えてきた (勾留中の死亡を参照)。

3.41 連邦高等裁判所 (Federal High Court) は 2019 年 7 月、IMN の活動は「テロ及び違法行為」に相当すると判示し、政府に IMN の活動を禁止するよう命じた。この 2 日後に政府は判決に従い、IMN を正式に禁止し、その集会その他の活動を禁止した。政府は、その発表の中で、IMN に対する禁止措置は国内の大多数の平和的で法律を遵守するシーア派教徒がその宗教を実践するのを禁止することを意図したものではないと強調した。2019 年 8 月、ナイジェリア警察は警察官に「特定された IMN 指導者とその組織が確実に解体され、その活動が完全に封じ込められるよう図る」よう指示する通達を発出した。

3.42 IMN に対する全国的な禁止措置は、IM が過去数か月間にわたってシェイク・ザクザキの継続勾留に反対して一連の抗議活動を行った後にカドゥナ州政府が IMN に課した禁止措置を受けたものである。最も暴力的な抗議行動では、警察部隊が催涙ガスで群衆を追い散らすことで抗議に対応した後、IMN 構成員はアブジャの国民議会に張られていた警察のバリケードを破った。メディアの報道は、この事件で IMN 構成員 15 人、警察官 1 人及び警備員 1 人が死亡したことを示唆している。当局は 50 人以上の IMN 構成員を逮捕したと伝えられている。

3.43 2019 年 8 月、当局はシェイク・ザクザキとその妻に対し、治療を受ける目的でインドへ渡航するための医療帰宅を認めた。シェイク・ザクザキは彼が好んだ医療チームのメンバーが代わり、彼の病室に武装警備員が配備された後、インドの病院での治療を拒否し、ナイジェリアへの帰国を要求したと伝えられている。帰国後、夫妻は収容施設に戻されて再勾留された。全国的な禁止措置が講じられたにもかかわらず、2019 年 9 月にバウチ州、カドゥナ州、ゴンベ州、カツィナ州及びソコト州で行われたアシュラ (*Ashura*) の宗教行進を IMN が後援した。メディア情報源の報告によると、行進参加者と治安部隊の間で衝突が起き、IMN の構成員が最大で 12 人死亡する事態となった。

3.44 IMN の構成員は、禁止組織のメンバーとして、逮捕されるリスクに直面しており、そのリスクは指導者の役割を果たしている者の方が高くなりやすいと DFAT は評価している。抗議活動やデモ行進に参加する IMN の一般構成員が国家の治安部隊からの暴力に晒されるリスクは中程度である。

ビアフラ分離独立派

3.45 近年の歴史で述べたように、ナイジェリアは 1967 年から 1970 年にかけて、自らをビアフラ共和国と呼ぶ南東部の分離独立運動と内戦を行った。この内戦は、中央政府を巡るクーデター及び反クーデターが起きた後に北部でおよそ 3 万人のイボ族が殺害され、100 万人を超える人々が東部へ逃避する原因となった大虐殺が続いた後で勃発した。正確な人数は不明であるが、大半の情報源は内戦に起因する市民の死者数が 200~300 万人であり、そのほとんどが飢餓によるものと推定している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.46 ビアフラ紛争の直後に分離独立派の更なる試みを防止し、国の結束とナイジェリアの 250 以上の民族アイデンティティ間の平和的な共存を目指して、目標を定めた国の再構築が行われた。こうした動きの中には、新たな州を創設し、また、指導者層の独占化及び経済的及び政治的排除を防止する目的で憲法に基づく多様性要件を導入するなどにより、更なる連邦化を進める政策が含まれていた。また、民族と宗教の調和を維持するため、非公式な民族別割当枠の設定や民族間の取り決めも継続して行われている。

3.47 より強固な国の結束を奨励するためのこうした取組にもかかわらず、ビアフラ紛争をもたらした諸課題に関する国の審議又は対話は全く行われておらず、内戦終結も正式に祝われていない。監視団体によると、南東部の多くの人々は内戦及び国民生活で認識される周縁化の進行から生じる様々な課題を解決するための行動が取られていないことに継続した怒りを感じていると報告している。このような感情は、ブハリ大統領が権力の座に就き、彼の重要な政治的及び軍の任命の多くが北部出身の個人を優遇する傾向が見られるようになった後の数年間でより強くなってきていると伝えられている。この結果、近年、独立したビアフラ国家という形態でより大きな自決を求める南東部からの要求の復活が顕著になってきている。

3.48 複数のビアフラ分離独立派運動が存在するが、最も有名な 2 つの組織は「ビアフラ主権国家の実現のための運動 (MASSOB)」と「ビアフラ先住民族 (IPOB)」である。MASSOB、IPOB とも、イボ語を話す南東区域のアビア州、アナンブラ州、エボニ州、エヌグ州及びイモ州から主に支持を得ている。両集団（及び他のビアフラ分離独立派運動）の間の差異は不明であり、DFAT は両運動の加入手続又は組織構造に関する情報を全く有していない。

3.49 両集団（及び他のビアフラ分離独立派運動）は住民投票を介するなど平和的な手段により達成する独立を要求してきているが、国の結束は「交渉の余地がない」と述べて中央当局はそのような要求を強く拒否してきた。2015 年 10 月、治安部隊は IPOB の英国を拠点とする指導者ナンディ・カヌ (Nnamdi Kanu) がナイジェリアに帰国したところを逮捕し、国家反逆と扇動の罪で起訴した。カヌの逮捕が火付け役となって、彼の信奉者の間で全国的な抗議活動が起り、治安部隊との深刻な衝突をもたらした。アムネスティ・インターナショナルは 2016 年 11 月、南東部全域にわたって幾度となく軍は群衆を追い散らすために警告を全く又はほとんど行わずに実弾を発射して複数の死者を出す一方、アナンブラ州オニチャ (Onitsha) で行われたビアフラ戦没者記念日 (Biafra Remembrance Day) を記念する行事に関連して治安部隊も発砲し、2 日間で少なくとも 60 人が死亡したと報告している。

3.50 2017 年 4 月にカヌが勾留を解かれた後もデモ行進が終了しなかったため、治安部隊は南東区域の抗議行動を鎮静化させるために「パイソンの踊り作戦 (Operation Python Dance)」という軍事作戦を開始した。国際監視団体によると、カヌの自宅にいた IPOB 支持者に対して 2017 年 9 月に展開された治安作戦は、最大で 150 人の死者が出る結果を招いた。その後、当局は IPOB をテロ組織に指定した。治安部隊による弾圧は IPOB の公的活動をおおむね抑止させたように見えるが、2020 年 11 月には南東区域であからさまな紛争が新たに勃発した。治安部隊を襲撃し、兵士 6 人と警察官 4 人を殺害した事件が

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

起きた後、リバーズ州のニエソム・ワイク（Nyesom Wike）知事は繰り返し IPOB に「宣戦布告して」きた。超法規的、略式又は恣意的処刑に関する国連特別報告官は、2019 年 9 月の視察後報告書の中で、2017 年、2018 年及び 2019 年に軍隊による IPOB メンバーの殺害に関する多数の訴えを受理したが、当局はこれらの殺害のいずれについても調査を実施しなかったと述べた。また、同特別報告官は、逮捕された IPOB メンバーの多くは起訴されることなく勾留される前に隔離され、外部との連絡を断たれた状態に置かれたとされており、また、起訴の中断又は棄却により 2015 年以降、IPOB メンバーに有罪判決は下されていないとも語った。

3.51 当局は数度にわたって MASSOB の活動を禁止すると脅してきたものの、実際には禁止しておらず、MASSOB は公的活動を行いつづけていると DFAT は理解している。また、ピアフラを支持するデモが行われている間に起きた治安部隊との衝突に関連して、MASSOB メンバーの死亡、負傷及び大量逮捕に関する報告が近年行われてきている。2019 年 5 月、アナンブラ州オニチャで行われた MASSOB の周年行事の場で警察と衝突した後、MASSOB のメンバー 2 人が殺害され、15 人が負傷したと伝えられている。一方、同じ時期に MASSOB のメンバー 1 人が逮捕され、イモ州ムグビディ（Mgbidi）の警察署で拷問されたと伝えられている。2018 年 9 月、アナンブラ州で集会が開かれている間、MASSOB のメンバー 125 人が逮捕され、数人が負傷したと伝えられている。

3.52 IPOB の構成員は、禁止組織のメンバーとして、逮捕されるリスクに直面しており、そのリスクは指導者の立場にある者の方が高くなりやすいと DFAT は評価している。政治的なデモ行進又は集会に参加する IPOB、MASSOB 及び他のピアフラ分離独立派組織の一般構成員が国家の治安部隊からの暴力に晒されるリスクは中程度である。

利害関係集団

人権擁護団体

3.53 国内外の多数の人権団体がナイジェリア全域にわたって活動しているが、人権団体は北部よりも南部の方で一般的に活動していると DFAT は理解している。2015 年（入手できる最新数値）、78,000 を超える NGOs が企業問題委員会（CAC）に登録しており、このうち 335 組織が人権団体として分類されている。NGOs が活動するために CAC へ登録することは義務付けられていないが、登録した NGOs のみが献金者からの資金を受入れ、また、税控除を受けることが認められている。

3.54 国際監視団体の報告によると、国内外の人権団体はその各団体を設立し、その資金調達をし、活動させるのに際して、また、人権事案に関して調査し、その所見を公表するに際して、一般に独立して、かつ、干渉を受けずに機能することができる。政府職員は人権団体に協力し、人権団体の見解に対応することもあるが、これらの人権団体は政府職員が一般に人権侵害の訴えを調査もせず、すぐに退けると不満を漏らしている。女性問題、特にイスラム教徒コミュニティにおける女性問題に関して活動している人権団体は、コミュニティから不信感を持たれることがあると報告している。ナイジェリアにおけるレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及び又はインターセックス（LGBTI）の問題を直

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

接取り上げて活動している又は LGBTI について公然と語る用意がある人権団体はほとんどない (性的指向及び性同一性を参照)。

3.55 人権監視団体の報告によると、裕福な個人、警察その他の治安部隊及び政府機関は、汚職を暴露するために活動する人権擁護団体やジャーナリストを標的にするために刑事司法制度を利用してきた。そのような事案の1つを挙げると、2018年1月、警察は人権団体のための国家コーディネーターである IG ワラ (Wala) を逮捕した。同氏は、国家ハッジ委員会 (NHC) を含む公的機関内で行われている汚職に焦点を当てたフェイスブックの投稿記事を公表していた。人権団体によると、警察は NHC のある委員からワラが汚職を暴く活動を続けるのを阻止するよう請願されたことを受けて行動した。ワラは 2019 年 4 月、官僚を汚職の嫌疑で偽って告発した罪で有罪判決を受け、懲役 7 年の刑を宣告されたが、その後、控訴により懲役 2 年に減刑された。同氏は 2020 年 4 月に大赦の一環として釈放された。

3.56 ボコ・ハラムが支配する地域で活動を試みる人権団体は、同集団に声高に反対した (又はそのように認識された) ために、威嚇と身体的危害に直面したと報告している。また、人権団体は、治安部隊から脅迫と威嚇という形態で (しかし、一般的には身体的危害を加えることはなく) 嫌がらせを経験したとも報告している。このような嫌がらせは概して、国家の安全保障、特にボコ・ハラムやニジュール・デルタの民兵及びミドル・ベルト地帯におけるコミュニティ間暴力に対する軍事作戦に影響を及ぼすものとみられる問題に関して報道しようとした時期に合わせて行われた (治安情勢を参照)。

3.57 2019 年 9 月、軍は人道的活動を行う 2 つの NGO にボルノ州及びヨベ州での活動を停止するよう命じた。この命令は、両 NGO のメンバーが検問所で多額の現金と他の疑わしい品目を所有しているのを発見された後に下された。軍は、2 つの NGO がテロ組織 (ボコ・ハラム) を幫助し、教唆していたと断言した。両組織はこれらの罪を強く否定し、軍当局者に協力した結果、翌月に活動停止命令が解除された。ただし、軍事調査委員会は、軍の訴えに関する調査を継続している。別の事件で、軍の報道官は、軍がミドル・ベルト地帯での襲撃から住民を保護しなかったとされる事件に関するアムネスティ・インターナショナルの 2018 年 12 月付け報告書が公表されたことを受け、同団体のナイジェリア事務所を閉鎖すると脅すことで対応した (しかし、最終的には如何なる措置も講じられなかった)。

3.58 2017 年と 2018 年、ナイジェリアの議会は、国家の安全保障という名目で NGO の資金調達、活動及び外国機関との関係に関してより厳格な規則を定め、NGO の資産管理をより強化することを提案する法案を審議したが、可決しなかった。しかしながら、2019 年 9 月の事件 (上記) を受けて、議会はナイジェリア北東部で活動するボコ・ハラムに直接的な又は不用意な支援を提供したとして非難されている NGO 活動に対応して、同法案を再審理すると下院議長が語った。同法案の現在の状況は不明である。

3.59 デリケートであると認識されている問題、特に汚職又は国家の安全保障に影響を及ぼす問題に関して活動しようとする人権擁護団体は、公的差別 (逮捕、法的嫌がらせ、脅迫又は威嚇が含まれる可能性がある) を受けるリスクが中程度であると DFAT は評価している。ボコ・ハラムが支配する地域で活動する人権擁護団体は、ボコ・ハラムに反対していると認識された場合は身体的危害及び/又は威嚇を受け

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

るリスクが高い。

メディア

3.60 憲法第 22 条は、報道、テレビ、ラジオ及び他のマスメディア媒体が国民に対する政府の責任と説明責任を支持する自由を保障している。しかしながら、これらの権利は扇動、名誉棄損罪及び「偽ニュース」の公表に関する法律によって制限されている一方、北部の 12 州におけるシャリーアの条項は報道の犯罪に対して大きな刑罰を科している。公的秘法 (*Official Secrets Act*)、及び刑法に基づく様々な条項は、公的情報へのアクセスを制限している。文書による中傷及び口頭による中傷は民事犯罪であり、被告はニュース報道や社説において真正性若しくは価値判断を証明することを義務付けられるか、罰金を支払う必要がある。名誉棄損は刑事犯罪であり、2 年以下の懲役刑が科されるほか、罰金刑を科される可能性もある。

3.61 ナイジェリア国家放送委員会 (NBC) は、放送メディアに免許を与え、ナイジェリアの放送規範を支持する責任を負う。法律は、特別な宗教番組、スポーツ番組又は国家の関心がある行事を除き、国内のテレビ局が他国の番組を放送するのを禁じている。ケーブル及び衛星テレビ放送はそれほど制限されていないが、これらのネットワークは依然としてその番組時間の 20 パーセントを現地の内容枠にするよう義務付けられている。

3.62 ナイジェリアのメディアの全体像は、アフリカで最も活発なものの 1 つである。数百に及ぶラジオ局と地上波テレビ網のほか、ケーブル及び衛星テレビの番組がある。36 州全てが少なくとも 1 つのラジオ・ネットワークと 1 つのテレビ局を運営している。ラジオは最多数のナイジェリア人に届くが、テレビは主に都市部で視聴される。国際放送会社は人気がある。国営テレビは数千万人の視聴者に届くと言われているが、一部の都市では民営の主要なネットワークが市場リーダーとなっている。全国紙及び地元紙などの出版物のタイトルは 100 以上ある。その一部は国有である。この中には、極めて評判の高い日刊紙、タブロイド紙及び民族の権益を擁護する出版物が含まれる。メディア支局の信頼性にはばらつきがあり、大半のメディア・ソースは主要政党の 1 つを支持する政治的課題を有していると伝えられている。

3.63 国際監視団体の報告によると、自由に活動するジャーナリストの能力、特に汚職スキャンダル、人権侵害、分離独立主義者とコミュニティ間暴力、又は他の政治的にデリケートなテーマを報道しようと試みるジャーナリストの能力は、ますます制限されるようになってきている。メディア擁護団体によると、官僚はジャーナリストを公然と批判し、逮捕し、また、ジャーナリストに嫌がらせをすることにより報道の自由を制限する一方、責任を負うジャーナリストに対して中傷行為だと訴えることにより否定的な報道に対応することも多い。また、ジャーナリストはしばしば警察や他の治安職員から、時には公衆自体から情報へのアクセスを拒否される。

3.64 2020 年 2 月、民間新聞のジャーナリストたちは、流出した文書に基づき一連の報道を公表した後、脅迫や威嚇を受けたと報告した。この一連の報道は、国家安全保障顧問、軍参謀総長及び大統領首席補

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

佐官の間の関係が悪化していると訴えたものである。あるジャーナリストは、匿名の電話を受け、報道を止めるよう警告されたと主張し、また、国家治安機関の隊員ではないかと思える男たちに自宅を訪問されたとも主張した。同ジャーナリストの新聞のウェブサイトも複数のサイバー攻撃の標的とされた。

3.65 近年、政府職員又は治安部隊がデリケートな問題を報道するジャーナリストに身体的暴行を加えたという事案が多数発生した。例えば、2020年6月、ポート・ハーコートで警察官たちが10代の若者を殴打しているところをあるラジオ放送のジャーナリストがフィルムに収めようとした後、強盗防止特別班（SARS、超法規的な殺害及び拷問を参照）の職員たちがこのジャーナリストを逮捕し、勾留し、拷問したと言われている。また、2019年9月、アクワ・イボム州の職員は、彼らが露店商人たちを暴力的に追い散らそうとしたところを写真に撮ったとして女性ジャーナリストに暴行を加えたと言われている。さらに、2020年6月、イモ州の議員が、間違っって引用されたとしてジャーナリストを非難し、彼を殴打するよう命じたと伝えられている。2019年7月以降2人のジャーナリストが業務執行中に殺害された。2人ともIMNの抗議行動を報道している間に射殺された（ナイジェリア・イスラム運動（IMN）を参照）。今日まで、この殺害のいずれについても逮捕された者はいない。また、軍人が軍による不正行為に関してジャーナリストに情報を提供した又はそう認識されている市民を脅迫したこともあったと伝えられている。この結果、ジャーナリストは、デリケートな問題を報道する際、自己検閲を実施することが多いと伝えられている。

3.66 当局は特に、ボコ・ハラムの反政府活動を報道しようとするジャーナリストの試みに敏感に反応してきた。2019年1月、治安部隊はマイドゥグリにあるデイリー・トラスト（*Daily Trust*）紙の事務所及びアブジャとラゴスにあるオフィスを強制捜索し、同紙がボコ・ハラムに対する作戦に関わる機密情報を公表しているとして非難した。同紙の北東区域の編集長と記者は強制捜索中に勾留されたが、起訴されることなく2日後に釈放された。その後、軍は「国家の安全保障の重要性を認識させるために」2人のジャーナリストを逮捕したが、報道を沈黙させようという意図はなかったと語った。

3.67 国民議会は現在、「ヘイトスピーチ（憎悪発言）を禁止するための国家委員会（National Commission for the Prohibition of Hate Speech）」を設置するための法案を審理している。導入されれば、同法案は民族的憎悪を駆り立てるとみなされる資料の発行及び脅迫し、侮辱し又は不快にさせるものとみなされる書面による行為若しくは視覚的行為に対し、より重い刑罰（終身刑を含む）を科すことになる。メディア擁護団体は、この法案の草稿が厳罰を伴う不正確な条項を含んでおり、報道の自由を抑圧する効果を有し得るとして、同法案を非難してきた。

3.68 3.64で概説されているようなデリケートなテーマに関して報道しようとするジャーナリストは、公的差別（逮捕、法的嫌がらせ、脅迫及び威嚇が含まれる可能性がある）を受けるリスクが中程度であるとDFATは評価している。政治的な抗議行動又はデモ行進を報道するジャーナリストは、当局を薄暗い所に置くような形で描いていると認識されれば、国家の治安部隊から暴力を受けるリスクが高い。このようなジャーナリストは、自己検閲の実践を通じてこうしたリスクを最小化しようとする可能性が高い。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

オンライン・メディア

3.69 ナイジェリア通信委員会 (NCC) は、ナイジェリアの情報通信技術 (ICT) 部門を規制する責任を負う。NCC によると、2020 年 5 月現在で活発なインターネット利用者が 1 億 4,100 万人以上おり、前年に記録された活発な新利用者は 1,800 万人であった。活発なインターネット利用者のほぼ全て (99.82 パーセント) が携帯電話によってインターネットにアクセスしている。インターネットへのアクセスに関して政府の制限はほとんどないが、通信インフラと値ごろ感に課題が残っているため、インターネットを利用する多くのナイジェリア人の能力が制限されている。

3.70 2019 年 1 月現在、人口の 12 パーセントを構成するおよそ 2,400 万人のナイジェリア人がソーシャル・メディア上で活発に行動している。ワッツアップは最も人気があるソーシャル・メディア・プラットフォームであり、ソーシャル・メディア利用者の 85 パーセントが利用している。フェイスブックが 78 パーセントでこれに続いている。ナイジェリアには多様なブログスフィア (ブログ圏のコミュニティ) があり、多くの利用者にとってのニュース源になってきた。ブログスフィアは政治的及び社会的討論のためのプラットフォームを提供している。人気のあるソーシャル・メディア・プラットフォームとしては、ツイッター、インスタグラム、ミディアム、ブロガー、ワードプレスその他多くのものがある。インターネット・サービス・プロバイダーは、NCC の要請によりウェブサイト、特にビアフラの独立を唱道するウェブサイトをブロック (遮断) することがある (ビアフラ分離独立派を参照)。

3.71 市民社会団体は、2015 年サイバー犯罪法 (*Cybercrimes Act*) により広範な権限が当局に付与されることについて懸念を表明してきた。同法は、当局 (一部の州政府及び地方自治体を含む) が反対派や批評家を逮捕するために利用されてきた。例えば、2020 年 6 月、当局は民間ニュース・ウェブサイトの創設者を逮捕し、コギ州の COVID-19 隔離センターの崩壊疑惑について報道したことにに関してサイバー犯罪法に違反した嫌疑で起訴した。同創設者によると、勾留されている間、裁判所がバイエルサ州副知事の逮捕を命じたと伝えた同創設者のウェブサイト上での報道に関する詳細に尋問された。有罪判決を受ければ、同創設者は 3 年以下の懲役刑と最高 700 万ナイラ (25,220 豪ドル) の罰金刑を科される。

3.72 農村部での暴力や選挙に絡む暴力が加速化している状況にソーシャル・メディアが影響を及ぼしていることから、立法府の関心が高まっており、ソーシャル・メディアの規制強化を求める声が大きくなっている。国民議会は現在、「インターネットの虚偽、操作その他の関連犯罪からの保護に関する法案 (Bill on the Protection from Internet Falsehood and Manipulation and other Related Offences)」を審理中である。同法案は可決されれば、当局はより大きな権限を与えられ、その裁量によってインターネットをシャットダウンする又は特定のソーシャル・メディア・プラットフォームを遮断できるようなる。また、同法案には、国家の安全保障にとって有害となる可能性が高いとみなされ、また、政府に対する公衆の信頼を損ねる可能性があるオンライン上の発言を禁止する条項が含まれており、この条項に違反すれば、罰金刑及び 3 年以下の懲役刑を科される。さらに、国民議会は、デジタル環境内における人権の適用を保障し、オンライン上での表現、集会及び結社の自由を促進することを目指すデジタルの権利及び自由 (Digital Rights and Freedom) に関する法案も審理中である。2019 年 3 月、ブハリ大統領は同法案が国民議会で可決された後で同法案の旧版を否認し、旧版はあまりにも多くの技術的主題を対象としてお

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

り、かつ、その個々の主題に広範な形では対処していないと語った。

3.73 2019年の総選挙につながる時期に、国際擁護団体は各政党及びその支持者がオンライン上で流す偽情報とプロパガンダ(宣伝)のレベルについて懸念を表明した。この中には、ブハリ大統領が死亡し、スーダン人のクローン人間が後任になったと伝え、ブハリが否定声明を出すことを強いられたビデオ(50万回以上も視聴されている)、ブハリ陣営からツイッターに投稿されたビデオ(政府の公共事業の例とされる施設が映されていたが、実際は国内の道路にすぎない)、及び野党候補アブバカル陣営が公表したデジタル加工されている画像(トランプ米大統領がアブバカルの写真を手に持っているところが写っている)が含まれていた。

女性

3.74 ナイジェリアはCEDAW及びその選択議定書の締約国である(人権の枠組みを参照)。憲法第15条第(2)項は、性別に基づく差別を禁じており、第42条第(1)項は性別を問わず市民の平等を保障している。第17条第(3)項(c)号は、国家に対し性別に基づく差別なく同一労働同一賃金を保証する政策を指揮するよう義務付けている。複数の州は男女の雇用機会均等を命じる法律を設けている。

3.75 このような憲法上の保護があるにもかかわらず、人権監視団体は性差に基づく差別と暴力が依然としてナイジェリアの女性と女兒にとって深刻なリスクになっていると報告している。世界経済フォーラム(World Economic Forum) 2020世界男女格差指数(Global Gender Gap)報告書は、女性の経済参加・機会、教育の達成度、政治的エンパワーメント、及び保健・生存に関してナイジェリアを153か国中128位(また、サハラ砂漠以南アフリカ諸国内では34か国中27位)にランク付けしている。

3.76 女性は、インフォーマル(非公式)経済、特に農業、食品加工及び市場での商品販売において積極的かつ不可欠な役割を担っている。しかしながら、女性はフォーマル(公式)部門では軽視された存在であり、国際監視団体の報告によると、多くの女性は伝統的及び宗教的慣行に起因して相当な経済的差別を経験している。法律は、同一価値の労働に対して同一報酬を命じてはおらず、雇用に際して性別に基づく差別禁止も命じていない。NGOsは、民間部門での女性に対する差別、特に雇用へのアクセス、より高い職位への昇格及び給与の公平性の側面における差別について懸念を表明してきた。信頼できる報告書によると、多くの企業は非公式な「妊娠すれば、解雇される」方針を維持している。警察の規則は、女性に適用される特別な採用要件と業務条件、特に妊娠と配偶関係に関する基準と規定を定めている。企業部門で雇用された女性は、同一労働に対して同一給与を受取っておらず、また、世帯主として商業信用を獲得する又は税控除若しくは税還付を受ける上で困難に遭うことが多かった。特に、未婚の女性は様々な形態の差別に耐えた。

3.77 政治的プロセスへの女性の参加を制限する法律はないが、特に北部では宗教的及び文化的障壁により女性が指導力を発揮する機会が制限されている。女性は2019年総選挙における立候補者数のわずか12パーセントを占めていたにすぎず、選挙で選出された人々の4パーセント未満が女性であった(2007年総選挙で当選した国民議会議員に占める女性の割合は8パーセントという高さであったが、この数値

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

から下落した)。ナイジェリアの 36 州の知事の中に女性はいない。ブハリ大統領の選挙前閣僚リストには 43 人の候補者が掲載されていたが、この中で女性は 7 人のみであった。州議会と地方自治体議会も同様に女性の参加レベルが低い。2019 年、議会間連合 (Inter-Parliamentary Union) は国会における女性比率に関して 193 か国中 180 位にランク付けした。

3.78 ナイジェリアは依然として、多くの側面において家父長制社会である。例えば、多くの刑事裁判所において、女性の証言は男性の証言よりも重みがなく、また、女性は大半の警察留置施設で保釈金の取り決めを行うことはできるが、保釈金を収めることはできない。女性が土地を所有することを禁じる法律はないが、慣習的な土地保有制度の存在により、女性が土地を所有するのは困難になる可能性がある。女性は結婚又は家族を介してのみ、土地へのアクセスを得ることができる。また、慣行の多くは夫の財産を相続する妻の権利を認めておらず、多くの寡婦は義理の両親が亡夫の財産をほぼ全て取得した際、極貧者になってしまうと伝えられている。いわゆる「寡婦暮らしの慣行」が全国で様々な形態を取って行われている。主に北東部において行われる幽閉は、寡婦が 1 年間もの長きにわたって社会的制限に晒され、この期間は頭を剃り、黒衣を身にまとう慣行である。他の地域では、コミュニティが寡婦を亡夫の家族が「相続」すべき亡夫の財産の一部とみなされると伝えられている。人権監視団体の報告によると、女性及び思春期の女子を血縁関係がない男性から隔離する文化的慣行であるパルダが北部の諸地域で続けられている。

3.79 憲法及び法律で保護されているにもかかわらず、ナイジェリアの女性は多くの側面で著しく不利な立場に置かれているため、ナイジェリアの女性が社会的差別を受けるリスクは中程度であると DFAT は評価している。このような差別の中には、国家当局などによる性差に基づく暴力 (次項を参照) やその他の性的嫌がらせを加えるという脅し、職場やコミュニティへの女性の全面的参加を制限する男女別の役割及び長年にわたって存在している伝統的価値が含まれる。

性差に基づく暴力 (GBV)

3.80 信頼できるデータの欠如及び過少報告のためにナイジェリアにおける性差に基づく暴力の発生率を正確に決定するのは困難である。DFAT が知る限り、2013 年以降 GBV に関して信頼できる国家調査は実施されていない。しかしながら、国際監視団体によると、ドメスティック・バイオレンス及び近親者間暴力という形態での GBV は、全ての地理的場所、社会経済的レベル及び宗教・民族集団にわたって広く行われており、多くの人々は GBV を社会的に許容されると考えている。人権監視団体の報告によると、警察はドメスティック・バイオレンスを私事と見ることが多く、家庭内の争いへの介入を拒むか、虐待を招いたとして被害者を責める。農村部においては、訴えられている虐待のレベルが地元の慣習的基準を超えていなければ、裁判所や警察は正式に夫を告発する女性を保護するために介入することを嫌がる。ドメスティック・バイオレンスに晒される女性の家族は、女性の支援を拒否し、虐待的な夫と一緒に暮らすよう圧力をかけることが多い。

3.81 国内情報源の報告によると、ドメスティック・バイオレンスの発生割合は、COVID-19 パンデミックが発生している間、急上昇した。2020 年 6 月、注目度の高い一連の GBV 事案の発生が引き金となっ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

て、活動家がオンライン上で、また、実際に集会を開いて全国的な抗議行動を起こした後、ナイジェリアの36州の知事は、全員一致で緊急事態を宣言した。その宣言の一環として、各知事は全州に対し、直ちに性犯罪者の登録を開始し、女性に対する虐待と暴力に対してより厳格な連邦刑罰を科すよう求めた。

3.82 全国にわたって適用されるGBVと闘うための包括的な法律はない。2015年対人暴力禁止法

(VAPP法)は性的暴行、身体的暴力、精神的暴力、有害な伝統的慣習及び社会経済的暴力を含む多様な形態のGBVに対処しているが、同法の条項は自動的に連邦首都地区(FCT)内では適用されない。他の州が同法の条項を発効させるためには、同法を州ごとに可決しなければならず、DFATは今日まで13の州しかそのようにしていないと理解している。一部の州(大半は南部)は一定の形態のGBVを禁止する法律を制定してきた又は特定の権利を保護しようと努めてきたが、大半の州はそのような法律を有していない。国の刑法は引き続き全国で発生する強姦及び性的暴行事案の大半に適用されており、一般的にはVAPP法で命じる刑罰よりも軽い刑罰を認めている。

3.83 VAPP法は、犯罪として配偶者間殴打、自宅からの強制追放、強制的な金融依存若しくは経済的虐待、有害な寡婦慣行、女性性器切除/女子割礼(FGM/C、次項を参照)、その他の有害な伝統的慣習、薬物攻撃(酸攻撃など)、政治的暴力及び国家機関(特に政府治安機関)による暴力を挙げている。また、同法は、有罪判決を受けた性犯罪者の公開登録について定めるとともに、強姦及び/又は性的暴行に対し、14歳を超える犯罪者については12年以上の懲役刑から終身刑に及ぶ刑罰、その他の犯罪者については14年以下の懲役刑を科すよう命じている。さらに、配偶者間殴打で有罪判決を受けた者には、3年以下の懲役刑若しくは最大20万ナイラ(737豪ドル)の罰金刑又はその両方を定めている。

3.84 VAPP法は、適用される管轄区域におけるGBVの被害者及び生存者に一定の保護を提供する。例えば、同法は、裁判所と連携するために地方自治体レベルで保護官を任命することを定め、また、被害者が治療面、社会心理面、法的側面、リハビリ面及び社会復帰に関する支援を受けることについて規定している。VAPP法は裁判所に被害者から申請があれば保護命令を発出する権限を付与している。また、同法には、強姦被害者の身元を保護する条項、及び裁判所に強姦被害者に適切な額の補償金を与える権限を持たせる条項が盛り込まれている。VAPP法に基づき、GBVの被害者と生存者は、裁判所で審理される間身元を保護されながら、認定されたサービス提供者と政府機関から治療面、心理面、社会面及び法的側面に関する包括的支援を受ける権利がある。

3.85 GBVの被害者と生存者が利用できる資源は限定されている。複数の州政府は全国に少数の避難所を提供している。国内情報源の報告によると、これらの避難所は設備が不十分であり、被害者に十分な保護を提供していない。複数のNGOは、主にナイジェリア南部に位置する避難所を提供するなどして、暴力的な関係に悩む女性に支援を提供している。2017年からドメスティック・バイオレンス支援ラインイニシアティブ(Domestic Violence Assistance Line Initiative)は、少数のボランティアが管理する24時間ヘルプラインを通じて被害者と生存者に支援と資源を提供してきた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.86 セクシャル・ハラスメントは、特に雇用又は大学の単位の見返りに性的サービスを要求する慣行が普通に行われていると伝えられている学校や大学で依然として日常的な問題となっている。2019年8月、メディア支局は連邦大学の学部長が、単位授与の見返りとして女子学生に性行為を要求した後で逮捕されたと報じた。上院は2020年7月、高等教育機関において学生と講師の間で性的又は恋愛関係（形態を問わない）を持つことを違法とするセクシャル・ハラスメント防止法案を可決した。

3.87 国際監視団体の報告によると、ボコ・ハラムは誘拐、強制結婚、性的奴隷、強姦などを通じて多くの女性と女兒を GBV（に晒してきた。逃亡した又は治安機関や自警団が救出した女性と女兒は、それぞれのコミュニティから排斥され、適切な治療や心理社会的ケア（強姦で出生した子ども向けのものを含む）を受けるのに困難を感じていると伝えられている。

3.88 人権監視団体は、国家当局の職員（兵士、警察官その他を含む）が国営の IDP キャンプ、非公式なキャンプ、ボルノ州の州都マイドゥグリ周辺にある地元コミュニティで、また、北東部全域にわたって、女性と女兒を性的搾取し、虐待した事案を報告してきた。加害者は一般に処罰されることなく行動しているが、当局が措置を講じた事案も数件あった。例えば、2019年5月、空軍将校が IDP キャンプの1つで14歳の女兒を性的に搾取した罪で有罪となり、判決を言い渡された。

女性性器切除 (FGM/C)

3.89 世界保健機関 (WHO) によると、女性性器切除/女子割礼 (FGM/C) は、非医療的理由による女性外性器の一部若しくは全部摘出又は女性生殖器に対する他の損傷行為を包含する。この慣行は、大半が伝統的な割礼師により実施される。割礼師は、コミュニティ内で出産時の立会など他の中心的な役割を果たしていることが多い。多くの状況においては、医療提供者が FGM/C を実施する。これは、医療処置の方が手続をより安全に進められると考えられているからである。

3.90 FGM/C は違法であり、件数は減少しているものの、ナイジェリアでは引き続き実施されている。2018年2月に公表された国家統計局/ユニセフの報告書によると、15~49歳の女性の18パーセント以上が何らかの形態の FGM/C を受けたことがある。この数値と比較して、2013年は25パーセント、2011年は27パーセントであった。また、同報告書により、FGM/C を受けた女性の82パーセントは5歳になる前に済ませていることがわかった。FGM/C はキリスト教徒が圧倒的多数を占める南部でより一般的に行われているものの、キリスト教徒コミュニティ、イスラム教徒コミュニティの両方で実施されている。FGM/C の最も高い普及率は南東部と南西部（それぞれ33パーセントと41パーセント）であり、最も低い普及率は北東部（1パーセント）である。FGM/C の普及率は、民族集団間でかなりばらつきがある。ヨルバ族とイボ族の女性の普及率はそれぞれ45パーセントと29パーセントであるが、ハウサ族、フラニ族の女性はともに14パーセントであり、他の全ての民族集団は9パーセントである。なお、この慣行は、大半が国内の南部及び中央ベルト地帯に住むイガラ (Igala) 族とティブ (Tiv) 族の女性の間ではほとんど知られていない。

3.91 VAPP 法は FGM/C を禁じており、連邦犯罪としている。女性の割礼又は生殖器摘出を行ったこと

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

で有罪判決を受けた者は、最長で4年の懲役刑若しくは20万ナイラ（635豪ドル）の罰金刑又はその両方を科される。また、そのような者を支援若しくは教唆したことで有罪判決を受けた者は全て、最長で2年の懲役刑若しくは10万ナイラ（369豪ドル）の罰金刑又はその両方を科される。しかしながら、前項で述べたように、VAPP法は自動的にFCT内でしか適用されないため、他の州が同法の条項を発効させるためには、同法を州ごとに可決しなければならない。今日まで13州のみがVAPP法を実施しているとDFATは理解している。

3.92 文化的及び社会的通念がナイジェリアにおけるFGM/Cの継続を支持している。FGM/Cの慣行の背景にある文化的姿勢には、清潔と衛生の概念、乱交の防止、生殖能力の向上、結婚の見込み及び貞節、女性らしさ及び/又は出産中の新生児を保護するという考えが含まれる。女兒は、FGM/Cを受けていなければ、その家族又はコミュニティから排斥され、疎外され、又は暴行される可能性がある。

3.93 世界保健機関、ユニセフ、アフリカ連合を含む複数の国内外のNGOsは、ナイジェリアにおけるFGM/Cの慣行を減少させる活動を行っている。効果的な保護を提供する政府の能力は、国内の一部の地域、特にボルノ州、アダマワ州、ヨベ州、プラトー州、ベヌエ州、ナサラワ州、タラバ州及びザムファラ州において限定されている。家族は加害者になることが多いため、FGM/Cに関する報告率は低い。両親の同意を得ずにFGM/Cが行われたという報告は一切ない。国際監視団体の報告によると、今日までFGM/Cに関して訴訟が提起されたことはない。

性的指向及び性同一性

3.94 憲法は生命、プライバシー、結社、集会、威厳及び表現の自由に対する権利を全般的に保障しているものの、差別の禁止を謳った憲法第15条第(2)項には差別の理由として性的指向又は性同一性が盛り込まれていない。標的を絞った暴力又は差別から性的少数派を明示的に保護する法律は一切ない。

3.95 複数の連邦法及び州法は、同性愛行為を禁じている。1990年刑法第214条は、男女を問わず「自然の摂理に反した性行為」を犯罪としており、最大で懲役14年の刑を科している。また、第217条は男性の「下品な猥褻行為」に対して懲役3年以下の刑を科している。2014年連邦*同性間結婚（禁止）法（Same Sex Marriage (Prohibition) Act）*（SSMPA）は、同性間結婚をした又はシビル・ユニオンとなった個人に対して14年以下の懲役刑を科すとともに、同性間結婚又はシビル・ユニオンの挙式を運営し、証人として立会い、又は教唆若しくは幫助する行為に対して10年以下の懲役刑を科している。また、SSMPA第5条第(2)項は人前で同性への魅力に惹かれた姿を公然と晒す行為に10年以下の懲役刑を科している。

3.96 シャリーアを採用している北部の12州では、同性間の性行為に従事したとして有罪判決を受けた成人は投石により処刑される可能性がある。DFATはそのような刑罰が科された事案を承知していないが、近年、シャリーア裁判所が同性愛行為で有罪判決を受けた者に鞭打ち刑を宣告したと伝えられている事案が複数あった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.97 米国国務省によると、SSMPA はレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及び/又はインターセックス（LGBTI）の権利を支持若しくは促進する又はそのように認識されているあらゆる形態の活動を事実上違法としている。上述した条項に加え、SSMPA 第 5 条第(3)項は、「ゲイのクラブ、社会若しくは組織を登録し、運営し若しくはこれらに参加し、又はこれらの活動を支持する」者に 10 年以下の懲役刑を科すと定めている。LGBTI の人々は、SSMPA が可決された後の数年間で本人たちに対する嫌がらせ及び脅迫が増えたと報告している。人権団体の報告によると、SSMPA は LGBTI の人々に対する人権侵害（拷問、性的暴行、恣意的な勾留、強要及び適正手続に対する権利の侵害など）を正当化するために警察や公衆が用いるツールになった。また、LGBTI の擁護者は LGBTI コミュニティのメンバーが公共施設や教育を利用するのを地方自治体が拒否するために SSMPA を利用することもあったと主張している。

3.98 近年、LGBTI の人々が認識された性的指向又は性同一性に基づき逮捕された複数の事案が広く報道されている。これらの事案には、以下が含まれる（が、これらに限定されない）。

－ 2020 年 1 月、カノ州の宗教警察は「ゲイ・セックス・パーティーを計画していた」と伝えられている大学卒業生 15 人を逮捕したと発表した。宗教警察の報道官によると、逮捕された人々は再教育プログラムを受けるため矯正センターへ移送された。

－ 2019 年 11 月、エド州の警察は同性愛の関係にあると噂されていた女性 2 人を逮捕し、「レズビアンとの闘い」を公然と宣言した。

－ 2018 年 8 月、ラゴス州の警察はホテルでパーティーを開いていた 57 人を逮捕した後、SSMPA 第 5 条第(2)項に基づき、好色な愛情表現を人前で見せつけた嫌疑で起訴した。2019 年 12 月、このうちの 47 人の裁判が始まり、この 47 人は SSMPA に基づき裁判にかけられる最初の人々となった。

メディアと LGBTI 擁護団体も、警察が LGBTI の人々を逮捕したが、本人たちが保釈金（賄賂と考えられる場合もある）を支払った後、正式な起訴をせずに釈放した事案を報告している。

3.99 国内情報源の報告によると、ナイジェリアにおける全ての社会経済的団体は同性愛に関して否定的な見解を有している。多くの人々は同性愛を伝統的なアフリカ文化とは相容れないと考えている。ナイジェリアのレズビアン、ゲイ及びバイセクシャルの権利に関して 2017 年に実施したアンケート調査によると、回答者の 90 パーセントは SSMPA の導入を支持し、90 パーセントは同性愛者がいなければナイジェリアはより良い国になるという考えに同意し、83 パーセントは同性愛者の家族を受入れる用意がないことを示唆した。また、回答者の 56 パーセントは同性愛者による公共サービス（医療、住居、教育など）の利用を拒否すべきであるという見解を支持した。

3.100 LGBTI 擁護団体の報告によると、同性愛で告発された個人は職を失い、村落又は居住地区を出ることを強いられ、又は場合によっては死に至ることもある暴力に晒される危険に晒されている。LGBTI の人々は、自身の性的指向又は性同一性が知られるようになれば看護師や医師から差別を受ける（警察へ通報されることを含む）のではないかというおそれから医療を利用する際に不安に感じると報告している。社会的孤立と差別を避けるため、LGBTI コミュニティのメンバーはその性的特徴を隠すために策

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を講じることを強いられるように感じていると報告している。ゲイ男性、レズビアンとも、社会や家族から異性間結婚をするよう相当な圧力をかけられている。DFAT は、ゲイ男性の性的指向が知られるようになれば、その男性は排斥され、その家族の住居から強制的に追い出されるという報告が信頼できると考えている。

3.101 SSMPA から業務活動に制限を課されているにもかかわらず、複数の NGOs は主に HIV とエイズの活動に焦点を合わせ、法的助言、唱道訓練、メディア訓練及び医療サービスを LGBTI の団体及び個人に提供してきた。ある人権 NGO は、LGBTI の人々がナイジェリアの全域を対象として医療サービスや LGBTI に優しいその他の施設を利用するのを支援するため、2017 年に「クイックケア (迅速なケア)」と呼ばれるモバイル・アプリを立ち上げた。当局は一般にこうした団体の活動を妨げることがなかった。しかしながら、2018 年、「レズビアン平等・エンパワーメント・イニシアティブ (Lesbian Equality and Empowerment Initiatives)」と呼ばれる団体は、企業問題委員会 (CAC) が「会社及び関連事項に関する法律 (*Companies and Allied Matters Act*)」に基づき同団体の登録を拒否したことに対して控訴したが、敗訴した。この裁判で判事は同団体の名称が SSMPA に違反していると判示した。

3.102 LGBTI の人々は連邦及び州法に基づき法的に認定されている公的差別を受け、標的とされるリスクが高く、また、社会的差別や暴力を受けるリスクも高いと DFAT は評価している。これらのリスクは、シャリーアが適用される北部の諸州において高まる。

児童

3.103 Nigeria は児童の権利に関する条約 (CRC) の締約国である (人権の枠組みを参照)。憲法第 17 条第(3)項(f)号は国家に対し、あらゆる形態の搾取及び精神的及び物質的な放棄から児童や若者を保護するよう義務付けている。

児童労働

3.104 ナイジェリアは、国際労働機関の就業が認められるための最低年齢 (Minimum Age for Employment) に関する条約第 138 号と最悪の形態の児童労働 (Worst Forms of Child Labour) に関する条約 182 号を締約し、批准した。法律により、就業が認められるための一般的な最低年齢は 12 歳である。14 歳未満の児童は、日雇いベースで労働することができ、毎就業日の終わりにその日の賃金を受取らなければならない。また、毎夜両親又は後見人の居所に戻ることができなければならない。しかしながら、これらの規則は家事奉公には適用されず、また、法律は雇用主が家族であれば農業及び園芸での軽作業に関して例外を設けている。法律は 16 歳未満の若者が地下で労働し、機械作業をし、又は公休日に労働をするのを認めておらず、如何なる「若者」(労働法により 18 歳未満の者と定義される) も、健康にとって有害な、危険な又は不道德な仕事に就いてはならない。法律の定めにより、児童は 1 日当たり 8 時間以上農作業又は家庭内労働に就いてはならない。12 歳以上の若者の徒弟は、技能職又は家事使用人で認められる。

3.105 これらの法律や規則にもかかわらず、国際監視団体の報告によると、ナイジェリアの全域にわた

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

って児童労働は様々な部門で一般的に行われており、法律の執行が弱く又は存在していないため、児童の保護は依然として不十分なままであった。児童の多くは都市部で物乞い、露店商人及び家事使用人として働いているが、農業部門や鉱山でも労働している。国際監視団体によると、国内で確認される最悪の形態の児童労働には、商業的農業及び危険な農作業（カカオ、キャッサバ）、露店行商人、搾取的な家内工業（鉄その他の金属作業）、危険な機械工場、搾取的で危険な家庭内労働、商業的漁業、搾取的で危険な羊飼いや及び牧畜活動、建設、輸送、採鉱及び採石作業、売春及びポルノ、強制労働及び債務返済労働、暴力行為、犯罪活動及び民族的・宗教的・政治的紛争への強制参加、及び薬物販売への関与が含まれる。

3.106 労働雇用省（Labour and Employment Ministry : LEM）は、児童労働政策に関する政府の行動計画を進める責任を負う。政府の行動計画は、潜在的に危険な労働状況にある児童に関する介入、擁護、鋭敏化、法律及び退出、並びに退出後の児童のリハビリ及び教育に焦点を当てている。最悪の形態の児童労働から児童を退出させるための取組として、LEM は全国の NGOs と協力して複数の職業訓練センターを運営していると伝えられている。国際監視団体によると、LEM は主に児童労働の事例がそれほど多くないフォーマル事業部門で検査を実施している。また、人身売買を禁止するための国家機関（National Agency for the Prohibition of Traffic in Persons）も児童労働法を執行する一定の責任を負うが、第一に人身売買や児童労働の被害者を社会復帰させる取組を行っている。

児童の性的搾取

3.107 複数の法律は、児童を性的虐待及び搾取から保護しようとしている。2003年児童権利法（*Child Rights Act*）は児童を商業的に性的搾取する行為及び児童との性行為を禁止しており、関与して有罪判決を受け成人たちに対してそれぞれ懲役7年から終身刑に及ぶ刑を科している。州の3分の2は、同法を採用していると伝えられている。人身売買法執行・管理法（*Trafficking in Persons Law Enforcement and Administration Act*）（2015年に改正）は、性目的の児童売買を犯罪としており、最低で懲役7年と100万ナイラ（3,609豪ドル）の刑を科している。VAPP法（女性を参照）は近親相姦を犯罪としており、有罪判決を受けた者に10年以下の懲役刑を科している。2015年サイバー犯罪法（*Cybercrimes Act*）は、児童ポルノの制作、購入、販売及び所有を犯罪としており、有罪判決を受ければ、懲役10年若しくは2,000万ナイラ（72,174豪ドル）の罰金又はその両方の刑を科される。

3.108 これらの法律にもかかわらず、国際監視団体の報告によると、児童の性的虐待及び搾取は依然として深刻な問題となったままである。ユニセフの2019年3月の報告書により、少女の4人に1人（男児の10人に1人）は18歳の誕生日を迎える前に性的暴行を受けていたことがわかった。IDPキャンプ内の少女は特に被害に遭いやすく、キャンプ職員や治安部隊の隊員は少女を搾取して性目的の人身売買の対象者にするために詐欺的結婚や強制結婚を利用したという信頼できる報告が引き続き行われている。治安情勢で述べたように、ボコ・ハラムは学齢期の少女たちを誘拐し、強制的に戦闘員たちの「妻」にさせている。

3.109 国際監視団体の報告によると、いわゆるベビー工場が国内全域にわたって、しばしば児童養護施設、宗教又はリハビリセンター、病院又は産院に見せ掛けて、運営している。これらの施設は、しばしば

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

意志に反して監禁され強姦された妊娠女性—大半が未婚の少女—の新生児を売りに出していると伝えられている。次いで、工場を運営する者たちは乳児を養子縁組、児童労働、児童の人身売買又は儀式の生贄など様々な目的で売却する。男児は女児よりも高い収入をもたらす。メディアの報道は、双子として出生した又は欠陥若しくは色素欠乏症を患って出生した乳児を殺害しているコミュニティもあることを示唆している。DFAT は、そのような施設の広まり度合い又は地理的位置に関して詳細な情報を提供することができない。

児童兵

3.110 治安情勢で述べたように、ボコ・ハラムは反政府活動中、頻繁に児童を利用して紛争に関係する様々な役割を果たさせた。民間人合同特別部隊（CJTF、超法規的な殺害を参照）はこれまで児童兵を用いてきたものの、国際情報源の報告によると、国連が後援する行動計画が 2017 年 9 月に署名されて以来、CJTF による児童兵の採用と利用を証明する事案は発生していない。DFAT は、ナイジェリア軍が児童兵を利用した事案にかかる報告を承知していない。

児童結婚

3.111 ナイジェリアは結婚に対して自由かつ全面的な同意を確保するよう国家に義務付ける CEDAW を批准している（人権の枠組みを参照）。法律は、最低結婚年齢に関して一貫性を欠いている。1990 年婚姻法 (*Marriage Act*) は結婚が認められる法定最低年齢を男子、女子とも 21 歳に設定している（ただし、親又は後見人の書面による同意があれば、これより前に結婚することを認めている）が、2003 年児童権利法 (*Child Rights Act*) は結婚が認められる最低年齢を両性とも 18 歳に設定している。児童権利法と性的同意の最低年齢を 11 歳に設定している 2015 年性的犯罪法 (*Sexual Offences Bill*) の間の調和も欠けている。北部の大半の州は児童権利法を採択しておらず、代わりに最低年齢を 12 歳という低さに設定しているシャリーア法の条項を適用している。

3.112 擁護団体の報告によると、ナイジェリアは幼な妻の絶対数が世界で 3 番目に多く、児童結婚の普及率も世界で 11 番目に高い。ユニセフによると、ナイジェリアの少女の 18 パーセントは 15 歳までに結婚し、44 パーセントは 18 歳までに結婚する。児童結婚の普及率は、地域間で大きなばらつきがあり、南東部の 10 パーセントから北西部の 76 パーセントに及んでいる。児童結婚は、特にハウサ族集団の間で一般的に行われていると伝えられている。

3.113 擁護団体によると、ナイジェリアにおける児童結婚の高い普及率は、教育の欠如、貧困及び男女不平等を奨励する文化的通念に起因している。家族は、結婚前性行為に関係する「猥褻さ」を防止するため、又は他の文化的及び宗教的理由で、年齢を問わず、少女が思春期を迎える時期に早くも結婚を強制することもあると伝えられている。また、北部の一部の両親は、教育の質があまりにも悪く、娘にとって通学が結婚に代わる実行可能な選択肢になるとは考えられないと苦情を漏らしていると伝えられている。

3.114 女性問題・社会開発省（Ministry of Women Affairs and Social Development）は 2030 年までに児童結婚を終了させる目的で、2016 年に児童結婚を終了させるための国家戦略（National Strategy to

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

End Child Marriage) を立ち上げた。当局は、この問題に関して宗教指導者、首長及びスルタンと協議し、早期結婚が健康に与える有害性を強調した。一方、複数の州は少女たちを学校にとどまるよう奨励する目的で学校に対する補助金制度や授業料免除制度を設けるために NGOs と連携している。しかしながら、政府は少女を売って結婚させるという慣行を撲滅するための法的措置を講じていない。

魔術を操るとして非難される人々

3.115 ナイジェリアでは、あらゆる社会経済的及び宗教的集団にわたって、魔術の存在を信じる強い社会的信念がある。全ての民族集団は、公然と又は秘密裡に超自然的な力と協力し、他者に危害を加える存在であると考えられている女性と男性に名前を付けていると伝えられている。また、そうした人々の「操り」は、病気、不妊、貧困及び経営破綻など様々な苦痛の源であるとして非難されることが多い。ナイジェリアで人気がある映画は通常、超自然的なテーマを呼び物としており、宗教的な主題を持つ映画は一般の人々の生活にとって事実上即した邪悪と脅威になるものとして魔術とその実践者を登場させている。多くの宗教団体、特にニジェール・デルタのペンテコステ派教会は、人々を魔術と憑依から解放するために専門的な悪魔祓いサービスを提供している。

3.116 魔術の存在を信じる通念及び魔術に対する恐怖は、儀式主義の実践が継続している状況から見て、一定の信憑性を与えられている。国際観測筋の報告によると、身体の特定の部位が神秘的な力を与えるとする儀式主義者が、儀式や祝祭のためにこれらの部位を摘出するため、人々を誘拐し、殺害した事案が複数発生している。例えば、2019年1月、バイエルサ州の警察は重要臓器が見当たらない2人の女性の遺体を発見したと報告した。この重要臓器は儀式で用いるために摘出されたものと推定されている。色素欠乏症に罹っている人々は、特に儀式主義者の標的になりやすいと報告されている。儀式主義の普及率又は地理的分布に関して具体的な詳細情報を提供することは不可能である。

3.117 魔術に関する法律は混在している。当初は英国の植民地支配下で導入された刑法の第210条は魔術の実践を禁じており、2年以下の懲役刑を科している。第213条は犯罪活動の永続性を支援する目的で呪物や魔除けを所有することを禁じている。しかしながら、刑法と2003年児童権利法は、偽って魔術を非難する行為も犯罪としている。アクワ・イボム州には、魔法使いだと疑われている児童の虐待に関する条項を含む2008年の法律がある。同条項により、児童に魔法使いの烙印を押す行為については10年以下の懲役刑が科される。

3.118 第210条及び第213条に基づき有罪判決が下された事案に関する報告は稀であるが、メディアは魔法使いの烙印を押された後に残忍な扱いを受け又はリンチを加えられた人々の話を日常的に特集している。ニジェール・デルタ、特にアクワ・イボム州とクロス・リバーズ州は、これらの事案の中心地であると伝えられている。人権監視団体の報告によると、児童は特に魔術の非難に晒されやすく、非難する人々は、児童の粗暴な行動や学校の長期欠席から凶作、親戚の病気又は家族のオートバイの機械故障に及ぶ問題に関して児童に罪を着せる手段として魔術を利用することが多い。魔術を操るとして非難された児童の家族はその児童を遺棄し、拷問し、極端な事案では、殺害する場合がある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.119 魔術を操るとして非難される人々は、法律に基づく州の保護という観点ではほとんど頼るものがない。今日まで、およそ 4 分の 3 の州のみが *児童権利法* の連邦版を州の実情に合わせているにすぎず、アクワ・イボム州の魔法使い烙印禁止法に基づき起訴が成功した事案はない。魔術非難の拡大を抑え、疎遠になった家族に遺棄した子どもを連れ戻すよう奨励する連邦及び州政府と人権団体の試みは、今日まで牽引力をほとんど発揮していない。また、人権団体の報告によると、警察が魔術を操るとして非難された人々の味方になる可能性は低い。児童の権利に重点を置く一部の NGOs は魔術を操るとして非難された人々のために法的支援や宿泊施設を提供しているものの、これらの組織は一般に資源が不足しており、ボランティアに依存している。

3.120 魔術を操るとして非難されている人々は、社会的差別（家族からの排斥、暴力、及び、極端な事案では殺害が含まれる可能性がある）を受けるリスクが高いと DFAT は評価している。このような人々が国家当局から保護を受けられる可能性は低い。

人身売買の被害者

3.121 2000 年以降、ナイジェリアは、特に女性及び児童の人身売買を防止し、抑止し及び処罰するためのパレルモ議定書 (Palermo Protocol) の締約国である。政府は 2003 年に「*人身売買 (禁止) 法の執行及び管理法 (Trafficking in Persons (Prohibition) Law Enforcement and Administration Act)*」(以下、「同法」という) を制定し、同法に基づき、国家人身売買禁止機関 (NAPTIP) を設置した。同法は 2015 年に改正され、労働目的及び性目的の人身売買を犯罪とした。現在、同法に違反すれば懲役 5 年 (児童が関わる事案であれば 7 年) 及び相当額の罰金の刑を科される。

3.122 ナイジェリアは、「人身売買と闘うための国連グローバル・イニシアティブ (UN Global Initiative to Fight Human Trafficking)」を通じて、その移住制度の改善を目指した相当なレベルの国際支援と能力開発援助を受けている。また、ナイジェリア移民局 (Nigeria Immigration Service) は人身売買と闘うために、IOM 及び国連薬物・犯罪事務所 (UN Office on Drugs and Crime) と緊密に連携している。政府は近年、NAPTIP の予算額を大幅に増加させているものの、国際監視団体の報告によれば、(以下に概説するような) 問題の大きさを踏まえると、NAPTIP は依然として資源が不足した状態にある。米国国務省の 2019 年人身売買に関する報告書によると、ナイジェリアは人身売買の撲滅に関する最低基準を完全には満たしていないが、完全に満たすよう甚大な努力を払っている。

3.123 強固な法的枠組みと高水準の支援があるにもかかわらず、国際監視団体によると、ナイジェリアは強制労働及び性的搾取を目的とする女性と女兒の人身売買の送出国、中継国及び受入国である。人身売買される多くの女性や女兒がどのようにしてナイジェリアから出国し、ナイジェリアに入国し、ナイジェリア国内に在留しているのかに関して信頼できるデータはないが、ナイジェリアは大多数の人身売買被害者が海外にいる国の 1 つとして日常的にリストに挙がっている。欧州は人身売買の主たる目的国であり、2018 年には 34 か国以上でナイジェリア人の被害者が確認されている。国際移住機関によると、ナイジェリアから欧州に到着する女性と女兒のおよそ 80 パーセントは性的搾取を目的とする人身売買の潜在的な被害者である。欧州におけるナイジェリア人の人身売買被害者の多くは、通常はリビアを経

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

由してエド州から入国する。

3.124 ヒューマン・ライツ・ウォッチが2019年8月に公表した報告書により、大半の女性と女兒は彼女たちが知っている人々によって人身売買されていることがわかった。こうした知人は、有給の雇用や職業訓練、教育などについて偽りの約束をしていた。彼女たちの欧州への渡航は国境内外や地中海での危険な旅を伴い、しばしば生命を脅かす状態に置かれた。女性と女兒は、強制売春と様々な形態の強制労働（特に強制家庭内労働）で人身売買業者から搾取されていると証言した。同報告書により、売春宿の管理者は女性や女兒に対し、休みのない長時間の売春を強制し、病気、生理中若しくは妊娠中、又は出産若しくは強制墮胎直後であっても（しばしば、非衛生的な状態で、鎮痛剤や抗生物質もなく）顧客と性行為をさせた。

3.125 海外で高給の職に就くために移住すると信じていた女性や女兒は、約束された水準の給与が支払われず、又は一切何も支払われず、代わりに返済しなければならない膨大な金額（しばしば曖昧で、予測し難く、しかも増え続ける）の「借金」を負ったことを知ってショックを受けたと証言した。人身売買業者は女性が逃亡する又は法執行機関に支援を求めるのを妨げるために様々な方策（暴力、本人とその家族に対する脅迫、監視、パスポートの没収、監禁、隔離など）を用いた。一部の被害者の証言によると、人身売買業者は彼女たちに負債を支払わせ、人身売買業者を当局に報告しないよう強いるため、彼女たちに「黒魔術」の儀式（魔術を操るとして非難される人々を参照）を受けるよう強制した。

3.126 ナイジェリアへ帰還後、人身売買された多くの女性と女兒は、様々な身体的及び心理的病気に苦しんでおり、こうした病気が効果的に仕事をする能力を制限していると証言した。また、一部の女性の証言によると、家族は彼女たちが被った虐待について彼女たちを責め、排斥し、又は金銭がない状態で帰国したと言って不満を漏らした。英国内務省の2019年7月付け情報ノートによると、帰国する女性はその出自の如何を問わず、「財産」を得ることができていれば、帰国時に否定的な社会的姿勢に遭わない可能性がある事案もあった。

3.127 人身売買に晒される女性と児童は、性的暴行又は他の形態の暴力を受け、搾取され、また、脅迫されるリスクが高いと DFAT は評価している。

秘密結社/カルト（狂信的集団）のメンバー

3.128 秘密結社/カルトは、その大半がナイジェリアの南部の諸州、特にリバーズ州、バイエルサ州、デルタ州及びエド州に集中している。一部は、ディアスポラ（離散）コミュニティを通じて海外で存在感を有していると伝えられているが、DFAT はオーストラリアで活動している秘密結社/カルトを承知していない。当初は1950年代に米国から帰国したナイジェリアの学者たちが学生友愛会の変形として導入した秘密結社/カルトの多くは、時の経過とともにより暴力的になり、現在は本質的に犯罪組織である。秘密結社/カルトを政治的暴力と結びつける報告が行われており、一部の政治家は自らの政党集会を支援させ、反対集団の集会を妨げさせるために、秘密結社/カルトを、自らの政党に引き入れていると伝えられている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.129 国内情報源の報告によると、複数の秘密結社/カルトは、大学構内での活動に加え、高等学校でも存在感を有しているほか、都市部の貧困地域でも活発な動きをしている。若い男性の多く（及び一部の女性）は金銭を稼ぎ、権力を得る機会に動機づけられて自発的に秘密結社/カルトに加入しているが、一部は仲間からの圧力を受けて、又は報復を恐れて若しくは保護を得るために加入していると伝えられている。カルト間暴力によってカルト構成員が死亡する事態に至ることもあった。カルト構成員は離脱しようとする構成員を暴行している。

3.130 秘密結社/カルトの多くは宗教的カルトというよりもギャングのように活動していると DFAT は理解している。若い男性が特に標的となっており、保護を受けるため、また、仲間の圧力を通じて秘密結社に加入している。秘密結社の会員資格は金銭を稼ぎ、権力を得る機会を提供することから、若い男性や女性の多くも自発的に加入している。会員資格を得るプロセスには、殴打及び/又は強姦を含む場合もある暴力的な入会式（イニシエーション）も含まれる可能性がある。アムネスティ・インターナショナルによると、2019年にはリバーズ州だけでカルトに関係する暴力により 60 人以上が殺害されている。

3.131 最も有名な秘密結社/カルトとしては、1952年にイバダン大学（University of Ibadan）構内で創設され、ナイジェリアで最古のパイレーツ（Pyrates）秘密結社、バカニーア秘密結社（Buccaneers Confraternity）、ファミリー秘密結社（Family Confraternity）及びブラック・アックス運動（Black Axe Movement）が挙げられる。最後に掲げた秘密結社はナイジェリア南部にあるエド州のベニン大学（University of Benin）から出現している。理想的な秘密結社を目指して設立されたという由来を持つ同集団は洗練された犯罪組織となり、ナイジェリア国外に国際支部を置くまでに膨張したと伝えられている。ブラック・アックス運動は、他の秘密結社/カルトと同様に、会員対象として学生を標的にし、加入を拒む学生は威嚇と暴力に直面する可能性がある。

3.132 リバーズ州政府は、反カルト信仰法案に署名し、同法案は 2018 年 3 月に法制化された。同法案はカルト活動中に殺害を犯すカルト信者に死刑を科し、逮捕されたカルト信者に終身刑を科す。同法案は、南部のエド州、エボニル州、クワラ州、エヌグ州及びアクワ・イボム州が実施している類似の法律に従うものである。

3.133 秘密結社/カルトの会員は、その組織の活動が禁止されている州に居住していれば、法的制裁を受けるリスクが高いと DFAT は評価している。また、秘密結社/カルトの会員は脱会を試みれば、他の組織又は自らが属する組織から暴力を受けるリスクが高い。

障害者

3.134 WHO によると、ナイジェリアの国民のおよそ 15 パーセント（すなわち、2,500 万人以上）は、何らかの形態の障害がある。ナイジェリアは 2007 に CRPD、2010 年にその選択議定書を批准した（人権の枠組みを参照）。また、憲法は、「人の出生の状況」に基づく差別を禁止している。2019 年 1 月、ブハリ大統領は、障害に基づく差別を禁じる「2018 年障害者に対する差別（禁止）法（Discrimination

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Against Persons With Disabilities (Prohibition) Act) に署名した。違反者は罰金刑若しくは懲役刑又はその両方を科される。また、同法は、公共の建物、構造物及び自動車を改修して障害者にとって立入りやすく、利用しやすいものにするため5年間の移行期間を定めている。

3.135 2016年国家保健政策 (National Health Policy) など幾つかの国家レベルの政策は、障害者が医療を利用できるようにしている。プラトー州とラゴス州は障害者の権利を保護する法律と機関を有しており、アクワ・イボム州、エキティ州、ジガワ州、クワラ州、オグン州、オスン州及びオヨ州はそのような法律を制定するために措置を講じた。女性問題・社会開発省は、障害者に責任を負う。NHRC や労働雇用省など幾つかの政府機関は、障害に関係する問題に関して取り組む職員を指名した。政府は、障害がある先住民を訓練するため、アブジャとラゴスで職業訓練線センターを運営した。また、個々の州は、身体障害者が自立できるようになるのを支援するための施設を提供した。障害者の共同全国協会 (Joint National Association of Persons with Disabilities) は、様々な障害者集団の統括組織としての役割を果たした。

3.136 法的枠組みと支援サービスがあるにもかかわらず、人権監視団体の報告によると、障害者の多くは多くの人権侵害 (社会的烙印、差別、搾取、暴力及び医療・住居・教育に対するアクセスの欠如を含む) に直面し続けている。障害者の親戚は、障害者を恥の源とみなすことが多く、障害がある先住民の多くは路上で物乞いをしている。国際監視団体の報告によると、今日まで新たな障害法が実施又は執行されている証拠はほとんどない。

3.137 憲法上及び法律上で障害者の保護が手当されているにもかかわらず、障害者は引き続き、社会に全面的に参加する能力を制限する相当な公的及び社会的制限を受けていると DFAT は評価している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4. 補完的形態の保護を求める申請

恣意的な生命の剥奪

超法規的な殺害

4.1 憲法第 33 条第(2)項(a)号、(b)号及び(c)号は、いずれかの者を違法な暴力から防御するため若しくは財産を防御するため、合法的な逮捕を行うため若しくは合法的に拘禁した者の逃亡を防止するため、又は暴動、騒乱若しくは反乱を鎮圧する目的などで致死力の広範な利用を認めている。刑事訴訟法、2015 年刑事裁判管理法 (*Administration of Criminal Justice Act*) 及び警察命令 (*Police Order*) 第 237 号の様々な条項は、武力の性格を十分に制限し、必要又は比例性の原則を設定することなく、武力を使用することを許可している。

4.2 反乱勢力又は分離独立派集団に対する作戦を展開する中で政府治安部隊による超法規的な殺害（非拘禁者の超法規的な殺害を含む）が行われたことについて国内外の人権団体が多数報告している。そのような殺害にかかる近年の報告の大半は、ミドル・ベルト地帯における活動と特に北東部のボコ・ハラムに対する活動に関係している。警察と軍が実行した殺害疑惑に加え、人権団体は北東部で起きた幾つかの殺害の原因を民間人合同特別部隊 (CJTF) に帰している。CJTF は、時には軍と連携し、ボルノ州政府から資金及び現物資産を受取っている非政府自衛民兵である。

4.3 超法規的、略式又は恣意的処刑に関する国連特別報告官による 2019 年 9 月付け視察後報告書は、政府の治安部隊が関与した超法規的な殺害と断定された多数の具体的事件に焦点を当てている。この中には、再逮捕され、ボルノ州ギワ軍兵舎 (Giwa Army Barracks) に拘禁されていた 640 人以上の人々を軍が殺害した 2014 年 3 月の事件やボルノ州バマ (Bama) で治安検査後に 28 人の男性が殺害された 2018 年 3 月の事件が含まれていた。また、同特別報告官の報告書は、ナイジェリア・イスラム運動 (IMN) や IPOB (ビアフラ分離独立派を参照) のメンバーなど他の集団に関して国家の治安部隊が行った超法規的な殺害にかかる報告書についても伝えている。IPOB に対する超法規的な殺害は、主にデモ行進という状況の中で行われた。

4.4 同特別報告官の報告書によると、軍隊の手による恣意的な殺害疑惑及び拘禁中の死亡疑惑の数はこれまでの 2 年間で減少しているものの、虐待に関する説明責任又は補償に関してはほとんど進展がなかった。

4.5 政府は、ボコ・ハラムに対する治安作戦を展開する過程で、また、国内の他の地域で他の過激派や分離独立派集団に反撃する状況の中で、超法規的な殺害（及び拷問、恣意的な逮捕及び勾留）を行ったことについて軍が非難されていることを認めている。軍が北東部において反乱勢力に対する軍事作戦を展開する中で（拘禁施設内を含む）犯した人権侵害疑惑を調査するため 2017 年 3 月に設置された軍事調査委員会 (BOI) は、被拘禁者が超法規的に殺害された証拠を全く発見しなかったため、軍又は他の政府機

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

関のメンバーに対する起訴又は説明責任にかかる他の処分を提言しなかった。BOI の批評家は、BOI は完全な独立性を欠き、また、法医学的又は証拠にかかるその他の専門知識を有しておらず、さらに、その証拠を集める際に人権侵害の被害者から証言を聞いていないため、その結論の一部には疑問が残ると論じた。

4.6 これとは別に、2017 年 8 月、当時の大統領は人権にかかる義務と交戦規則に対する軍の遵守状況を検証するため、文民が主導する大統領調査パネルを設置すると発表した。2018 年 2 月に同パネルはその検証結果報告書を提出したが、今日まで同報告書のどの部分も公表されていない。

4.7 人権監視団体の報告によると、国家警察、軍及び他の治安機関は、抗議参加者を追い散らし、犯罪者や容疑者を逮捕するために殺傷力のある武器を過剰に用いたことがある。また、国際監視団体の報告によると、近年は多少の改善が見られており、群衆管理活動に従事する警察部隊は現在、一般に武器の使用の度合いを高める前に、催涙ガスを発砲するなど殺傷力のない戦術を用いて群衆を追い散らそうとしている。

4.8 治安部隊が殺傷力のある武器を過剰に使用した事案に関する調査は、一般に起訴又は説明責任に関するその他の処分をもたらしていない。2016 年にカドゥナ州の司法委員会が作成した法的拘束力のない報告書は、IMN のメンバー 348 人と兵士 1 人が死亡した 2015 年の軍と IMN との紛争において、軍が過剰で不釣り合いな武力を用いたことを明らかにした。同司法委員会の報告書は連邦政府が軍による過剰で不釣り合いな武力の使用にかかる疑惑を調査し、起訴すべきであると提言したものの、国際監視団体の報告によると、当局が軍の隊員に責任を負わせたことを示唆するものは一切ない。また、2018 年 10 月にナサラワ州と FCT の間の州境にある軍の検問所で治安部隊と IMN のデモ行進参加者の間で衝突が起き、その衝突の発生中に軍が実弾を用いて群衆を追い散らしたという事件があったが、この事案に関しても起訴又は説明責任に関するその他の処分が行われたという発表は一切行われていない。アムネスティ・インターナショナルによると、この発砲により、少なくとも 39 人が死亡したほか、多数の負傷者が出る事態となった。

4.9 国連特別報告官の報告書によると、主にナイジェリア南部で起きている強盗防止特別班 (SARS) の活動に関連する超法規的な殺害に関して、多数の報告が行われている。拷問で述べたように、今日まで SARS 職員に対して起訴又は説明責任に関するその他の処分は行われていない。

強制又は非自発的失踪

4.10 ナイジェリアは CPED の締約国である (人権の枠組みを参照)。2018 年 8 月、NHRC は ICRC の支援を受けて、失踪者の全国データベースを構築することを約束した。このデータベースは当初、ボルノ州、リバーズ州及びベヌエ州における失踪者に重点を置くことになろう。

4.11 ナイジェリアにおける失踪の大半は、反政府集団、特にボコ・ハラムにより行われる誘拐に関係している。ICRC によると、ボコ・ハラムとの紛争に起因して直近 10 年間にわたり、およそ 22,000 人の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ナイジェリア人が失踪したと報告されている。これは ICRC に登録された失踪者数としては、世界最多である。このおよそ 60 パーセントは、失踪した時点で未成年であった。また、ボコ・ハラムは北東部のボルノ州とヨベ州で大規模な誘拐を行ったと伝えられている。

4.12 アムネスティ・インターナショナルは、2019 年末の報告書の中で、治安機関（警察及び国家治安庁（State Security Service）の職員を含む）が恣意的な勾留を行い、被勾留者を隔離状態にしたという信頼できる報告を受取ったと語った。そのような事件の 1 つを挙げると、バイエルサ州に本拠を置くタブロイド紙「ウィークリー・ソース」の発行者ジョーンズ・アビリ（Jones Abiri）は国家サービス局（DSS）により、起訴されないまま 2 年以上にわたって外部との連絡が断たれた状態で勾留され、その間は弁護士の接見も家族の面会も許されなかった。アビリは記者たちに対し、2 年間の大半は地下監房で目隠しをされた状態で収容され、勾留されている間は治療を受けることもできなかったと語った。ジャーナリスト保護委員会（CPJ）によると、アビリはニジェール・デルタ過激派集団の構成員として告発されていたが、正式には起訴されていなかった。CPJ によると、アビリの勾留はウィークリー・ソースの 2016 年 7 月版に批判的な報道記事が掲載された後に行われた。CPJ からの公開書簡と公衆の激しい抗議を受けて、アビリは法廷に召喚され、2018 年に最終的に保釈された。アビリは 2019 年初めに再逮捕され、サイバー犯罪、破壊工作罪及びテロ罪で起訴された。彼の裁判は進行中のように窺える。

4.13 また、アムネスティ・インターナショナルは、2019 年 8 月に武装した男たちによってカドゥナ州の自宅から誘拐されたブロガーのアブバカー・イドリス（Abubakar Idris）の事案と、カドゥナ州で治安機関が少なくとも 60 人の IMN メンバーを殺害した 2015 年 12 月から所在が依然不明となっているおよそ 600 人の IMN メンバーの行方にも焦点を当てている。

拘禁中の死亡

4.14 政府は拘禁中の死亡に関する統計又は詳細を提供していない。刑務所及び拘禁施設内の標準未満の状況（拘禁及び刑務所を参照）は、高い率で起きる拘禁中の死亡の一因になっており、この死亡の大半は健康の問題（既に存在している問題と刑務所・拘禁施設内の状態及び取扱いの結果として生じる問題の両方）に関係していると DFAT は理解している。国際人権団体の報告によると、不十分な治療に起因して受刑者の多くは HIV/エイズ、マラリア、結核など治療可能な病気が原因で死亡している。

死刑

4.15 ナイジェリアは、死刑の廃止を目的とした ICCPR の第 2 選択議定書を批准していない（人権の枠組みを参照）。憲法第 33 条第(1)項は死刑の適用を定めているが、特定の犯罪には死刑の適用を必須とすることを定める憲法の条項はない。州及び連邦法に基づき、死刑は単純及び加重殺人、被害者危害を及ぼす結果に至る武装強盗及び強盗、暴力の使用が関わる武装強盗（FCT 内）、国家反逆、謀反、ナイジェリアと戦争するための共謀、死に至る神明裁判の主催の罪に対して科す必須の刑罰としている。死に至るテロ行為の支援又は教唆も必須の刑罰として死刑を科す。シャリーアに従う北部の 12 州は、姦淫、強姦、近親相姦、棄教及び男性同士の肛門性交などの犯罪に対しても死刑を科すことができる。近年、南部の複数の州は死罪に相当する犯罪に誘拐を加えた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.16 FCT は、18 歳未満の児童を年少者と定義し、年少者に死刑を宣告することを禁止する連邦児童権利法を制定した唯一の管轄区域である。ナイジェリアの他の地域では、思春期に達したと考えられる年少者（北部の諸州ではシャリファに基づき）及び 17 歳以上の者（南部の大半の州では民法に基づき）に死刑が適用される。承認されている処刑方法は絞首刑と銃殺体による銃殺刑である（ただし、ナイジェリアは、1999 年に軍事政権が終了して以来、活動している銃殺隊を有していない）。投石による死刑はシャリファの下で適用できるが、死罪における証拠要件は厳格であり、死刑が科されることは稀であると DFAT は理解している。

4.17 アムネスティ・インターナショナルによると、ナイジェリアには 2019 年で 2,000 人を超える死刑囚があり、裁判所は死刑を科し続けている。しかしながら、死刑が科される多数の犯罪があるにもかかわらず、実際に処刑が行われることは稀である。2006 年から 2013 年にかけて死刑の執行を事実上一時停止していたが、武装強盗及び殺人の罪で被拘禁者 4 人が処刑された 2013 年 6 月にこの一時停止期間が終了した。ナイジェリアでの最後の処刑は 2016 年にエド州で行われたと DFAT は理解している。州知事は死刑を終身刑に減刑するため、その憲法上の権限を頻繁に行使してきている。

4.18 市民社会団体は引き続き、死刑の廃止を唱道しており、NHRC はこのテーマに関して時折プレスリリースを発表している。少数の州知事は死刑の廃止を支持すると公言してきた。例えば、2018 年 3 月、デルタ州知事はナイジェリア政府に対しグローバル・トレンド（世界の動向）に沿って死刑を廃止するよう要求した。しかしながら、対話者の報告によると、重罪事件における当然の処罰として、死刑は公衆の幅広い支持を得ている。

4.19 また、死刑に対する社会的姿勢は、軽犯罪（市場での軽い窃盗など）で有罪だと考えられる者を群衆が自発的に、かつ、抑制がきかない形で殺害してしまう「地域社会の正義」が頻繁に起きる状況にも反映されている。国内情報源の報告によると、法執行機関はこのような殺害を防止するための介入を稀にしかせず、捜査及び又は起訴は決して行われぬ。この慣習は広く行き渡っており、公的な法律や慣行から独立して運営されている非公式な地域社会レベルの死刑制度とみなすことができよう。

拷問

4.20 ナイジェリアは、CAT 及びその選択議定書の締約国である（人権の枠組みを参照）。憲法第 34 条第(1)項(c)号は、如何なる者も拷問又は非人道的な若しくは品位を傷付ける取扱いを受けてはならない、と謳っている。2017 年拷問禁止法 (*Anti-Torture Act*) は、拷問を定義し、特に拷問を犯罪としている。同法は、拷問を犯す、又は拷問を幫助し、教唆し、又は作為若しくは不作為により拷問の従犯者となる全ての者（法執行職員を含む）に犯罪と刑罰を定めている。また、同法は、拷問被害者が民事上の損害賠償を求めるための根拠を提供している。2015 年刑事司法管理法 (ACJA) は被逮捕者に対する拷問及び残虐な、非人道的な若しくは品位を傷付ける取扱いを禁止しているが、違反者に対する刑罰は定めていない。個々の州は、ACJA の条項が FCT と連邦機関を超えて適用されるようにするためにはそれぞれ ACJA を採択する必要がある。2019 年 7 月現在、アクワ・イボム州、アナンブラ州、クロスリバー州、デルタ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

州、エキティ州、エヌグ州、カドゥナ州、ラゴス州、オグン州、オンド州、オヨ州及びリバーズ州が ACJA に準拠した法律を採択している。

4.21 こうした強固な法的枠組みがあるにもかかわらず、国内外の人権団体は、犯罪容疑者、過激派戦闘員、被勾留者及び受刑者に対して非人道的な取扱いと拷問を行っているとして治安機関を定期的に非難している。このような取扱いには、警棒とマチューテ（なたに似た刃物）を用いた殴打、ロープによる天井からの吊るし、食物や治療の提供の拒絶などが含まれる可能性がある。また、警察は被逮捕者の「パレード（行進）」と一般に呼ばれるテクニックを用いる。これは、公共空間を通過して被逮捕者を歩かせ、人前で笑いものにさせ、あるいは公衆の虐待（食物その他の物を被逮捕者に投げつけるなど）に晒す行為であった。女性の被拘禁者、特に軍の拘禁施設に収容されている女性は、強姦その他の形態の暴力の被害者となる危険性があると伝えられている。

4.22 法律は拷問を通じて得た証拠や自白を裁判に持ち込むことを禁止しているが、当局はこの禁止条項を必ずしも尊重するとは限らないと伝えられている。人権擁護活動家はナイジェリア警察部隊の強盗防止特別班（SARS）の活動に関して特別な懸念を提起しており、SARS の職員が容疑者から情報を引き出し、また、容疑者を処罰するため、日常的に拷問その他の虐待を行っていると訴えている。アムネスティ・インターナショナルは、2020年6月付け報告書の中で、2017年1月から2020年5月にかけてSARS が実行した拷問、虐待及び超法規的な殺害の事案を少なくとも82件記録している。被害者は主に低所得の背景を持つ若い男性と社会的弱者集団であった。こうした被害者は、娯楽街を標的とした大規模な強制捜索により違法に逮捕され、確実に釈放されるように巨額の賄賂を支払うことを強いられることが多かった。歴代の政府がSARS 改革を約束しているにもかかわらず、アムネスティ・インターナショナルは被拘禁者に対する人権侵害（拷問を含む）で責任を問われることになったSARS 職員が1人もいないことがわかった。

4.23 国家拷問禁止委員会（NCAT）は、法務省（Ministry of Justice）内で活動している。しかしながら、国際監視団体の報告によると、NCAT は法律面及び業務面の独立性を欠き、資金も限られているため、業務を有効に実施することができない。

4.24 犯罪容疑者、過激派戦闘員、被勾留者及び受刑者が拘禁されている間、拷問に至ることもあり得る身体的虐待を受けるリスクは中程度であると DFAT は評価している。

残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

恣意的な逮捕及び勾留

4.25 憲法第35条第(3)項は、逮捕又は勾留されている者は皆、その逮捕及び勾留から24時間以内に、その逮捕及び勾留にかかる事実関係と理由を（本人が理解できる言語で）書面により伝えられなければならないと定めている。第35条第(4)項は、逮捕又は勾留されている者を合理的な期間内に裁判所へ出頭させるよう義務付けており、合理的な期間とは、勾留されている又は保釈に対する権利がない者について

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ては逮捕若しくは勾留の日から 2 か月、保釈されている者については 3 か月と定義されている。第 35 条第(6)項は、違法に逮捕又は勾留された者は適切な当局又は者から補償金と公的謝罪を受ける権利があると定めている。

4.26 1990 年連邦刑事訴訟法 (*Federal Criminal Procedure Act*) に基づき、警察その他の治安機関は、個人が罪を犯したと疑うに足りる合理的な理由があれば、最初に令状を取得することなく当該個人を逮捕する権限がある。逮捕する職員は、逮捕時点で逮捕された容疑者に罪の内容を伝え、合理的な時間内に手続を進めるために容疑者を警察署に連行し、容疑者が弁護士を得て保釈金を積むことを認めるよう義務付けられる。緊急事態宣言下であっても、48 時間以内に被勾留者を治安判事のもとに出頭させ、被勾留者が弁護士や家族と面会できるようにすることが法的に義務付けられている。

4.27 国際監視団体の報告によると、法執行職員は逮捕する際、これらの憲法上及び法律上の保護規定を遵守しないことが多い。警察は犯罪現場の周辺で発見した者が誰であっても数時間から数か月に及ぶ間、尋問のためにその個人の身柄を拘束し、釈放した後も、当局が更なる尋問をするため当該個人に警察署へ戻るよう要求することもあったという報告が存在している。被勾留者の多数は警察が被勾留者を裁判所の審理の場に連行するため、弁護士や家族と面会できるようにするため、家族が裁判を傍聴できるようにするため、又は被勾留者を釈放するために賄賂を要求したと報告している。保釈制度が全く機能していない多くの地域においては、尋問目的で被勾留者が身柄を拘束され、そのまま無期限に収監されたままであったと伝えられている。

4.28 多数の報告によると、軍は、北東部におけるボコ・ハラムとの紛争が継続する状況の中で、時には CJTF など自警団集団のメンバーの支援を受けて、数千人を恣意的に逮捕し、勾留した。米国国務省の報告によると、勾留された人々は、その多くが劣悪で生命を脅かす状況にある軍の拘禁施設に監視が届かない状態で収監されることが多い。軍が北東部において反乱勢力に対する軍事作戦を展開する中で犯した人権侵害疑惑を調査するため 2017 年 3 月に設置された軍事調査委員会 (BOI) (超法規的な殺害を参照) は、恣意的な逮捕を示す証拠を全く発見しなかった。

4.29 人権監視団体の報告によると、治安部隊は引き続き、ボコ・ハラムから追い出された又はボコ・ハラムと関係があると疑われている女性や児童 (ボコ・ハラムによって強制的に結婚させられた又は性的奴隷にされた女性と女兒を含む) を逮捕し、長期にわたって勾留している。当局は調査し、情報価値があるかどうかを確認するためにこれらの女性と児童を勾留していると伝えられている。

4.30 メディアの報道によると、2019 年 2 月にカドゥナ州の当局は部族の長老 9 人を逮捕した。この逮捕は、彼らがカドゥナ州知事の行政を批判したことに対する報復として同知事が命じたと伝えられている。数か月間にわたって起訴されることもなく勾留された後、長老 8 人は 6 月、9 人目は 8 月にそれぞれ釈放された。

体罰

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.31 ナイジェリアには、家庭、代替的なケア施設、デイケア、学校又は刑務所で体罰を禁じる法律がない。(南部) 刑法第 295 条、(北部) 刑法第 55 条及び北部 12 州におけるシャリーア刑法は、両親が子どもを「矯正する」ために腕力を用いる権利を確認している。シャリーア法は、アルコール、薬物、性行為、窃盗、殺人及び傷害に関する特定の犯罪に対して身体的処罰（杖打ち/鞭打ち刑を含む）を行うことを定めているが、身体部位の切断は窃盗、児童誘拐、横領及び強盗に対する潜在的な処罰である。

4.32 国際監視団体の報告によると、シャリーア控訴裁判所は手続上及び証拠上の理由により身体部位切断刑を一貫して覆しており、DFAT は近年そのような刑罰が執行された事案を承知していない。しかしながら、杖打ち/鞭打ち刑は様々な犯罪に関して、特に年少者の犯罪者に対して一般的に科されていると伝えられている。例えば、2018 年 5 月、シャリーア裁判所は、ラマダン期間中の制限時間中にマンガーを食べたとして 20 歳の男に有罪判決を下し、公の場で 40 回彼を鞭打った。シャリーア裁判所は通常、判決直後に杖打ち刑を執行するが、有罪判決を受けた被告人が杖打ち刑の代わりに罰金を支払う又は刑務所に行くことができた事案もある。

4.33 2018 年 11 月の国連人権理事会で行われたナイジェリアの UPR 第 3 サイクルの場で、児童の体罰に関して如何なる勧告も特に行われなかった。しかしながら、ナイジェリアは児童に対する暴力を撲滅するために講じる措置を加速化させるべきであるという勧告をナイジェリア政府は強く支持した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5. その他の検討事項

国家の保護

5.1 ナイジェリアの治安と法執行は、ナイジェリア軍 (NAF)、国家サービス局 (DSS) 及びナイジェリア警察部隊 (NPF) を通じて、連邦レベルで管理されている。また、政府は、民間人合同特別部隊 (CJTF: ボコ・ハラムに対する治安作戦を支援する組織) など特定の目的のために設置された集団も活用している。

5.2 NPF は能力に制約があったため、社会的暴力、特に非常事態宣言下にある地域における社会的暴力やミドル・ベルト地帯の諸州における遊牧民 (大半がフラニ族) とイスラム教徒及びキリスト教徒農民との間の衝突を管理する能力に限界があった (治安情勢を参照)。この結果、政府は高いレベルの暴力を経験している地域にコミュニティの警ら活動を提供する上で、日常的に軍を頼っている。2019 年、ナイジェリア軍は、36 州のほぼ全ての州で積極的な治安作戦を展開し、事実上多くの地域における警ら活動に取って代わる活動を行っていると考えられている。

5.3 他の項でも述べたとおり、治安部隊及び他の政府職員又は機関が人権侵害その他の権限濫用を犯しているという報告が多数行われている。政府は人権侵害疑惑を調査するために幾つかの措置を講じてきたが、人権侵害を犯した職員が起訴されたという公的な報告はほとんどなく、政府のあらゆるレベルで処罰されないという認識が広く行き渡っている。国家職員が犯した人権侵害について一般市民が申し立てた苦情が起訴又は補償に至る可能性は低いと DFAT は評価している。

ナイジェリア軍 (NAF)

5.4 憲法第 3 C 編第 6 章 (第 217 条～第 220 条) は、国防省 (Ministry of Defence) に直属するナイジェリア軍 (NAF) の役割と責任を定めている。NAF は、陸軍、海軍及び空軍で構成され、およそ 18 万 1,000 人の職員がいる。憲法第 217 条第(3)項は、将校団と他の階級の構成に当たっては、ナイジェリアの連邦的性格を反映させるよう義務付けている。ナイジェリアの 2019 年における軍事支出額は、GDP の 0.5 パーセントに相当するものであった。ナイジェリアの自発的な兵役年齢は 18 歳である。徴兵は一切ない。近年の歴史で述べたように、1960 年に独立してから 1999 年に文民支配に戻るまで、大半の期間にわたって軍部がナイジェリアを支配した。1999 年以降、軍は政治に関わってきていないが、上席の政治家 (現在の大統領を含む) の多くは元将校であり、NAF は引き続き国民生活の中で大きな役割を占めている。

5.5 大統領はナイジェリアの対外安全保障に責任を負うのに加え、憲法第 217 条第(2)項(c)号は、暴動を鎮圧し文官当局を支援して秩序を回復するために行動することを目的として (国民議会の支援を得ながら) NAF を用いる権限を大統領に付与している。2019 年、NAF は北東部、南東部、ニジェール・デルタ地帯、ミドル・ベルト地帯及び北西部において継続されている反乱勢力に対する共同作戦の一部を担っていた。また、NAF は アフリカ地域の平和維持活動に著しい貢献を果たしてきた (最も注目すべきは

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

1990年代のリベリアとシエラ・レオネにおける活動)。近年、NAFは特に北東部におけるボコ・ハラムの反政府活動及びミドル・ベルト地帯において悪化するコミュニティ間紛争に焦点を当ててきている(治安情勢を参照)。

5.6 ボコ・ハラムとの紛争が長引き、NAFが治安の脅威となっているボコ・ハラムを排除できないことで、批判が噴出し、一部のコメンテーターはNAFが戦線を拡大し過ぎであり、隊員・装備が不足しており、戦闘能力が低いと論じるに至っている。NAF内の汚職は、部隊レベルでの士気が低い一因となっている。前線の兵士は不十分な装備と賃金を受取っていない状況について公然と不満を漏らしている。他の項でも述べたように、人権監視団体は幾度となく、NAFがボコ・ハラムに対する作戦を展開する中で市民や反乱軍兵士と疑われている者に対し深刻な人権侵害を犯しているとして、懸念を提起してきた。

5.7 2004年軍隊法 (*Armed Forces Act*) は、NAF内の懲戒処分は兵士の司令官によって決定され、その決定は指揮命令系統の検証を受けなければならないと規定している。NAFは民間人が持ち込む人権侵害に関する苦情を調査するためにマイドゥグリに人権デスクを用意しているほか、一般軍法会議が常置されている。マイドゥグリの軍法会議は、市民の強姦、殺人及び誘拐の罪で兵士たちを有罪にしてきた。マイドゥグリの人権デスクはNHRC及びナイジェリア法曹協会 (*Nigerian Bar Association*) と連携して苦情を受理し、調査しているが、主要な居住地区外からの苦情を調査する潜在的及び顕在的能力は依然として限られている。国際監視団体によると、虐待に関する告発で信用できるものの多くは調査されないままになっている。

ナイジェリア警察部隊 (NPF)

5.8 憲法第3B編第6章(第214条～第216条)は、国の主要な法執行機関であるナイジェリア警察部隊 (NPF) の役割と責任を定めている。第214条は、連邦内の各選挙区が自らの警察部隊を形成することを禁止している。NPFは各州で法と秩序を維持し、国境警備、海上及び反テロリズム活動に従事している。大統領によって任命され、大統領に直接報告する警察監察長官がNPFを指揮する。

5.9 およそ37万人の職員を擁するNPFは、世界最大の警察部隊の1つであるが、国連が推奨する比率である住民400人当たり警察官1人を満たすためには、さらに15万5,000人の職員を訓練する必要がある。女性のNPF職員の正確な数は不明であるが、歴史的に低く推移している。国内情報源の報告によると、NPFは低い能力と不十分な訓練に苦しんでおり、その業務活動の効率性は、一元的な性格を帯びていることにより妨げられている。一元的体制のせいで、資源配分と業務手続の変更を全ての州で実施するのに手間取ってしまうのである。

5.10 警察の給与は低く、新任職員の年収は400米ドル未満である。この結果、警察官は所得を補填するため汚職慣行に晒されやすくなっており、ナイジェリア人の多くはNPFを風土的に腐敗した組織であるとみなしている(汚職を参照)。2018年11月、ブハリ大統領は、汚職に対処し、成果を挙げるために警察の給与を引き上げる法律を承認した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.11 国内外の監視団体は、NPF が市民暴動又は抗議行動を制圧するために実弾を含む不釣り合いな武力を行使した多数の事案を報告している（超法規的な殺害を参照）。また、監視団体は、NPF 職員が個人を恣意的に逮捕し、勾留し、また、勾留されている犯罪容疑者と反乱軍戦闘員を虐待した多数の事案も報告している（恣意的な逮捕及び勾留を参照）。拷問で述べたとおり、国際監視団体の報告によると、NPF の SARS は、後に容疑者を裁判にかけるために利用する自白を引き出すため容疑者を拷問にかけることがあった。

5.12 報道されている説明責任を伴わない SARS の暴力の歴史に対する公衆の不満は、2020 年 10 月と 11 月に「#EndSARS」運動として知られる抗議行動がナイジェリア全土にわたって起きたことで頂点に達した。この抗議行動は、デルタ州である男性が SARS 職員によって殺害され、その模様を捉えたビデオが配信された事件が報道されたことを受けて起きた。10 月 11 日、大統領は SARS を解散し、その解散は即刻発効したが、抗議行動は続いた。アムネスティ・インターナショナルは、10 月 20 日にラゴスで軍と警察が抗議参加者に発砲し、少なくとも 12 人が死亡したと主張した。軍は隊員が関与したことを否定したが、ラゴス州知事は「ナイジェリア軍が命じた交戦規則」に対する調査を開始した。抗議行動は政府が抗議運動を厳しく取り締まる中、継続したが、警察改革の必要性は広く認識された。ブハリ大統領は 10 月 22 日、全国放送で抗議参加者の声は「明瞭に」聞こえたと言った。解体された SARS 警察部隊の虐待にかかる報告を調査するために州ベースの司法調査パネル（Judicial Panels of Inquiry）が設置されたが、これは抗議行動がもたらした主要な成果であり、メディアで大きく報道された。同パネルは、報告まで 6 か月間を与えられた。この対応は明らかに改革の必要性を認識しているが、これと並行して、一部の抗議参加者は政府が「#EndSARS」運動と関係がある人々の銀行口座を凍結し、パスポートを留保することにより、こうした人々を標的にした運動を展開していると主張している。

5.13 3つの政府機関、すなわち、ナイジェリア警察評議会（Nigerian Police Council）、警察業務委員会（PSC）及び警察問題省（Ministry of Police Affairs）が NPF を監督している。国内情報源の報告によると、これらの組織（及び NHRC）は、資源が不十分であり、かつ、独立性に欠けていることで、警察の虐待の事例を防止し、調査する能力が妨げられている。

司法制度

5.14 ナイジェリアの司法制度は、英国のコモン・ローと制定法、慣習法及びシャリーアを混ぜ合わせたものである。裁判の前例、法律及び憲法も、ナイジェリアの法典及び法制度に影響を及ぼしている。全国のどの地域にも単一の裁判所制度は存在していない。各州には従来型裁判所（英国由来の制定法及びコモン・ローに従う）のほかに慣習裁判所及び又はシャリーア裁判所がある（次項を参照）。

5.15 最高裁判所（Supreme Court）は、ナイジェリアにおける最高位の司法当局であり、長官（Chief Justice）と 15 人の判事で構成される。下級裁判所には、上訴裁判所（Courts of Appeal）（6 州の全域にわたって 72 か所設けられている）、連邦及び州の高等裁判所（High Courts）（各州に 1 か所）、FCT 内にあるシャリーア控訴裁判所（Sharia Court of Appeal）及び慣習的控訴裁判所（Customary Court of Appeal）が含まれる。また、治安判事を含む第一審裁判所も存在するほか、北部の 12 州にはシャリーア

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

裁判所もある（次項を参照）。最高裁判所の判決は最終的なものである。高等裁判所は民事及び刑事問題に関して独自の管轄権（すなわち、事案を最初に審理する権限）を有する。

5.16 現在の最高裁判所長官は、2019年7月に永続的ベースで任命されたイブラヒム・タンコ・ムハンマド（Ibrahim Tanko Muhammad）である。彼はウォルター・オノゲン前長官が資産の虚偽申告により停職処分を受けた後の2019年1月に長官代行として任命されていた。現在、最高裁判所には4人の女性判事がいる。独立した機関である国家司法審議会（National Judicial Council）は、司法職員の報酬、任命及び解雇を管理している。

5.17 英語がナイジェリアにおける全ての裁判所の公用語であるが、翻訳サービスを利用できる。被告人は推定無罪の権利、不当な遅滞なく公正な裁判を受ける権利、弁護士と通信する権利及び法律扶助を求める権利を有している。ナイジェリア法律扶助評議会（Nigerian Legal Aid Council）は、裁判所で法律相談、助言又は代理を提供する連邦法務省直属機関である。同評議会の本部はアブジャにあり、また、36州全てに支部を置いている。しかしながら、同評議会は法的助言を必要とする容疑者の数に対処するだけの資源を有していない。

5.18 国際監視団体の報告によると、司法部門は専門的にかつ独立して活動しようとしているが、特に州及び地方レベルで行政及び立法部門から、また、政治的指導者からの圧力に晒されやすい可能性がある。また、裁判所の有効性は、職員向けの設備及び訓練が不足していることや職員の報酬が低レベルにあることによっても影響を受ける場合がある。他の国々と同様に、ナイジェリアの裁判制度を通じて法的救済措置を求めることは、多額の費用、手続の遅延及び係属中事案の多さにより影響を受けるため、多くのナイジェリア人にとって紛争を解決するための利用しやすい手段ではないかもしれず、また、裁判前の勾留が長引く結果になるかもしれない。当局が裁判を待つ被告人を法律で認められる刑期を優に超えた期間にわたって勾留していたという事案もあった。

5.19 下級レベルの裁判所では汚職が問題であると報告されており、市民は訴訟事件の審理を早める又は有利な判決を得るための見返りとして司法職員から賄賂を要求されたと証言している。裁判官は容易に贈賄され、訴訟当事者は公平な判決を得るのに裁判所に依存することができないという公衆の認識が広く行き渡っている。

5.20 憲法第36条第(9)項及び第(10)条は、刑事犯罪で裁判にかけられた又は赦免されたことを示す者を当該刑事犯罪で再び裁判にかけてはならない（別名「二重の危険」の禁止としても知られている）と定めている。2018年逃亡犯人引渡（改正）法（*Extradition (Amendment) Act*）は、1999年憲法に基づき認められた二重の危険を禁止する規則に効力を与えるために以前の法律を改正し、身元が誤認された場合に当該者の引渡しを回避するための手続上の安全措置を規定し、また、憲法の条項に合わせるため、同法の適切な修正を行い、発効させている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.21 憲法第 275 条第(1)項は、各州がコモン・ローの裁判所に加え、シャリーア又は慣習（伝統）法制度に基づく裁判所を設置できると規定している。シャリーア裁判所は、北部の 12 州と FCT で機能しているが、慣習裁判所は 36 州の大半で機能している。事案の性格と当事者の同意が通常、どの種類の裁判所に管轄権を持たせるかを決定する。北部のシャリーア裁判所の場合、シャリーア裁判所制度を構築しようという推進力は、コモン・ロー制度に非効率性、費用及び汚職の問題があるという認識に少なくとも一部端を発している。しかしながら、国際監視団体の報告によると、大半の州では、シャリーア刑法及び刑事訴訟法への移行が急ごしらえの施行であり、法制化が不十分であり、憲法上も議論の余地があると認識されている。

5.22 憲法は、刑事事件にシャリーア裁判所を利用することについては沈黙を貫いている。シャリーア裁判所は、民事事案に加え、原告、被告人ともイスラム教徒であり、裁判地に同意するのであれば、刑事事件も審理する。シャリーア裁判所は、シャリーア刑法に基づいて判決を言い渡す可能性がある。判決には、杖打ち、身体部位切断、及び投石による死刑などの刑罰を定めているハット罪（クルアーンで規定されている刑罰が科される重大な刑事犯罪）に対する判決も含まれている（**体罰及び死刑**を参照）。DFAT は、身体部位切断又は投石による死刑という刑罰が執行された近年の事案を承知していない。憲法上の言語は世俗的な刑事裁判所のみを支持し、非自発的にシャリーア刑事裁判所に参加することを禁じているにもかかわらず、ザムファラ州の法律は、イスラム教徒が関わる全ての刑事事件をシャリーア裁判所が審理することを義務付けている。

5.23 被告人は、コモン・ローの上訴裁判所を通じてシャリーア刑法の合憲性に異議を唱える権利を有する。2019 年 9 月現在、十分な法的地位がある異議申立てはコモン・ローの控訴裁判所に届いていない。シャリーアに基づく判決を審理する最も高位の上訴裁判所は、シャリーア刑法に関する正式な訓練を受けることを義務付けられないコモン・ローの判事が配属されている最高裁判所である。シャリーアの専門家はこの判事たちに助言することが多い。国際監視団体の報告によると、シャリーア裁判所は、多くの裁判所職員が正確に、かつ、効果的に刑事訴訟手続を管理するための基礎的な正式教育又は適切な訓練を欠いているため、人為的ミスにより晒されやすくなっている。こうした欠点があるにもかかわらず、北部の多くの州は、特に民事問題に関してはシャリーア裁判所の方が迅速で、費用も安く、ハウサ語で行われることから、世俗的な裁判所よりもシャリーア裁判所の方を好むと伝えられている。

5.24 非イスラム教徒は、本人の訴訟事案をシャリーア裁判所で審理されるようにすることを義務付けられていないが、当該訴訟事案にイスラム教徒が関わる場合、シャリーア裁判所を選択することができる。一部の非イスラム教徒は、一般に民事裁判所よりも費用がかからず、迅速だと考えられているシャリーア裁判所で自らの事案が審理されることを選択すると伝えられている。DFAT は、自らの事案をシャリーア裁判所で審理されることを選択する非イスラム教徒の数又は下された判決内容に対する満足度を確認することができない。シャリーア法に基づく審理結果は、審理対象となっている問題の内容次第で異なるが、多くの場合、女性、ドメスティック・バイオレンスの被害者及び同性愛を疑われている人々を不利な立場に置く可能性がある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

拘禁及び刑務所

5.25 内務省（Ministry of Internal Affairs : MIA）は、ナイジェリア 矯正局（Nigerian Correctional Service : NCS）が管理する刑務所及び拘禁施設に責任を負う。2020年6月現在、ナイジェリアには全国 240 か所の施設に合計 62,781 人の在監者がおり、これは 146.8 パーセントの占有レベルを示している。在監者数の 72.9 パーセントは、裁判前被勾留者/再拘禁受刑者である。女性受刑者は、在監者数の 1.8 パーセント、年少者は 1.7 パーセントをそれぞれ構成している。

5.26 国家人権委員会（NHRC）は刑務所監査を実施する権限を付与されているが、2012年からは監査報告書を公表したことがない。法務省も法律扶助評議会を通じて一定の刑務所監視を行っている。限定的ではあるが、独立した非政府監視団体による刑務所監視も行われている。赤十字国際委員会は、警察の留置所、NCS 及び軍の一部の拘禁施設に立ち入ることができる。2015年刑事司法管理法（ACJA）は、各州の裁判長又は裁判長が指名した治安判事は、同治安判事の管轄区域内にある刑務所以外の警察署及び他の拘禁施設について月次検査を実施するものとし、また、逮捕記録を検査し、容疑者の罪状認否鉄続きを指示し、以前に拒否されたが適切と判断すれば保釈を与えることができると定めている。受刑者は家族の面会を受入れることを認められるが、家族の資金不足や長い移動距離のために面会が行われることはほとんどない。刑務官は訪問者との面会を認める見返りに賄賂を要求することが多いと伝えられている。

5.27 国際監視団体の報告によると、刑務所と拘禁施設は過酷で生命を脅かす状況にある。飲用水の不足、不十分な下水設備及び深刻な過密状態が危険で非衛生的な状態をもたらしている。警備員と刑務官は食物、刑務所の保守、日常的な裁判所の指定場所までの輸送及び釈放に関してその代金を支払うよう受刑者に強要し、又は手数料を取ったと伝えられている。女性受刑者は、強姦の脅威に晒されることもあった。お金がない又は家族の支援がない受刑者は十分な食物を得られない可能性があり、貧しい受刑者は生き残るために他の受刑者からの施しに頼ることが多い。刑務官、警察官及び他の治安機関職員は、処罰として又は金銭を強要するために、食物又は治療を受刑者に提供するのを拒否することが多いと伝えられている。

5.28 国際監視団体の報告によると、当局は特に農村部において女性受刑者と男性受刑者を一緒に収監することがあり、また、年少者の容疑者を成人と一緒に収監することが多い。刑務所の多くは妊娠又は授乳している又は授乳女性を世話するための施設を有していない。法律は児童の収監を禁じているが、未成年者 – その多くが刑務所内で出生した – は刑務所内で生活している。刑務所は一般に、精神障害がある受刑者に精神医療サービス又は他の宿泊施設を提供するための取組をほとんど行っていない。

5.29 MIA が運営する施設に加え、複数の非公式な軍刑務所（最も注目に値するのは、ボルノ州マイドゥグリにあるギワ兵舎施設（Giwa Barracks Facility））もボコ・ハラムと関係があると疑われている容疑者を収監している。そのような施設の被拘禁者の総数は不明である。人権監視団体の報告によると、これらの被拘禁者は一般に、適正手続を拒否され、過酷で生命を脅かす状態にある施設に、恣意的にかつ無期限で収監される。拘禁されている人々の中には、ボコ・ハラムから追い出された又はボコ・ハラムと関

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

係があると疑われている女性や児童（ボコ・ハラムによって強制的に結婚させられた又は性的奴隷にされた女性と女兒を含む）が含まれている。ヒューマン・ライツ・ウォッチが 2019 年 9 月の報告書でギワ兵舎に児童が標準未満の状態で収容されている事実を記録した後、2019 年 10 月に当局は収容されている児童 25 人を釈放した。

国内移住

5.30 移動の自由はナイジェリア憲法で保障されている基本的権利の一つであり、第 41 条第(1)項は、国内全域を自由に移動する市民の権利、及び国内の任意の地域に居住する市民の権利を保障している。ナイジェリアにおいて国内移住をするに際しての法的障壁はないが、州政府及び地方自治体は各居住地域の先住民ではない民族集団を頻繁に差別すると伝えられている（人種/国籍を参照）。

5.31 ナイジェリアで国内移住は極めて一般的である。ナイジェリア人は、本人の出生地又は家族の出身地とは異なる場所で生活し、働くことが多い。この居住分布は、多数の要因を反映している。要因としては、ナイジェリア全域にわたって電気通信、建設、卸売・小売、製造などの部門での雇用機会があること、教育機会があること、国家サービス又はインターンシップの取り決めの一環として卒業生を配属させる環境があること、遊牧民又は農民が新たな放牧若しくは農業機会を求めている状況があること、国内の他の地域で親戚又は家族の支援構造が存在していること、国内の北東部における貧困若しくは紛争に起因して国内避難が行われていることなどが挙げられる。国内移住をする人々の中には、南部へ移動する北部居住者とカドゥナ州やカノ州などより北部の居住区又は FCT へ移動する南部居住者の両方が含まれる。

5.32 非先住民は、新たな土地で家族の繋がり又は資金を持っていなければ、新たな州へ移動する際に困難を経験することがあり得る。また、非先住民は、政府サービス（民間部門における大学又は雇用を含む）にアクセスしようとする際、公的差別を受ける可能性がある（人種/国籍を参照）。しかしながら、これらの制限は、ラゴスやアブジャといった大都心には適用されない。

5.33 ナイジェリアには、北東部におけるボコ・ハラムの反政府活動及びミドル・ベルト地帯における紛争から逃亡してきたおよそ 300 万人の国内避難民（IDPs）がいる（治安情勢を参照）。UNHCR の報告によると、ナイジェリアの IDPs は、あらゆる宗教と民族性を代表している。その大半は、家族の繋がりがある受入コミュニティ又は紛争に対応して設置された国営キャンプで自由に定住している。一部の IDPs は反乱活動に対応してナイジェリア南部に移動しているが、言語や文化の差異、家族の繋がりやの欠如により、北部から南部への大規模移住が妨げられる可能性がある。

5.34 ナイジェリア人は国内を自由に移転することができ、実際に国内移住していると DFAT は評価している。非先住民にとっては、特に北部の諸州と南部の諸州の間の言語、宗教及び文化の違いにより、国内移住がより困難なものになる可能性があるが、こうした状況が国内移住を妨げることにはなっていない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) 渡航証明書

5.35 ECOWAS は経済統合に焦点を当てた西アフリカ 15 か国の地域グループである。ナイジェリア人はナイジェリアのパスポート又は ECOWAS 渡航証明書を持っていれば、ECOWAS 条約が対象とする加盟国の全てに自由に入国することができる。また、ナイジェリア人は、ECOWAS の全加盟国に居住する権利がある。ECOWAS に関する詳細情報は、DFAT の「テーマ別報告書：ECOWAS」で提供されている。

5.36 ナイジェリア移民局 (NIS) は、2 年間有効でさらに 2 年間更新可能な ECOWAS 渡航証明書を発行している。申請者は記入済の申請書、直近に撮影したパスポート用カラー写真 3 枚、年齢を証明する書類 (出生証明書又は法定申告書)、(会社員の場合) 雇用主からの紹介状、を申請者の地方自治体の長が発行するナイジェリア市民であることを確認するレターを提出しなければならない。学生と訓練生の申請者は、移住責任を受入れる (本人たちが学ぶ) 施設の長からの紹介状を提出しなければならない。

帰還者の取扱い

5.37 憲法第 41 条第(1)項は、如何なる市民もナイジェリアから追放されてはならず、ナイジェリアからの出入国を拒絶されてはならないと定めている。しかしながら、第 41 条第(2)項(a)号及び(b)号は、刑事上の罪を犯した若しくは刑事上の罪を犯した合理的な疑いがある者がナイジェリアを出国するのを防止するため、又は刑事上の罪を犯した嫌疑によりナイジェリア国外で裁判にかけるために、その者をナイジェリアから出国させて他国へ向かわせる準備をするため、又は有罪を宣告された者に対しその訴因となった犯罪に関して裁判所が言い渡した刑罰が執行され、他国でその者を懲役刑に服させるため (但し、この件に関して、当該他国とナイジェリアの間で互惠待遇協定が存在すると仮定する)、国家が当該者の居住若しくは移動に制限を課すことを認めている。

出入国手続

5.38 2015 年移民法 (*Immigration Act*) は、ナイジェリアからの出入国に関する法律上及び規制上の枠組みを提供している。連邦内務省の直属機関であるナイジェリア移民局 (NIS) は、国外からの移住、国外への移住、入国ビザ及び入国許可証の発給を規制し、承認する責任を担っている。

5.39 同法第 17 条は、公認されているいずれかの港からナイジェリアに到着する又はナイジェリアを出国する全ての乗客に対し、入国又は出国カードを提出し、有効な渡航文書の所有者であることを移民局職員に納得させるよう義務付けている。同法第 39 条に従い、移民局長官 (*Comptroller-General of Immigration*) は同法に基づき、公益に適っているとみなせば、入国許可証をいつでも取り消すことができる。同法第 31 条に基づき、内務大臣 (*Minister of Interior*) も 公益上の理由 (不十分な資金、無効なビザ又はパスポート、復路航空券の不所持、「疑わしい任務」などが含まれる可能性がある) によりいずれかの者がナイアガラから出国するのを禁じる権限を有する。2020 年 7 月、内務大臣は英国への入国ビザを所有していないという理由で医師 58 人がナイジェリアから出国するのを禁じる際、第 31 条を発動した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.40 NIS その他の機関（警察及び薬物取締機関を含む）の職員は、申請を却下されて帰国する庇護希望者が搭乗した航空機を待つて庇護希望者と接触する。降機した後、当局は帰還者を一時収容施設まで連行し、そこで NIS が帰還者に対応する。NIS は最低 2 年間国外退去していたナイジェリア人のパスポートを押収できると伝えられている。

帰還者の状況

5.41 毎日、数千人のナイジェリア人が入出国する。「難民、移住者及び国内避難民のための国家委員会（National Commission for Refugees, Migrants and Internally Displaced Persons）」によると、ナイジェリアは 2018 年に合計で 11,494 人の帰還者を受入れた。このうち、10,180 人はリビアから帰国している。このような帰還者に何らかの烙印が押されるという証拠はない。

5.42 ナイジェリア国民は、国際移住機関（IOM）が運営し、欧州難民基金（European Refugee Fund）が共同出資する自主的帰還・社会復帰支援プログラム（Voluntary Assisted Return and Reintegration Programme）を通じて、いつでもナイジェリアの任意の地域に自発的に帰還することができる。同プログラムは、渡航文書の取得、航空機の予約及びナイジェリアにおける社会復帰支援の企画に際して支援を提供しており、また、庇護申請の決定又は不服申立ての結果を待っている人々に加え、申請を却下された庇護希望者も同プログラムを利用できる。ナイジェリアに到着後、帰還者は食物、健康診断、一夜の宿泊施設、必需品購入費や交通費として使える金銭（最大で 100 ユーロ）などの緊急支援を受けることができる。また、帰還者は、現物での社会復帰支援や技能訓練も受けることができる。

5.43 政府は、2019 年度予算として帰還者向けの社会復帰支援活動を含むプロジェクトに 1,000 億ナイラ（およそ 4 億豪ドル）を割当てた。一部の州は、帰還者向けに月次の給付金も提供している。2019 年 8 月、政府はリハビリテーション活動と社会復帰活動をより良く連携させることを目指して、人道問題・災害管理・社会開発省（Ministry of Humanitarian Affairs, Disaster Management and Social Development）を設置した。

5.44 海外から犯罪歴を持って帰国するナイジェリア市民は、1990 年 *国家麻薬法執行局法（National Drug Law Enforcement Agency Act）* 法令（Decree）第 33 号に基づき起訴される可能性がある。法令第 33 号は、海外から犯罪歴を持ってナイジェリアに帰国するナイジェリア人（薬物に関わる罪及びその他の重大犯罪（資金洗浄、詐欺、武装強盗及び強姦など）で有罪判決を受けた者を含む）の起訴について定めている。法令第 33 号に基づく最低刑罰は懲役 5 年である。実際面では、ナイジェリア政府はこれまで法令第 33 号を実施することは稀であったと DFAT は理解している。

文書

国民身分証明書（電子 ID カード）

5.45 国民電子身分証明書（National Electronic Identification Card：電子 ID カードとして知られる）は、ナイジェリアの主要な身分証明書である。それぞれの電子 ID カードには、11 桁から成る固有の国

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

民識別番号 (NIN) が含まれている。NIN は個人に関する全ての記録を国民識別データベース (NID) と結びつけるために用いられる。市民は電子 ID カードを用いて、様々な政府サービス (医療、年金、有権者登録、納税、運転免許証、交通、モバイル SIM カード、保険など) にアクセスすることができる。また、電子 ID カードは前払のデビット・カードとしての機能も果たす。電子 ID カードは最終的に ECOWAS 加盟国間の渡航文書としての役割を担うことを目的としている。

5.46 国民識別管理委員会 (NIMC) は、2007 年 NIMC 法に基づき NIN、電子 ID カード及び NID を管理している。NIN の登録は、全市民にとって必須である。市民は出生時点から NIN を取得する資格があり、合法的な居住者である。市民は NIN と電子 ID カードを取得するために、それぞれの州にある NIMC 登録センターへ行き、写真、指紋、虹彩スキャン及び署名を記録しなければならない。

5.47 世界銀行によると、NIMC はそのデータ保存、災害復旧施設及び NID 向けの手順に関して国際標準化機構 (International Organization for Standardization) から認証を受けている。システムは、データベース・セキュリティ・システム、公開鍵インフラ暗号、バックアップ・サーバー付き障害回復サイト、ディーゼル発電機からの常時電力など、物理的及びサイバー攻撃からのリスクを緩和するよう設計されている。

パスポート

5.48 NIS はナイジェリア国内でパスポートを発行し、管理するが、海外に住むナイジェリア人に対しては在外の大使館及び領事館がパスポートを発行する。標準的な成人用の電子パスポート (e パスポート) は 5 年間有効であり、32 頁版は 17,000 ナイラ (63 豪ドル)、64 頁版は 22,000 ナイラ (181 豪ドル) の費用がかかる。政府は 2019 年 1 月にセキュリティが改善され、ポリカーボネート技術が用いられた強化電子パスポートの発行を開始した。強化電子パスポートの費用は、有効期間 5 年の 32 頁版で 25,000 ナイラ (92 豪ドル)、有効期間 10 年の 64 頁版で 35,000 ナイラ (129 豪ドル)、有効期間 10 年の 64 頁版で 70,000 ナイラ (259 豪ドル) となっている。

5.49 申請者は、まずオンラインでパスポートを申請し、次いで地元の NIS 事務所又は在外の大使館で行われる面接を受けなければならない。現在の成人用パスポート申請者の要件には、有効な国民身分証明書又は申請者が居住する地方自治体からの身元確認状、結婚証明書 (関係する場合)、出生証明書又は年齢申告書、及び宣誓管理官 (Commissioner of Oaths) が証明した保証人の書式が含まれる。未成年者 (18 歳未満) の場合、一方の親の同意書も必要となる。パスポートの写真は、保証人によって裏書きされなければならない。強化電子パスポートの場合、申請者は国民識別番号も提出しなければならない。

5.50 パスポートがないナイジェリア人でも、在外の大使館又は領事館が発行し、30 日間有効な緊急渡航証明書 (Emergency Travel Certificate) があればナイジェリアに再入国することができる。

出身州証明書

5.51 出身州証明書 (Certificate of State of Origin) は、所持者が主張する出身州に関する一応の (*prima*

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

facie) 証拠であり、身元を明らかにする一般的な手段である。この証明書は、奨学金制度、雇用/職斡旋、教育機関への入学又は政治における任命など様々な管理目的で必要になる場合がある。ナイジェリア国民識別管理委員会 (Nigeria National Identity Management Commission) のウェブサイトによると、出身州証明書は NIN を登録するために身元を証明するものとして (数ある文書の中でもとりわけ) 必要になる。

5.52 国際情報源の報告によると、出身州証明書を取得するための標準的な手続はない。しかしながら、この手続には通常、関係する州連絡事務所 (State Liaison Office) への申請者の訪問、申請書の記入、パスポート用写真 2 枚の提出、手数料 (州間で均一ではないが、通常は 2,000~5,000 ナイラ (7~18 豪ドル) 程度) の支払が含まれると考えられる。申請書は申請者とその祖先 (両親、祖父母及び曾祖父母) の氏名と出生地、申請者が地元の言語を話すかどうか、また、当該出身地州に居住している期間はどれくらいかに関する情報を要求する可能性が高い。また、申請者は、市、町、村又は集落の伝統的な長が発行するサポート・レターを提出することも義務付けられる可能性がある。さらに、場合によっては、地元の方で会話をし、又はなぜ地元の方で会話できないのかを説明できるよう要求される。

5.53 出身州証明書の発行当局は知事であるが、実際には、州連絡事務所か発行州内にある地方自治体事務局 (Local Government Secretariat) が出身地証明書を発行する。署名権限者は州連絡事務所長である。出身州証明書の外観は州により異なるが、通常はカラーで印刷され、ナイジェリアの紋章及び/又は個々の州の紋章が表面に描かれている。

5.54 地方自治体も、「出身地方自治体証明書」を発行することができるが、この証明書を取得するためのプロセス又は要件に関して入手できる情報はほとんどない。ナイジェリア防衛学校 (Nigerian Defence Academy) のウェブサイトには、同学校へ入学するためには「州の出身地方自治体証明書を提示しなければならない。これについては州政府事務所 (Office of the State Government) が発行する州の先住民証明書が望ましい」と記載されている。

5.55 州の「先住民」とみなされる人々は、公的資金、政府の職、教育、及び「入植者」が利用できない他の機会に対する優先的アクセスを与えられることが多い。憲法は、「先住民」又は「入植者」の地位に関する定義を与えていない。実際には、出身州 (又は地) は個人の出生地ではなく父方の祖先の出生地を指している。少数派の権利に関する国連特別報告官 (UN Special Rapporteur for Minority Rights) は 2015 年、長い期間にわたっていずれかの州に居住しているということは、たとえ数世代にわたって居住していたとしても、当該者 (又はコミュニティ) に先住民とみなされる権利を与える基準になるとは考えられず、また、長期にわたる居住者であっても先住民の証明書 (出身州証明書を含む) の発行を拒否されることが多い、と報告した。連邦的性格委員会の指針 (Guiding Principles of the Federal Character Commission) によると、州の先住民は地方自治体から州の先住民として「受入れられた」全ての者である。こうした考え方によって、甚大な裁量的権限がこれら当局の手に与えられることになる。実際、分析家たちは、証明書を発行する過程で発生した多数の汚職事案を報告している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

偽造の横行

5.56 刑法と犯罪法（Criminal Code）は文書の詐欺と偽造を犯罪としているが、ナイジェリアは過去に高い率の文書詐欺を経験している。出生証明書、死亡証明書及び結婚証明書に加え、移民局職員は偽造される可能性がある他の一般的な文書として銀行取引明細書、健康保険証明書、招待レター、紹介状及び多国籍企業からの雇用レターが挙げられると報告している。このような偽造文書はパスポートを取得するのに利用されることが多い。警察詐欺特別班（Police Special Fraud Unit）は2017年6月、イタリア大使館は偽造文書が使用された経緯を通じて取得したナイジェリアの偽造パスポートを毎月平均して50冊、同班に送ってきていると報告した。

5.57 違法なパスポートを求める人々には、国外退去させられた人々、パスポートを押収された人々、庇護を求める人々、代理人を通じて海外で（売春など）違法労働に従事する人々が含まれる可能性がある。また、ナイジェリア人は、ガーナ、セネガル、ギニア及びモザンビークなどの国々に偽造パスポートを求める場合もあると伝えられている。

5.58 国内情報源の報告によると、ナイジェリアには、その業者を使えば真正なパスポートを取得するために用いることができる偽造運転免許証その他の書類（結婚証明書、出生証明書、年齢申告書及び地方自治体が発行する身元確認レター）を取得するのが困難でもなく、高額でもないと言われる多数の偽造ビジネス業者が存在する。地元のNI事務所における汚職も真正パスポートの偽造を可能にしている可能性がある。

5.59 ナイジェリアは偽造のリスクと闘うために機関を設置し、手続を強化している。例えば、銀行システム管理は、電子取引の増加とモバイル・アプリによる資金送金の広範な利用を促進している。ナイジェリアは徐々にその国民識別システムと生体認証機能を強化している。NISは渡航文書と通貨代替物（小切手など）を検査するために法医学実験室を有しており、ナイジェリア警察部隊は詐欺と闘うために特別詐欺班を設置した。同班は積極的に捜査し、容疑者を起訴している。しかしながら、これまで有罪判決に至った事案はほとんどないとDFATは理解している。

5.60 ナイジェリアは詐欺に対する管理を強化するための努力を払っているものの、文書詐欺は、紛失文書の再発行過程における詐欺を含め、依然として深刻な問題として残っているとDFATは評価している。